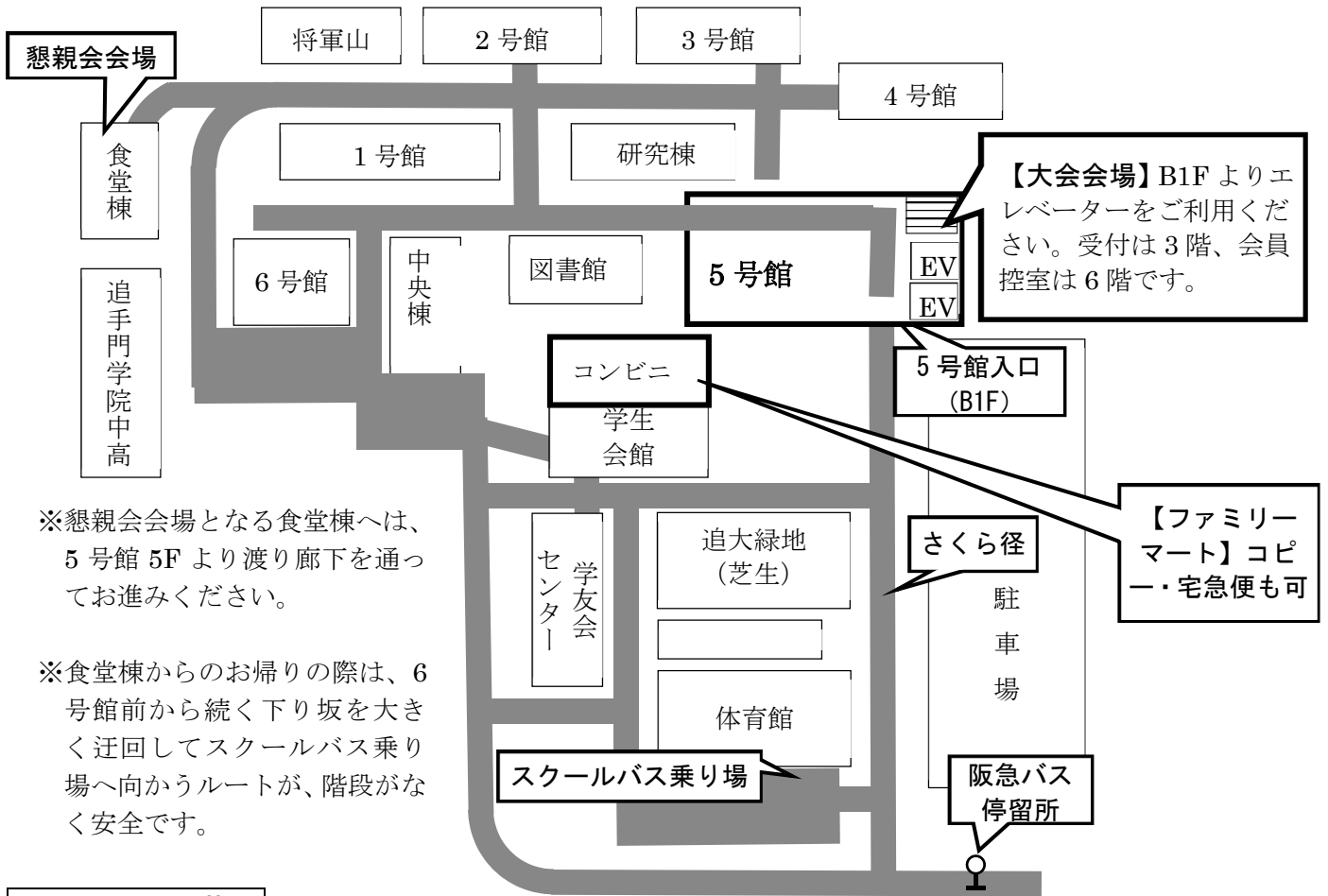

第 25 回
日本家族社会学会大会
報告要旨

2015 年 9 月 5 日（土）・6 日（日）

開催校・会場： 追手門学院大学

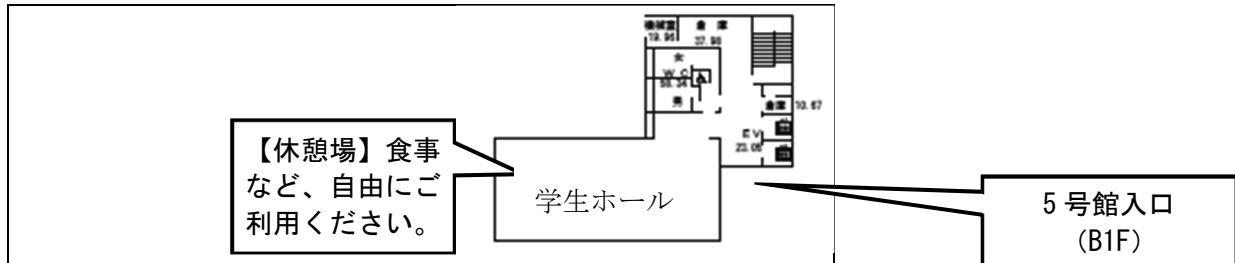
追手門学院大学 構内図



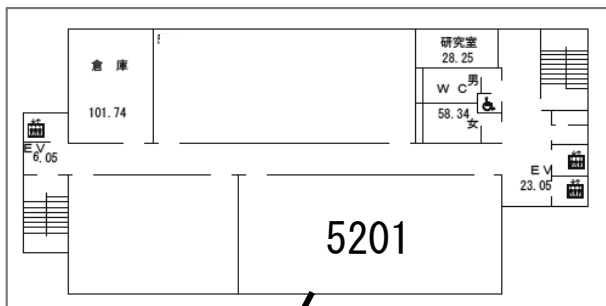
※懇親会会場となる食堂棟へは、5号館5Fより渡り廊下を通ってお進みください。

※食堂棟からのお帰りの際は、6号館前から続く下り坂を大きく迂回してスクールバス乗り場へ向かうルートが、階段がなく安全です。

5号館 B1階

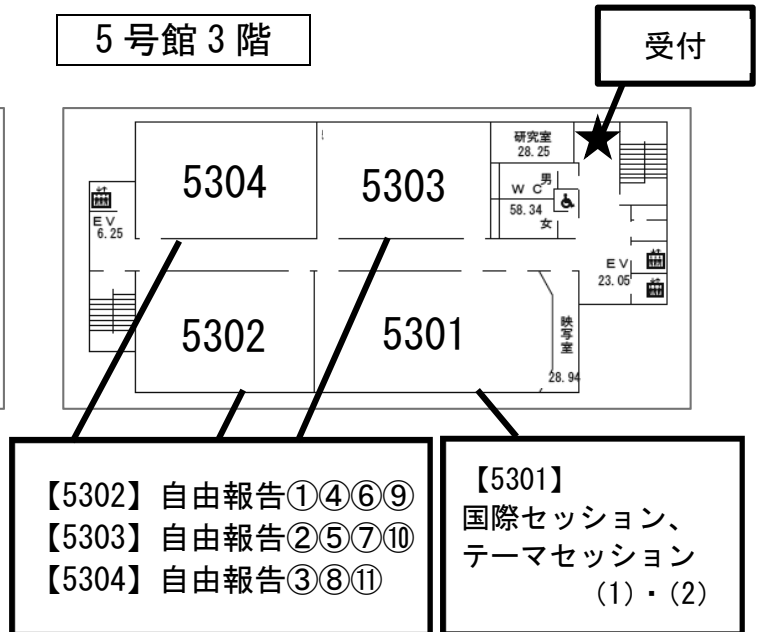


5号館 2階

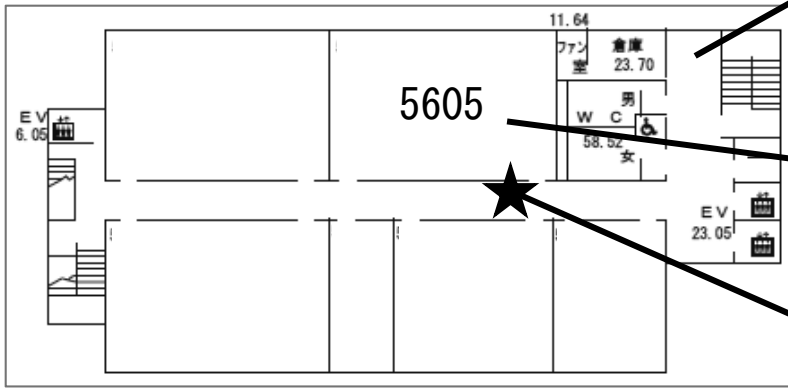


【5201】
総会・会長講演
シンポジウム

5号館 3階



5号館6階

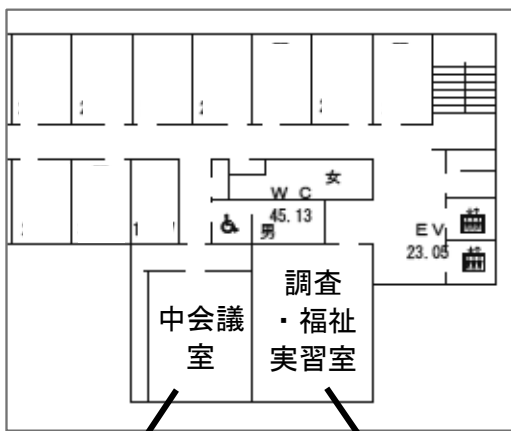


【EVホール】
書籍販売コーナー

【5605】
会員控室、クローケ
抜き刷り交換コーナー

【5605前】
弁当配布コーナー

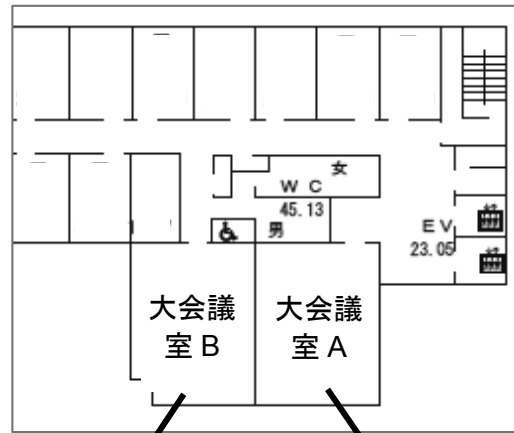
5号館7階 (EV側)



【中会議室】
実行委員会本部

【調査・福祉実習室】
託児室

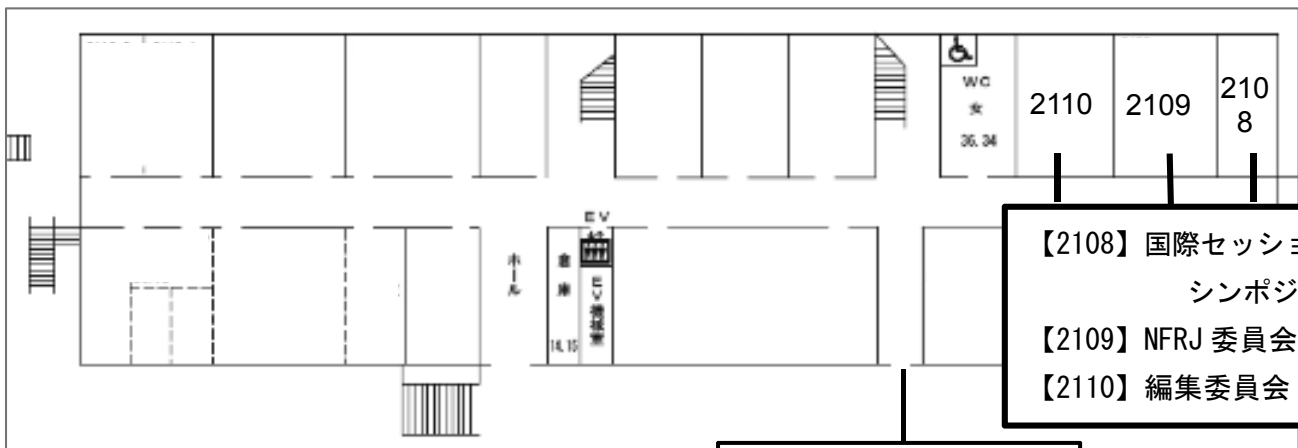
5号館8階 (EV側)



【大会議室 B】
研活委員会

【大会議室 A】
理事会・庶務委員会

2号館1階



【2108】国際セッション・
シンポジウム控室
【2109】NFRJ委員会
【2110】編集委員会

5号館方面からの入り口

大会日程

会場：追手門学院大学

▼第1日 2015年9月5日(土)

09:15～	受付開始	5号館 3階ホール
10:00～ 12:00	自由報告(1) ① 「家族」とは何か ② 家族・情緒・性 ③ 国際的移動への適応と家族 国際セッション: Work-Family Balance of Families with Small Children: How to Achieve Gender Equality in Parenting	5302 5303 5304 5301
12:00～ 13:30	昼休み *かっこ内は各委員会の会場です。 編集委員会 (2号館 2110) 研究活動委員会 (5号館 8F 大会議室 B) NFRJ 委員会 (2号館 2109) 庶務委員会 (5号館 8F 大会議室 A)	
13:30～ 16:00	自由報告(2) ④ 現代の結婚 ⑤ 家族と社会政策 テーマセッション(1)企画全体提案型: NFRJ18 に向けて	5302 5303 5301
16:15～ 16:40	会長講演	5201
16:50～ 17:50	総会	5201
18:10～ 19:40	懇親会	食堂棟 2F LIBRE

▼第2日 2015年9月6日(日)

08:45～	受付開始	5号館 3階ホール
09:15～ 10:45	自由報告(3) ⑥ 家族意識 ⑦ 育児とストレス ⑧ ひとり親家族とステップファミリー	5302 5303 5304
11:00～ 13:00	自由報告(4) ⑨ ライフコースと親子関係 ⑩ 出産と育児 ⑪ 家族・親族システムの地域性 テーマセッション(2)報告者公募型: Contemporary Family Research	5302 5303 5304 5301
13:00～ 14:00	昼休み *かっこ内は各委員会の会場です。 編集委員会 (2号館 2110) 研究活動委員会 (5号館 8F 大会議室 B) NFRJ 委員会 (2号館 2109) 庶務委員会 (5号館 8F 大会議室 A) シンポジウム打ち合わせ (2号館 2108)	
14:00～ 16:45	大会シンポジウム 人口減少社会における家族と地域のゆくえ	5201

大会プログラム

第1日 9月5日 (土)

受付開始 (5号館3階ホール)

9:15 ~

午前の部

10:00 ~ 12:00

自由報告 (1)

①「家族」とは何か (5302)

- ①-1 ベイビー・コットン事件にみる英国の親子観
- ①-2 提供配偶子を用いる生殖補助医療の法制度化をめぐる課題
- ①-3 看取りにおける「家族」とは何か
—介護職・看護職の語りから—

- ①-4 自死遺児にとっての「家族」とは

司会 松木洋人 (大阪市立大学)

佐野俊幸

南 貴子 (愛媛県立医療技術大学)

平山 亮 (東京都健康長寿医療センター研究所,
日本学術振興会)

涌井智子 (東京都健康長寿医療センター研究所)

島田千穂 (東京都健康長寿医療センター研究所)

原沢優子 (愛知県立大学)

水津嘉克 (東京学芸大学)

②家族・情緒・性 (5303)

- ②-1 近代日本における家族観の対立と情緒の位置
- ②-2 戦後の「純潔教育」施策にみる家族
- ②-3 青少年の性行動と家庭背景
- ②-4 未婚者の恋愛離れはなぜ、おきているのか—量的
データにもとづく恋愛しない理由の分析—

司会 赤川 学 (東京大学)

本多真隆 (慶應義塾大学・院)

柳園順子 (近大姫路大学)

林 雄亮 (武蔵大学)

開内文乃 (成蹊大学)

③国際的移動への適応と家族 (5304)

- ③-1 中国帰国者一世と二世の社会移動パターン
—九州地区在住者の事例—
- ③-2 女性脱北者における結婚と生存戦略
- ③-3 国際結婚と国籍の維持—インドネシア・バリ島で
国際結婚した日本人女性の事例から—

司会 嘉本伊都子 (京都女子大学)

張 龍龍 (早稲田大学・院)

尹 鈺喜 (同志社大学)

ニ・ヌンガー・スアルティニ (東北大学・院)

国際セッション

Work-Family Balance of Families with Small Children : How to Achieve Gender Equality in Parenting (5301)

Organizer Mieko Takahashi (Osaka University)

Chair Tomoko Matsuda (Bukkyo University)

Overview of Work-Family Balance of Families in Germany,
the Netherlands and Sweden :
What We Can See from Cross-national Data and Reports

Saori Kamano (National Institute of Population and
Social Security Research)

Mieko Takahashi (Osaka University)

Tomoko Matsuda (Bukkyo University)

Setsuko Onode (Kyoto Kacho University)

Kyoko Yoshizumi (Otemon Gakuin University)

Eberhard Schaefer (Berlin Fathers' Centre)

Supporting Fathers : An Issue for Gender Equality, Work-life
and Child Wellbeing Policies :
A Practice Oriented Story from Germany on the
Changing Role of the Father

Capabilities to Combine Work and Family Life in the Netherlands :
Moving Beyond the One-and-a-half Earner Family?

Laura den Dulk (Erasmus University, Rotterdam/
BielefeldUniversity)

Fathers and Worklife Balance : If and When Policies Matter :
Looking Beneath, Within and Beyond the State

Barbara Hobson (Stockholm University)

Discussant Futoshi Taga (Kansai University)

打ち合わせ会場 (2号館 2108)

昼食・委員会

12:00～13:30

午後の部

13:30～16:00

自由報告 (2)

④現代の結婚 (5302)

- ④-1 未婚者の交際カップルが初婚に至る確率を算出する
—試み—出生動向基本調査を用いて—
- ④-2 職場のワーク・ライフ・バランスと結婚意欲
—結婚の魅力の低下か、先送りか?—
- ④-3 恋愛結婚における〈道具的結婚〉と〈情緒的結婚〉
の関係—首都圏にくらす未婚女性へのインタ
ビューから—
- ④-4 非法律婚カップルの語りから問う結婚
—聞き取り調査に基づくレトリック分析—
- ④-5 結婚の動機と生活の見通しの提示
—妊娠先行型結婚の妻へのインタビューから—

司会 吉田 崇 (静岡大学)

中村真理子 (明治大学・院)

不破麻紀子 (首都大学東京)

柳下 実 (首都大学東京・院)

府中明子 (千葉大学・院)

阪井裕一郎 (早稲田大学, 日本学術振興会)

永田夏来 (兵庫教育大学)

⑤家族と社会政策 (5303)

- ⑤-1 ケア・ダイヤモンドからケア・イヤリングへ
—中国のケア・レジームを分析するための試論—
- ⑤-2 「成年後見の社会化」はなぜ起きたのか
- ⑤-3 東日本大震災の住宅再建/災害公営住宅・入居から
みる現代家族と地域社会
- ⑤-4 誰が意見を変えているのか?
—政策課題についての意見の変化に関する
パネルデータ分析—
- ⑤-5 受刑者を対象にした共感教育 (易地思之教育)
プログラムの効果に関する研究

司会 杉井潤子 (京都教育大学)

張 継元 (東京大学・院)

税所真也 (東京大学・院)

山地久美子 (大阪府立大学)

水落正明 (南山大学)

朴 順龍 (同志社大学・院)

テーマセッション (1) 企画全体提案型

NFRJ18に向けて (5301)

- (1)-1 時系列調査としてのNFRJ18
- (1)-2 NFRJにおける回顧調査の可能性
- (1)-3 NFRJ18におけるオーバーサンプリングの可能性
- (1)-4 社会調査における世帯と家族
- (1)-5 NFRJと質的研究

オーガナイザー 永井暁子 (日本女子大学)

司会 田淵六郎 (上智大学)

永井暁子 (日本女子大学)

保田時男 (関西大学)

余田翔平 (国立社会保障・人口問題研究所)

久保田裕之 (日本大学)

木戸 功 (札幌学院大学)

会長講演 (5201)

16:15～16:40

総会 (5201)

16:50～17:50

懇親会 (食堂棟2F・LIBRE)

18:10～19:40

第2日 9月6日(日)

受付開始 (5号館3階ホール)

8:45～

午前の部1

9:15～10:45

自由報告(3)

⑥家族意識(5302)

- ⑥-1 <近居>に関する意識の変化
—「国民生活に関する世論調査」の分析から—
- ⑥-2 子供の性別と離婚に対する賛否との関係
- ⑥-3 墓の承継についての意識の変化
—JGSS-2000/2001/2010/2015の回答を基に—

司会 福田亘孝(青山学院大学)
松川尚子(関西学院大学・院)

犬飼直彦(早稲田大学・院)
岩井紀子(大阪商業大学)

⑦育児とストレス(5303)

- ⑦-1 「育児不安」概念の再検討
- ⑦-2 自閉症スペクトラム障害者の母親と祖父母の関係
にみる母親の責任性
- ⑦-3 なぜ精神障がいをもつ子へのケアを引き受けるのか?
—親のケア行為とその動機の日仏比較—

司会 南山浩二(成城大学)
阿部里美(日本大学)
堀 兼大朗(中京大学・院)

樋口麻里(大阪大学)

⑧ひとり親家族とステップファミリー(5304)

- ⑧-1 定位家族構造と成人期の初婚行動
—初婚タイミングと配偶者選択による検討—
- ⑧-2 シングルマザーのワーク・ファミリー・コンフリクト—脱標準的な労働と貧困状態—
- ⑧-3 ステップファミリーの親子関係

司会 湯澤直美(立教大学)
斉藤知洋(東京大学・院)
余田翔平(国立社会保障・人口問題研究所)
末盛 慶(日本福祉大学)
大日義晴(日本女子大学)

午前の部2

11:00～13:00

自由報告(4)

⑨ライフコースと親子関係(5302)

- ⑨-1 現代日本における若者の人生設計
—大学生の語りを事例に—
- ⑨-2 韓国の未婚成人子の親同居
- ⑨-3 中年期未婚女性の経済不安
- ⑨-4 若者の親への共感を促すプログラム作成の試み

司会 春日井典子(甲南大学)
パヴラシェヴィッチ・ボヤナ(神戸大学・院)

新藤麻里(東京大学・院)
大風 薫(お茶の水女子大学・院)
大島聖美(広島国際大学)

⑩出産と育児(5303)

- ~~⑩-1 公務員女性の就業継続と出生力~~
- ⑩-2 保育サービスの獲得をめぐる共働き世帯の調整と葛藤
- ⑩-3 未就学児をもつ父親の育児支援者へのコミットメント
- ⑩-4 LGBTの子育て

司会 西村純子(明星大学)
新谷由里子(東洋大学)
尾曲美香(お茶の水女子大学・院)
加藤邦子(川口短期大学)
三部倫子(首都大学東京, 日本学術振興会)

【報告キャンセル】

⑪ 家族・親族システムの地域性 (5304)

- ⑪-1 近世東北の結婚・再婚と世帯継承
—在郷町郡山と周辺農村の比較分析—
- ⑪-2 現代日本の親族関係
—刈谷市質問紙調査の分析を中心に—
- ⑪-3 現代の育児の「しんどさ」はどこにあるか？
—刈谷市質問紙調査の育児ストレスに関する
分析を中心に—
- ⑪-4 「日本文化の地域性」再考
—忘れられたデータの分析—

司会 奥井亜紗子 (京都女子大学)

黒須里美 (麗澤大学)
高橋美由紀 (立正大学)
平井晶子 (神戸大学)

山根真理 (愛知教育大学)

加藤彰彦 (明治大学)

テーマセッション (2) 報告者公募型

Contemporary Family Research (5301)

Organizer & Chair

Takayuki Sasaki (Osaka University of Commerce)

- (2)-1 Variety of Attitudes Toward Filial Obligation and Their Changes : Comparative Studies Using EASS and CAFS Survey Data
- (2)-2 The Multiple Dimensions of the Attitudes Towards Family in East Asia : An International Comparative Study Based on ISSP2012
- (2)-3 Isolation of Single Fathers and Their Networks
- (2)-4 What Will We Witness When We Seriously Try to Boost Fertility? : Normative Constraints Against Universal Child Benefits

Heiwa Date (Japan Society for Promotion of Science, Kyoto University)

Kota Toma (National Institute of Population and Social Security Research)

Hirohisa Takenoshita (Sophia University)

Yoshimi Iwashita (Temple University)

Sigeto Tanaka (Tohoku University)

打ち合わせ会場 (5301)

昼食・委員会

13:00 ~ 14:00

午後の部

14:00 ~ 16:45

大会シンポジウム (5201)

人口減少社会における家族と地域のゆくえ

司会 松田茂樹 (中京大学)

大和礼子 (関西大学)

日本の人口転換と地域社会の未来
地域ブロック内における出生率の違い
—富山と福井の比較から—

原 俊彦 (札幌市立大学)

中村真由美 (富山大学)

人口減少時代の地域づくりと自治体行財政の課題

沼尾波子 (日本大学)

討論者 廣嶋清志 (島根大学名誉教授)

第1日目 2015年9月5日(土)

午前の部 10:00~12:00

自由報告(1)

ベイビー・コットン事件にみる英国の親子観

○佐野俊幸

ベイビー・コットン事件は、1985年1月、英国を騒がせた代理出産事件である。日本でよく知られる米国のベイビーM事件に先立ち、米国含め英語圏での代理出産最初期の注目案件であった。いっぽうでその決定はベイビーMと対照的な面を持ち、このため英米親子観の対照の点で、家族社会学的にも重要である。

この裁判は、代理出産で児を得た依頼親=A夫妻が、児を伴って英国外に連れ出すために、その後見を認めるよう法廷に申請したものである。これは、A夫妻が外国籍であるいっぽう、出産母である代理母 Kim Cotton が英国初の商業的代理母であったことから報道が過熱するなど騒ぎになっていたための措置であった。申請からわずか10日後という異例の早さで、A夫妻の後見を認める決定がなされている。

この事件についてここでは以下、判決文から家族観を探ってみる。なぜならば、判決文では本事件が本来は公開されるべきでなく、ただ社会的注目度の高さからあえて公開するとしており、つまりはこの内容が、単なる法実務を超えた社会的コミュニケーションの要素を持っていることが推定されるからである。

まずポイントになるのが事件当事者の位置づけ、とくに依頼母ないし代理母の配偶者の位置である。このときの代理出産は遺伝的代理型で、依頼父であるA氏の提供精子を用いて代理母が懐胎・出産しているが、この経緯説明の中で「父と母は面識を持つことなく現在に至っている」と述べている。つまり、遺伝的父=依頼父を「父」、遺伝的母=代理母を「母」としている。ここから遺伝学的親性をもって父母を定義していると推定されるが、このとき両者の配偶者についての親性をみとめず、つまり大陸法系の「父性推定」をもちいていないことがわかる。それゆえ、この後見の検討に際し、父性推定ならば「父」と定義されうる「代理母の夫」について、その意思を一切顧慮されることがなかった。つまり、遺伝的親性の規定力を強く認めていることがわかる。

この、遺伝ないし生物学的要素への傾斜は、事件をめぐる社会状況にも強く表れていたらしいことがうかがえる。意見書はこのあと4つの論点についての整理を行うが、その一つ、当該児が生殖技術を用いて得られた子であることについて、「このような手段も児を得る手段として選択肢の一つである」ことを認めている。つまり自然的方法で児をもうけることのない夫婦が親となることに対し、生殖可能性にかかわる適格性についての疑問がメディアを通じて示されていたことが推定されるのである。

意見書は以後、この種の係争でたびたび検討される「子の最善の利益 (best interest of the child)」に言及、A夫妻の親としての適格性は、経済的・心理的資材と知的能力とに負っており、生殖可能性に依存しないというかたちで語られることになる。

以上から、英法廷が親性推定を用いないという強い遺伝的親性の規定を持っていること、また生殖可能性が親要件の一つとしてメディアで語られていた可能性があることが指摘でき、以上から、ベイビー・コットン事件では親子観に生物学的要素(生物学的生殖観)が強く入り込んでいたことが推定される(*)。

当日の報告では以上に加えて、この件についての報道、特に大衆紙から高級紙までの新聞報道についての検討を行い、これらを通して英国における親子観に関する知見を明らかにしたいと考えている。

(*) ベイビーMでは子の利益を主とするほか、生物学的・遺伝的継承や、愛着が問題となっていた可能性がある。

【資料】

Latey, 1985, "Re C(A Minor)(Wardship: Surrogacy)," Family Law Reports, 1985 vol. 2: 846-850.

Cotton, K and D.Winn, 1985, Baby Cotton: For Love and Money, Dorling Kindersley.

Wragg, T, 2013, Nutshells: Family Law 9th edition, Sweet & Maxwell.

キーワード：代理出産、裁判(英国)、親子観

提供配偶子を用いる生殖補助医療の法制度化をめぐる課題

南 貴子 (愛媛県立医療技術大学、保健科学部)

【はじめに】日本においては生殖補助医療を規制する法律はまだ制定されていない。生殖補助医療が家族関係において特に問題となるのは夫婦の配偶子(精子・卵子)を用いず、第三者(ドナー)の配偶子を用いる場合(donor conception: DC)である。日本においては、2003年に厚生科学審議会生殖補助医療部会よりDCによって生まれる子の出自を知る権利を認める報告書が出されて以来10年以上が経過し、子の出自を知る権利を認める法制化に向けた議論がようやく高まってきている。しかし、法制化前に生まれ、ドナーの情報を得ることのできない子たちの出自を知る権利の遡及的保障については、依然としてほとんど議論されていない。また、未婚のシングル女性がインターネットの精子提供サイトを介し匿名での精子提供を受け、彼女ら自身による「自己授精」が行われている実態が報道されているが、シングル女性の生殖補助医療へのアクセスについての議論は進んでいない。これらの問題に対処する法制度の整備が望まれており、日本における法制化において、海外での先事例研究は議論を深めるうえで貴重な資料となると考えられる。本発表では、特に生殖補助医療の法制度において先駆的改革を行ってきたオーストラリア・ビクトリア州の事例研究を中心に考察する。

【目的および方法】主にオーストラリア・ビクトリア州の生殖補助医療に関する法律制度を中心に、子の出自を知る権利の遡及的保障やシングル女性の生殖補助医療の利用に関する法制度上の課題について検討する。国内外の生殖補助医療政策に関する資料、文献調査をはじめ、新聞、雑誌などのメディア報道を中心に分析を行う。

【結果および考察】

(子の出自を知る権利の遡及的保障)

オーストラリア・ビクトリア州では、2010年1月より *Assisted Reproductive Treatment Act 2008* (2008年法) が施行された。2008年法では、ドナーの匿名性は廃止されており、子の出自を知る権利が認められている。しかし、1988年の生殖補助医療を規制する法律の施行以前にドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利は保障されていない。この状況に対して、2014年8月に *Assisted Reproductive Treatment Further Amendment Bill 2013* が議会を通過し、匿名性の保障されたドナーの配偶子によって生まれた子の出自を知る権利が遡及的に認められるように2008年法が改正されることとなった。しかし、子がドナーの身元を特定する情報にアクセスするには、ドナーの同意が必要とされている。この結果は、匿名性のもとに配偶子を提供したドナーからの意見が考慮されたものである。日本でも、ドナーの匿名性のもとに、提供精子による人工授精によって多くの子が生まれている。自己の出自を知りたいと願う子のためにも、情報開示の道が開かれることが望まれるが、ドナーの匿名性の保障を前提として精子提供が行われている事実とどのように向かい合うべきか、ビクトリア州の事例をもとに考察する。

(シングル女性の生殖補助医療の利用)

日本においては、シングル女性のDCの利用は認められておらず、利用に向けた議論もあまりなされていないが、生殖に対する価値観の多様化や、晩婚化に伴う生殖可能年齢に関する意識の高まりなどから、生殖補助医療を望むシングル女性が増加することが予想される。ビクトリア州では2008年法の施行により、シングル女性に生殖補助医療へのアクセスが認められるようになって以来、提供精子を用いる女性が増加したことが報告されている。しかし、シングル女性が精子提供した男性と知り合いであった(知り合った)場合、ドナーと子の関係をめぐって、法制度上の新たな課題が浮上している。

生物学的「親」であるドナーと子の関係は、生殖補助医療の法制度を検討するうえにおいて、常に立ち返らざるをえない課題である。本報告では、ドナーの匿名性のもとに生まれた子のドナーの情報へのアクセスをめぐる問題や、パートナーのいないシングル女性の生殖補助医療の利用をめぐる問題を例にとり、生殖補助医療、特に提供精子によって生まれた子とドナーの関係をめぐる課題に焦点を当てて考察する。

キーワード：生殖補助医療、出自を知る権利、ドナーの匿名性、オーストラリア・ビクトリア州

看取りにおける「家族」とは何か 介護職・看護職の語りから

○平山 亮 (日本学術振興会・東京都健康長寿医療センター研究所)

涌井 智子・島田 千穂 (東京都健康長寿医療センター研究所)

原沢 優子 (愛知県立大学)

高齢者の終末期では、家族と専門職の関係が、特に重要となる。状態の維持や回復といった“わかりやすい”ケア目標がない終末期では、ケアの関与者それぞれが考える「この人にはいま何が必要か」を摺り合わせながら、その高齢者に最適な看取りのあり方を考えることが求められるからである。

本研究は、特別養護老人ホーム（以下、特養）の職員である専門職（介護職と看護職；以下、専門職）が、利用者＝高齢者の看取りにおいて「家族」をどのような存在として捉えているかを検討したものである。高齢者介護に関する家族社会学の研究では、介護に携わる家族の視点を取り上げることが一般的だが、本研究では専門職の視点から、終末期における高齢者のケアにおいて「家族」とはどのような存在かを考える。

本研究では、専門職による語りを対象に、言説分析の方法でこれを検討する。すなわち、本研究では、その語りを、専門職の内面に存在する「家族」についての信念や価値観の「表明」とは見なさない。むしろ、語りそれ自体が「家族」という対象を構成する、文脈依存的な、それゆえに変動的で、ときに非一貫的な「実践」であるとする。そのような前提のもと、本研究では（１）その語りが（専門職と相対して）「家族」をどのように位置づけているか、また、（２）文脈に応じて「家族」の位置づけはどのように変わっているか、を分析した。

分析の対象となる専門職の語りは、6つのフォーカス・グループから得られたものである。このフォーカス・グループは、異なる特養で働く専門職たちが集まり、各施設における看取りの取り組みや課題を持ち寄って話し合う目的で行われたもので、参加したのは関東圏の都市部および地方部の特養施設職員である。グループの人数は6名から7名である。グループの編成に際しては、事前に参加者の属性を把握した上で、性別や職種（介護職、看護職）、経験年数などにおける偏りが抑えられるよう調整した（ただし、言説分析においては、特定の属性を有することが、語りの内容に自動的に、且つ一貫して影響を与えることを仮定してはいない）。語りは録音をもとに逐語的に文字に起こした上で、その逐語録のなかで家族について言及している部分に焦点を当てて分析を行った。

分析の結果、看取りにおける「家族」と専門職の相対的な位置づけは文脈によって異なっていること、また、同一の参加者であっても「家族」の構成のしかたは必ずしも一貫していないことが、具体的に示された。

例えば、「家族」と専門職が並列的な存在として位置づけられるのは、病院との対比という文脈においてである。そこではまず、病院は亡くなった高齢者を機械的に送り出すとして、その「冷淡さ」が指摘される。他方、施設職員である自分たちは、いかに「情が入っている」かが例示され、また、その理由として、高齢者の「生活を見ているから」だと説明がなされた上で、自分たちは「家族」である、と結論づけられる。ここでは、「『家族』≡専門職」という位置づけがなされていると同時に、「家族」とは、看取りに際して高齢者の日常生活に寄り添うべきものとして、また、死にゆく高齢者に対して情緒的に「入れ込む」べきものとして、構成されている。

施設職員と家族、それぞれに対する高齢者の反応を対比する文脈では、専門職が家族よりも「家族」らしい存在として位置づけられることもあった。例えば、高齢者が実の子どもよりも自分を頼りにしているエピソードを示しながら、専門職は高齢者にとって家族なのだ、と語る部分である。ここでは、「家族」は高齢者の信頼を受けべきもの、ゆえに、高齢者によって定義されるものとして構成されており、また、定義権を有する高齢者の承認によって、専門職の「家族」性が正当化されているのである。一方で、「家族」の要件を満たしているにもかかわらず、専門職を実の家族とは区別／差別する現行の法制度がいかに矛盾しているかも、語られていた。

報告では、専門職による「家族」の構成が、どのような文脈のもとで、どのようになされているかを示しながら、専門職が見る「家族」がいかに固定的でないかを議論する。その上で、文脈依存的に構成される「家族」という視点が、高齢者の終末期における家族と専門職の関係を考える際、どのような示唆を提供しうるかを考える。

キーワード：終末期ケア、介護職・看護職、言説分析

自死遺児にとっての「家族」とは

水津 嘉克 (東京学芸大学教育学部)

1. 目的

論者はこれまで、自死遺児の手記データの分析・インタビューなどを通して、彼らが死別によってどのような体験を経ることになったのか、その経験とどのように対峙してきたのかに関して、主に物語論的視点から分析を試みてきた。その目的のひとつは、彼らにとって SHG やピア・サポートがどのような働きを持つのかということであったのだが、データ分析の過程で“彼らにとっての「家族」とは”という課題が浮上してきた。

そこで、本報告では主に自死遺児の死別の語りをデータとして用いながら、彼らにとって「家族」とはどのようなものなのか？ いわゆる「家族」観が彼らにとってむしろ自らをスティグマ化する働きを持ってしまっているのではないかと、という問いに関して検討を試みたい。

2. 要旨

論者が「死別」にまつわる調査を最初に行った対象は小児がんでお子さんを亡くされた母親に対してであった(水津 2001)。しかしそのデータを用いて論文を書き上げた後ひとつの疑問にぶつかった。それは「親子の間にある他人には計り知れない強い愛情」「その対象を失うことにより無限の悲しみにくれ続ける」ということを大前提に自分が文章を書いたのではないかとという点である。子どもを亡くした親御さんの悲しみが想像を絶するものであるであろうこと、それを他人が簡単にわかったふりをするようなものではないことはもちろんである。私が話をうかがったお二人も、看病の過程・なくなられた後の苦しさを、ある時はあたかも言葉を止めることが不可能なように、ある時は絞り出すようにして、私に語ってくださった。

しかし、親子間の「死別」をある意味窮極の「二人称の死・死別」のとして記述した後、「自分は、『家族』には何にも代えられない『二人称の関係』があること」を大前提として文章を書いてしまったのではないかと「それは(結果として)必ずしもそのような家族関係にないかもしれない人たちを排除することになるのではないのか」という問いが生じてきたのである。

われわれは自分の人間関係を通常自分を中心に理解しており、その中心から近い存在(シュッツ的に言うならばレリヴェンスの等高線上の高い部分に或る存在)を喪った時(Schutz 1976=1991 他)、「二人称の死」を経験することによって悲しみ(悲嘆)に暮れるものだと考えている。そして実際多く人びとは先の見えない苦しみとともに生きていくことになる(水津 2015)。しかし、それを「あたりまえのこと」としてしまった場合、そこには

I 「親密性が生まれる場所」⇔「家族」⇔「二人称の関係」という考え方

II そして「その親密性の程度によって悲嘆が生じ得る(べきである)」

という二つ前提が検討されることなく(精神医学的・心理学的な悲嘆の捉え方が)無批判に導入されていることにはならないだろうか。

「家族⇔親密性の領域」というような考え方を暗黙の前提としているいわゆる「家族論」を再考しようとする動きは、周知のように家族社会学のなかですでに多くみられる(落合 2000)。それらの議論のなかには「近代家族」は実体として限界に達しつつあるという議論(山田 1994)、あるいは構築主義的な議論を批判的に検討した上で、家族定義の妥当性自体を理論的に整理しようとする試みも登場している(久保田 2010)。そして近代家族への回帰も論じられるようになってきている(山田 2014)。しかし、論者がここで問題にしたいのは、概念をめぐる理論的妥当性の検討ではなく、近代以降の「家族(等とわれわれが日常生活のなかであえて呼ぶことはないが)」とはこういうものだ、というあたりまえさが制度的にも非制度的にも、そして我々の常識的認識の中にも強く残存しており、それが日常的に強くわれわれを拘束し続けていることの再確認である。

そして、それは自死など死別にスティグマがともなう時、しばしば遺された遺族を抑圧するものとして機能する可能性さえあるのである。

(キーワード 自死遺児, 二人称の死, 親密性)

近代日本における家族観の対立と情緒の位置

本多真隆 (慶應義塾大学大学院・日本学術振会)

1. 問題の所在

戦前と戦後の分断は、日本の家族の変化を語る際によく用いられる枠組みのひとつである。法制度上の「家」の廃止がその分断の重要な契機であるが、戦前期の「家族(家)」の特色は制度にあり、戦後は情緒であるとうような対比もしばしばなされている。

しかし、新旧の家族観を対比させる家族論自体は、明六社をはじめとした明治期初期の「啓蒙」的な思想の展開以降からすでにみられるものである。たとえば1890(明治25)年、『家庭雑誌』に連載された「新日本の地盤」という論説には、「旧日本の家庭」と「新日本の家庭」を対比した以下のような一文がある。

吾人は敢て宣言すべし、日本の婦人を改革し、日本の家庭を改革し、日本の精神を改革し、日本の社会を改革せんと欲せば、決して旧日本の家庭をして新日本の家庭を呑併せしむる勿れと(塚越 1890: 45)

この発言の同時期には、穂積八束が民法典論争で、民法にも影響を与えた「耶蘇教以後ノ家」と「我國固有ノ家制」を対比して、「一男一女情愛ニリテ其居ヲ同フス之ヲ耶蘇教以後ノ家トス、我新民法亦此主義ニ依レリ之レ我國固有ノ家制にアラサルナリ」(穂積 [1891]1943: 225)と述べている。法制度の規定など論点はさまざまであるものの、革新と保守の双方が新旧の家族観を分断する枠組みを使用していた文脈があった。

それでは、こうした家族観の分断に、戦後家族の特色とされた情緒はどのように関わっていたのであろうか。たとえば穂積が「耶蘇教以後の家」を「一男一女情愛」と特徴づけた際に、「我国固有ノ家制」には何を対置していたのだろうか。「一男一女情愛」という言葉があらわれること自体に、情緒的關係をめぐる家族観の対比があったことが推察される。本報告では、明治・大正期の家族論を対象に、そこでなされていた新旧の家族観の対比を情緒に焦点をあわせて分析する。

2. 資料と方法

分析対象となるのは、戦前期の代表的な学術誌、家庭雑誌などの家族論が収集されている老川寛監修『家族研究資料集成：明治・大正・昭和前期編』である。同書を軸に、明六社知識人や家庭雑誌の寄稿者、また『日本主義』の論者など、革新と保守双方の言説を幅広く収集する。

主にみていくのは、それぞれの家族論でなされた新旧の家族観の対比と情緒の位相であるが、特にその対比が議論のうえで、「折衷」されていく点に着目していく。旧民法が施行される1898(明治31)年前後から、革新と保守の双方が、対置していた家族像を「折衷」し、時代に適合的な家族モデルとそこで情緒のあり方を提出していくのである。

3. 議論

近代化にともなう新たな家族像の出現に際して、伝統的な家族のあり様との比較がおこなわれるのは、日本だけでなく西欧でもみられた現象である。日本の場合は、実際の解体というより理念の浸透が先だった。近代家族的な家族像の受容をめぐって、家族情緒についてどのような言説構造が形成されたかを問うことが、本報告の目指すところとなる。

穂積八束, [1891]1943, 「民法出デテ忠孝滅フ」穂積重威『穂積八束博士論文集』有斐閣, 223-227.
塚越芳太郎, 1890, 「新日本の地盤 其一 新家庭」『家庭雑誌』2: 41-45.

(キーワード: 家、家庭、情緒性)

戦後の「純潔教育」施策にみる家族

○柳園順子 (近大姫路大学)

【問題の所在】

本報告は、敗戦直後の日本で実施された「純潔教育」施策に内在する家族像を明らかにする事を目的とする。青少年の不良化及び男女の不純な交遊を問題とした政府は、それらを教育上憂慮すべき事象と捉え、その目標、実施の方針、行う場所、方法他をまとめ、1955年「純潔教育普及徹底に関する建議」「純潔教育の進め方(試案)」の提出により「純潔教育」施策を実施した。この施策について、田代は戦後政府が占領下で国家事業として行った買春政策を補完する役割を担ったとし(田代 2000)、斉藤はGHQの提案から機関が形成されたことに注目し、GHQの関与により新しい男女関係構築に向け教育的介入への転換可能性を開いたと言及している(斉藤 2014)。

「純潔教育」施策は「純潔教育」と「性教育」との関係を曖昧にしたまま、男女の道德の確立と社会の純化をめざす人間教育として家庭、学校、社会のあらゆる教育の場と仕組みを通じて教育の効果をあげるよう指示された。施策は日本社会の民主化という課題を包摂しつつ、民主主義の理念を家族関係にも適用する事を推進しながら「新しい時代」の「新しい教育」という名の下に男女の関係性を再定位した。本報告では戦後「家」制度の廃止から新しい「家族」が形成されていく過程で、施策が描いた男女、家族、その視座について考察する。

【本報告の課題と意義】

戦後の民主化を推進するため、強力な行政指導により社会教育の転換がなされた。それにはまず大人の教育が必要と策された。教育基本法、学校教育法の制定による男女共学実施に対する危惧や性病対策から、学校における「純潔教育」の必要性が叫ばれる一方で、成人を対象とする学級、講座、団体関係者の集会での実施も急務とした。学校教育と社会教育は密接に連携を図り、母親(両親)学級、成人学級、PTA、婦人団体集会等を通じて、「純潔教育」はその後約25年に渡り広く国民に対し教育された。

本報告は、「純潔教育」施策の中でも特に成人教育プログラムに着目する。「純潔教育の進め方(試案)」(純潔教育分科審議会 1955)から抽出し、そこに描かれた家族像をみることで家庭における男女の位置づけを明らかにする。また、施策は資料作製、研究集会の開催、実態調査、指導者の養成を主とし、指導には『男女の交際と禮儀』他資料、録音教材、教材映画、教育委員会教材、政府刊行資料を用いるよう推奨されている。この具体的内容を文部省社会教育局『純潔教育の社会的概況』(文部省社会教育局 1967)から抽出し、とりわけ視聴覚教材が強力に推奨された背景も言及する。施策内容を援用する事で、その背後にある政府の意図した家族像に接近する。

【考察】

「純潔教育」施策は「民主化」により「解放された環境にある青少年」に対し、「正しい教育を与え、実施することこそ最善の策」とした。そして「昔ながらの考え方や行為様式をそのまま(中略)放置」してゆくことはむしろ「新しい時代と新しい教育を否定するもの」と批判した。戦前の封建的イエ制度から戦後の個人主義的で対等な民主的家族へ移行する狭間で、施策はタテからの解放と民主化を掲げ、家庭や学校、社会であるべき男女の関係性、家族の姿を新たに教育することを提起していた。本報告では、純潔教育施策の中で示された家族像をその成立過程を含め解明する。

【主要文献】

◆社会教育審議会, 1955「純潔教育普及徹底に関する建議」社会教育審議会◆純潔教育分科審議会, 1955「純潔教育の進め方(試案)」文部省◆文部省社会教育局, 1967『純潔教育の社会的概況』文部省社会教育局◆田代美江子, 2000「戦後改革期における純潔教育」女子栄養大学教育学研究室紀要 教育とジェンダー研究 3, 26-38 頁◆池谷壽夫, 2001「純潔教育に見る家族のセクシュアリティとジェンダー: 純潔教育家族像から60年代家族像へ」教育學研究 68(3), 274-285 頁◆土屋由香/吉見俊哉編, 2012『占領する眼・占領する声』東京大学出版会◆斉藤光, 2014「純潔教育委員会の起源とGHQ」『セクシュアリティの戦後史』京都大学出版会, 35-55 頁
(キーワード: 純潔教育、新しい時代と新しい教育、成人教育プログラム)

青少年の性行動と家庭背景

林 雄亮 (武蔵大学)

問題の所在

青少年の性行動は、心身の発達段階における正常な出来事として捉えることができる一方、性的に過度に活発であることや早期の性経験は問題行動として捉えられてきた。望まない妊娠やHIV/エイズをはじめとした性感染症に対するリスク管理が不十分で、その結果として当人や社会にとって不利益をもたらすと考えられているからである。欧米では、このような青少年の性行動には家庭背景の影響が少なくないことが知られているが、日本では、現在のところ断片的な分析結果のみで総合的な知見は得られていない。

そこで本報告では、日本の青少年の性行動に対する家庭背景の影響について考察する。家庭背景には、親の教育レベルや社会経済的地位の高さ、子育て・しつけの厳格さ、きょうだい構成、住環境などのさまざまな要因が挙げられる。親の教育レベルや社会経済的地位の高さ、子育て・しつけの厳格さについては、教育レベルや社会経済的地位が高いほど、また厳しい家庭で育つほど性行動が抑制されると考えられている。一方、母親の影響については別の見方も存在しており、「母親が家にいること（専業主婦であること）が子どもの性行動を抑制する」という仮説もしばしばみられる。これは、母親が家庭内で子どもをコントロール（監視）できることを想定している。きょうだい構成については、年上のきょうだいの存在は年下のきょうだい達にとってのロールモデルとなるため、年上のきょうだいがいることが年下のきょうだいの性行動を促進する要因になりうる。住環境については、専用の個室を持っていることは、プライベートな空間を保有していることから親の監視の目をかいくぐることが可能であることを意味し、性行動を促進させるのではないかと予想される。

データと方法

本報告では、「第4～6回の青少年の性行動全国調査」の中学生・高校生のデータを用いる。この調査は日本性教育協会が中心となり実施されているもので、1974年の第1回以降、1981年（第2回）からは6年ごとに行われており、最新版は2011年（第7回）調査にあたる。ここで用いる離散時間ロジットモデルにおける従属変数は、「初交イベントの発生」というダミー変数である。リスクセットの始まりは対象者の10歳時点、終わりは調査時点または初交イベント発生時とする。独立変数は対象時年齢、出生コーホート、父親の就業状況、母親の就業状況、兄の有無、姉の有無、専用個室の有無である。父親の就業状況は「勤め人（事務）」（基準）、「勤め人（事務以外）」、「自営」、「農林漁業」、「その他」、「無職」、「父はいない」の7カテゴリ、母親の就業状況は「勤め人」（基準）、「パート」、「家の仕事」、「専業主婦」、「母はいない」の5カテゴリである。兄、姉については人数にかかわらず有無を表すダミー変数、専用個室についても有無を表すダミー変数として定義する。

分析結果と結論

男女別に分析を行った結果、子どもの性別を問わず、父が「勤め人（事務）」であることに比べて「いない」または「自営」であること、母が「勤め人」であることに比べて「専業主婦」であることは、有意に初交を経験しやすくすることがわかった。兄・姉がいること、専用個室を持っていることも、本人の性別を問わず初交イベントに対して正の影響を持っていることから、これらの家庭背景はそれぞれ独立した要素として青少年の性行動に影響を与えていることが明らかになった。

謝辞

〔二次分析〕に当たり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJ データアーカイブから〔「第4～6回青少年の性行動全国調査（JASE SSJDA版）、1993、1999、2005」（青少年の性行動全国調査研究会）〕の個票データの提供を受けました。

（キーワード：青少年の性、全国調査、家庭）

未婚者の恋愛離れはなぜ、おきているのか
—量的データにもとづく恋愛しない理由の分析—

開内文乃 (成蹊大学)

1. 問題と目的

近年、未婚者の恋愛離れが問題となっている。2010年『第14回出生動向基本調査(独身者調査)』によると、未婚者で婚約者も恋人もいない人は、男性70.8%、女性61.4%となっている。しかし未婚者の結婚への意欲は依然として高く、同調査によると、男性86.3%、女性89.4%が「いずれは結婚するつもり」になっている。よって、結婚の約9割が恋愛結婚(『同調査(夫婦調査)』によると見合いは5.2%)の現状において、恋愛離れは未婚化の問題と関連づけられ、分析されてきた。そして草食系男子という言葉の流行に代表される未婚男性の「男らしさ」の弱体化に焦点があてられてきた。現在の未婚男性は、女性にモテても女性に興味を示さない(深澤2007)、女性よりも女性らしい(牛窪2008)、受け身で積極性に欠ける(山田・白河2008)という指摘である。その結果、未婚化や恋愛離れの要因が男性のメンタリティの変化に着目がいき、その他の要因が見落とされてきた。本報告は、未婚者の恋愛離れが進行している要因を、量的データにもとづく未婚者の恋愛したくない理由から検討するものである。

2. 方法

本報告では、2015年3月に実施された「2015年家族形成とキャリア形成についての全国調査」のデータを使用する。株式会社マクロミルに登録されたモニター91万967人に、全国6地域(北海道東北、関東、中部、近畿、中四国、九州沖縄)に居住する20歳から69歳の男女に依頼し、1万2007人からの有効回答である。分析対象としたのは、未婚者で、現在交際相手がおらず、なおかつ『すぐに恋愛したいと思わない』と回答している2107名である。

3. 結果

分析対象者2107人が『すぐに恋愛したいと思わない』理由として複数選択した結果は、1 適切な相手がいないから42.4%(男性44.5%、女性39.8%)、2 恋愛に興味がないから24.0%(男性20.5%、女性28.4%)、3 結婚に興味がないから25.1%(男性19.9%、女性31.6%)、4 性関係に興味がない11.8%(男性5.5%、女性19.8%)、5 失恋することが怖いから6.6%(男性8.2%、女性4.7%)、6 メディアの中のキャラクターの方が好きだから3.6%(男性3.4%、女性3.9%)、7 お金がないから30.2%(男性42.9%、女性14.3%)、8 面倒だから51.6%(男性47.4%、女性56.9%)、9 もっと優先することがあるから31.9%(男性30.2%、女性34.0%)であった。

4. 結論

以上からわかることは、恋愛離れが起きている要因は、恋愛・結婚・性関係への興味の低下というよりも「面倒だから」、つまり恋愛の価値が低下してきていることが考えられる。男性に注目すると、「お金がない」、つまり恋愛のコストという金銭的な要因が考えられる。

文献

深澤真紀, 2007, 『平成男子図鑑』日経PB社

牛窪恵, 2008, 『草食系男子「お嬢マン」が日本を変える』講談社

山田昌弘・白河桃子, 2008, 『「婚活」時代』ディスカヴァー・トゥエンティワン

(キーワード: 未婚化、恋愛離れ、格差)

【付記】なお、本発表は平成24~26年度文部科学省科学研究費「少子化社会における家族形成格差の調査研究」(代表: 小林盾成蹊大学文学部教授)によるものである。

中国帰国者一世と二世の社会移動パターン —九州地区在住者の事例—

張龍龍(早稲田大学)

1. 背景と目的

1981年から始まった中国帰国者の帰国事業は、多くの戦争犠牲者に祖国への帰還を実現した。しかし、帰国後の適応やライフコースの展開は容易ではなかった。本報告では、帰国後の社会移動（地域移動と階層移動）に焦点をあて、その動態を観察する。その際、中国帰国者家族の生活史をもちいた分析をとおして、社会移動パターンを析出し、その世代上の位置（一世、二世）、帰国形態（国費・私費）による説明を試みる。

2. 対象と方法

報告者は、九州地区在住の中国帰国者一世と二世を対象に選定し、実証的調査を基盤に研究を進めてきた。分析に用いたデータは、調査票調査と生活史調査によるものである。まず、2014年2月の「九州地区中国帰国者の会第12回総会」への出席者（中国帰国者一世50人）を対象に『中国帰国者家族の社会適応に関する調査』を実施し、32人から回答を得た。調査の主要な項目は学歴、帰国前後の居住地・職歴などである。そして、32人のデータを分析した上で、さらに生活史が異なった5家族（一世と二世家族）を選定し、詳細な生活史調査（複数回）を、2014年3月～7月に実施した。

3. 結果

32人への質問紙調査データと5家族への生活史調査データの分析によって、中国帰国者一世と二世の社会移動パターンの抽出を試みた。まず、地域移動においては、帰国前の出身階層に関わる居住地（中国の農村・都市）から日本の都市への越境に伴う地域移動パターンとして「中国の農村から日本の都市へ」と「中国の都市から日本の都市へ」、帰国後の転居経験を「日本国内の移動」として、組合せを析出した。さらに、生活史調査からは、近年、中国駐在員として「再度中国へ移動」するパターンも、二世のなかに判明した。次に、階層移動に関しては、帰国後の一世では、前職を維持する人が少なく、工場労働や掃除など肉体労働に従事する人と無職者が圧倒的に多い。他方、出身階層の差異に加えて、帰国形態（国費・私費帰国）が異なる二世では、帰国後多様な階層移動パターンを示している。その結果、二世の階層移動パターンとして、「高学歴の自営業経営者」、「社員から企業家への変身」、「会社の正社員」、「肉体労働者から無職者へ」、「日本社会に就職できず、中国に戻った」の5つが析出された。

4. 結論

中国帰国者たちは、帰国後に複数の社会移動を経験した。世代上の位置でみると、一世は、国境を越えた地域移動にともない、職業キャリアの変化を経験したが、上昇移動はみられず、前職を維持する人もわずかであり、多くの者が下降移動を余儀なくされた。対照的に、二世の場合には、多様な社会移動—とりわけ階層移動—パターンを示している。一方に「日中両国間に大きな企業を起こした」事例があるのに対し、他方では「日本で就職できず、中国に戻った」事例もあり、二世の社会移動は、両者を対極として分岐している。この分岐には、帰国前の社会階層（とりわけ学歴）の相違に加えて、帰国形態（国費・私費帰国）が規定要因として作用しており、その結果、兄弟姉妹間であっても帰国後のキャリアは異なった展開を示している。

キーワード：中国帰国者家族、社会移動、多様化

参考文献：

- 中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会, 2009, 『政策形成訴訟—中国「残留孤児」の尊厳を求めた裁判と新支援策実現の軌跡』東京印書館。
三浦典子, 1991, 『流動型社会の研究』恒星社厚生閣。

女性脱北者における結婚と生存戦略

尹鈇喜 (同志社大学)

朝鮮民主主義人民共和国 (以下、北朝鮮) を離脱した者、いわゆる「脱北者」は、北朝鮮の経済崩壊による食糧難が深刻化した 1995 年から増え続けており、2014 年現在、韓国に入国した脱北者の累積人数は約 2 万 7 千人に達している (統一部)。そして韓国に入国する脱北者の近年の特徴は、女性脱北者の割合の高さにある。

年	～1998	2002	2006	2010	2014	合計
男性 (人)	831	510	515	591	235	8,182
女性 (人)	116	632	1,513	1,811	896	19,071
合計 (人)	947	1,142	2,028	2,402	1,131	27,253
女性の割合 (%)	12	55	75	75	79	70

それゆえ、女性脱北者の脱北過程における経験、そして韓国での定着過程における家族関係に関する学問的関心が高まってきており (李ほか 2009)、その一つに女性脱北者における結婚経験に注目した研究がある。そこでは、女性脱北者の脱北及び韓国定着の過程においての人権侵害の経験とその対応 (李 2011)、女性脱北者が北朝鮮・中国・韓国で形成する異性関係によるアイデンティティの変化 (李 2011)、女性脱北者の結婚成立過程とその家族関係が韓国社会への適応に与える影響 (朴・姜 2011) などが明らかにされている。これらの研究は、女性脱北者の過酷な現状を浮き彫りにしており、その中でも積極的に対応していく女性の主体性の存在を指摘した点において大きな意義があるといえる。しかしながら、女性脱北者の北朝鮮・中国・韓国での結婚経験を家族社会学的な観点から分析した研究は少ない。

そこで本報告では、北朝鮮を離れて韓国に定着した女性脱北者における北朝鮮・中国・韓国での結婚経験のあり様とその意味を家族社会学的な観点から考察することを目的とする。分析には、2013～2014 年、韓国 (ソウル、京畿道、大邱) に在住する 20～40 代の女性脱北者へのライフヒストリー・インタビュー調査から得たデータを用いる。

分析の結果、女性脱北者の多くが、脱北する前の北朝鮮、脱北過程においての中国、韓国での定着過程といったそれぞれの場面において結婚を経験しており、時には生存のための結婚を選択する (せざるを得ない) ことが明らかになった。例えば、北朝鮮で形成していた家族が様々な理由で解体された場合、自分 (または子ども) の生計を立てる手段として結婚が行われることが多い。また、脱北過程において不法滞在者の身分として中国で生き残るために、生存の手段として人身売買による中国人男性との結婚が行われるのである。近年では、北朝鮮在住時から韓国行きを目指す脱北が増えたことで中国滞在期間が短縮される傾向がある。そのため、韓国入国を手伝う条件として、韓国定着後に中国人男性を結婚相手として韓国へ呼び寄せるといった偽造結婚が行われている。さらに韓国では、より安定的な定着を目的として韓国人との結婚を望む場合が少なくない。このように女性脱北者は北朝鮮・中国・韓国で生存戦略としての結婚を行っていることが明らかになった。

その一方で、特に若い女性脱北者の中では韓国での定着過程で北朝鮮の男性との結婚を望む者が存在する。彼女たちは、経済的な余裕や社会的地位の獲得を求めた結婚というより、同じ文化的背景を持っており、脱北という共通の経験を共有できるため、心の安定さが期待できる北朝鮮出身の男性との結婚を求めているのである。その背景には、女性脱北者を対象にした結婚詐欺の被害が増えたことで女性脱北者への教育が強化されたこと、そして厳しい状況ではあるが女性脱北者の経済的自立がある程度確保できるようになったことが考えられる。また、男性脱北者も北朝鮮での男性優位の態度から女性を尊重する態度へと変化していることもうかがえる。

キーワード：女性脱北者、結婚、生存戦略

国際結婚と国籍の維持
——インドネシア・バリ島で国際結婚した日本人女性の事例から——

ニ・ヌンガー・スアルティニ (東北大学)

本報告は、インドネシア・バリ島で国際結婚した日本人女性が、日本国籍を維持し続ける理由を明らかにすることを目的とする。バリ島における日本人女性の国際結婚では、帰国を含む国際移動の利便性が重視される。

従来バリ島における日本人女性の国際結婚は、結婚後配偶者の国で暮らすことで、配偶者の国籍に変更することが一般的であった。これまでインドネシア・バリ島で国際結婚した日本人女性と彼女たちの国籍については、研究が行われてきた。1980年代にインドネシア人と国際結婚してバリ島に移住している日本人女性を対象にして、結婚後インドネシア国籍に変更した理由、また国籍変更に伴う文化的アイデンティティの関連性について指摘されてきた(鈴木2003)。このとき、日本人女性における国籍変更の理由は、生活上の快適さと永住の決心である。インドネシア国籍に変更することで、複雑な在留資格の手続きから解放される。彼女たちは、国籍を変更しても文化的アイデンティティは日本人であることが特徴だった。

しかし、近年、バリ島では国際結婚が増加している。このような動向をふまえた国際結婚と国籍に関する調査は、充分に行われていない。本報告は、バリ島での日本人女性の国際結婚は複雑な在留資格の手続きにもかかわらず日本国籍を維持する傾向が表れてきた。日本国籍を維持する理由を明らかにするために、2000年代に国際結婚をして、バリ島で暮らしている日本人女性を対象に行った非構造的聴き取り調査のデータを基にしている。彼女たちが日本国籍を維持する理由は、日本の医療や保険、日本にいる親との関係で日本とインドネシアの移動が欠かせないこと、や他国への移動が便利だからである。

彼女たちは現地の人と国際結婚したからといって、日本国籍であるためバリ島に在住する外国人として変わらず、在留資格の取得やビザ更新が容易になるとは限らない。外国籍の人として、未婚の時と同じ扱いである。彼女たちの在留資格は配偶者ビザより就労ビザの方が多い。配偶者ビザなら仕事に就くことができないから結婚後バリ島で仕事する彼女たちは就労ビザを選ぶ。彼女たちは毎年在留資格を更新して、時間も費用もかかるという不便な点があるが、日本国籍を維持する。日本国籍を維持することで、彼女たちは日本とインドネシア(バリ島)のトランスナショナルライフや他国への移動も容易になる。山下(2007)は彼女たちのことをライフスタイル移民であると述べた。ライフスタイル移民は個人の価値観、意識の価値観がある(Michaela Benson and Karen O'Reilly, 2009)。国籍について選択であるという「意識」がある。ライフスタイル移民の研究に対して、国籍変更は相手国の制度上の特徴、特に移動に関して(パスポート)に影響されるという新たな指摘をした。

日本人女性は日本国籍を維持することで、ボーダレスな移動手段の一つである利便性を理解するための一つの重要な視角を提示することができる。

(キーワード: 国際結婚、国籍の維持、移動の利便性)

【文献】

Benson, Michaela and Karen O'Reilly, eds, 2009, "Lifestyle Migration: Escaping to the Good Life?," Michaela Benson and Karen O'Reilly, eds, *Lifestyle Migration*, Ashgate, pp. 1-13.

HIMPUNAN PERATURAN PERUNDANG-UNDANGAN KEWARGANEGARAAN REPUBLIK INDONESIA, UNDANG-UNDANG RI NOMOR 12 TAHUN 2006, FOKUSMEDIA.

森木和美, 2012, 「国籍とジェンダー: 国民の範囲をめぐる考察」『越境とアイデンティフィケーション—国籍・パスポート・IDカード』新曜社.

鈴木一代, 2003, 「国際結婚者の国籍変更と文化的アイデンティティ」『埼玉学園大学紀要第3号』(2003. 12) pp. 1-12.

山下晋司, 2007, 『バリ観光人類学のレッスン』東京大学出版会.

第 1 日目 2015 年 9 月 5 日 (土)

午前の部 10:00～12:00

国際セッション

Work-Family Balance of Families with Small Children:

How to Achieve Gender Equality in Parenting

Organizer : Mieko Takahashi (Osaka University)

【Abstract】

In recent years, the Japanese government has been championing the “active utilization” of women in various realms of society. However, framing this as an economic strategy has excluded a more multi-faceted and long-term consideration of the real well-being of each individual living in Japan. Crucial in this consideration is how individuals can, without constraint, choose both work and family life so as to live a balanced life with dignity, as exemplified by the practices in welfare-advanced countries in Europe.

In this session, we invite experts on work-life balance in different realms from Germany, the Netherlands and Sweden, where greater degree of work-life balance is enjoyed than in Japan. We will explore the direction Japan can take by learning from experiences and practices, as well as problems encountered, in these countries. Particular attention will be paid to the role of fathers, and more broadly, on gender equality in parenting.

This international session is a part of a research project, “Work-Family Balance in the Era of Globalization”, supported by Grant-in-Aid for Scientific Research (B) (Grant Number 24330153. Project Leader: Mieko Takahashi. Project Members: Tomoko Matsuda, Saori Kamano, Setsuko Onode and Kyoko Yoshizumi).

Overview of Work-Family Balance of Families in Germany, the Netherlands and Sweden:

What we can see from cross-national data and reports

○Saori Kamano (National Institute of Population and Social Security Research), Mieko Takahashi (Osaka Univ.), Tomoko Matsuda (Bukkyo Univ.), Setsuko Onode (Kyoto Kacho Univ.) and Kyoko Yoshizumi (Otemon Univ.)

The purpose of this presentation is to provide the context for the following three presentations by putting together information pertaining to work-life balance in Germany, the Netherlands and Sweden. The data to be presented include, but are not limited to, population growth, population by age, marital rate, fertility rate, statistics on families with children, labor force participation rate, gender gap in wages, working hours and hours spent on housework. Results of cross-national survey data (e.g., ISSP) on attitudes toward gender norms will also be referenced.

In addition, we will present policies and practices of work-life balance in these three countries based on the ILO report *Maternity and paternity at work: Law and practice across the world* (2014), which contains information on the national law and practice on maternity and paternity at work, such as leave, benefits, employment protection, health protection, various arrangements at work and childcare. We will also extract relevant statistics from the OECD Better Life Index and Global Gender Gap Report by World Economic Forum.

In presenting these statistical data and information on policies, we will include Japan to prepare for later discussion. Our hope is to lay out how these three countries appear “objectively” in international statistics and comparative reports before hearing about the more complex realities and issues on work-life balance of families with small children in each country.

Key words: Population and labor statistics, policies related to work-life balance

Supporting Fathers: An issue for gender equality, work-life and child wellbeing policies

A practice oriented story from Germany on the changing role of the father

○ Eberhard Schaefer (Director, Berlin Fathers' Centre, Berlin, Germany)

In Germany, the role of the father has undergone a significant change within the last generation. Analysing the shift towards caring fatherhood and the overcome of the self-perception of fathers as earners-only, German-Greek social researcher Wassilios E. Fthenakis called this development “a gentle revolution within the family”.

In my presentation, I will outline the change of the role of the father within the last generation to the present modernized breadwinner role. I will then sketch the concept of “caring fatherhood” with its strengths and weaknesses. Concepts of (caring, etc.) fatherhood will be discussed in relation to (the changing) concepts of the role of the mother. I will also point out some changing patterns in parenting and work perceptions (working fathers, working mothers, role of mothers and fathers as childraisers).

While this have been developments in macro and micro (couple) level, the caring father has been on the wish list of political efforts towards gender equality for more than a decade. Interestingly, there have been hardly any political efforts (instruments, legislation, programmes, etc.) to support caring fatherhood, i.e., to integrate men/fathers oriented policies or programmes into gender equality policies. Efforts have only been made on small scale, time-limited, or on local and/or regional levels.

One of the small scale efforts to promote caring fatherhood is the Berlin Fathers Centre, an institution (NGO) that stems from grassroots movements or civil society, but has now been supported by the Federal State of Berlin for ca. 10 years. I will give some insight into the work of the Berlin Fathers Centre. This practice experience then allows some conclusions about fathers, their self-perception, their position within the mother-father dyad as well as towards their children. This picture includes after-separation situations which should not be neglected in the overall picture.

I will then draw a picture of work-life balance as highly valued for the lives of working fathers and mothers. Federal legislation on parental leave and parental leave allowance and its use by fathers and mothers will illustrate this.

Based on this, I will give some perspectives on political measures and policies that might be promising in regard to promoting active, caring fatherhood. A systematic approach towards fathers is needed here. Although gender equality should be kept in mind as a political goal behind such measures, I will point out that fathers' support for child wellbeing will be a more promising goal for programmes & policies promoting caring fatherhood. Moreover, the role (change) of the father cannot be viewed adequately without viewing the role (change) of the mother. Fathers and mothers (as couples) continuously interact. Therefore, a systemic approach is needed in analysis and practice/policy design.

Keeping this in mind, when aiming at fathers, we are back to family-oriented policies, seen as parent/gender equality and child wellbeing oriented as well as including a variety of family forms, such as “post-separation” settings.

Keywords: Fathers, work-life, child wellbeing

Capabilities to combine work and family life in the Netherlands:

Moving beyond the one-and-a-half earner family?

Laura den Dulk (Erasmus University Rotterdam/Bielefeld University)

In recent decades, the Netherlands has seen increased interest in combining work and family, or – more broadly – integrating one’s work with one’s private life. The diversity of the workforce is increasing and the number of people who combine paid work and care responsibilities is growing. Both the national government, social partners and employers have been aware of this trend. Since the 1990s, the Dutch government has introduced various public provisions to assist working parents who combine work and family responsibilities, such as, 26 weeks parental leave and the right to adapt working hours. In addition, an increasing number of collective agreements and organizational policies include work-life benefits such as, flexible working hours, and enhanced leave arrangements. The increasing labor market participation of Dutch women has not led to a large degree of externalization of care; rather shortening of working hours was promoted as a strategy to combine work and family life. Consequently, the one-and-a-half earner family in which the father works full-time and the mother part-time has become the dominant family model.

Nowadays, in the context of the aging society, there is renewed attention for the combination of work and family life and facilities that might support this. The government tries to find ways to stimulate workers, in particular women, to increase their working hours. An important aim is to increase the economic independence of women and to make full use of their human capital. Increased time spend on paid work increases women’s representation in top positions and contributes to the affordability of the welfare state. However, current reforms of the welfare state and in particular spending cuts in the health care sector increases the pressure on citizens to provide informal care and to do voluntary work. There is a fear that this will result in combination pressure for many workers and in particular women (Merens & Van den Brakel, 2014). To enable workers to provide informal care next to care for children, the minister aims to ease the combination of work and care by offering flexible ways of working, as well as affordable and high quality childcare. In addition, an equal division between men and women of unpaid work at home should be encouraged since this would help to increase women’s time in paid employment.

In this presentation, I will discuss the agency freedom of working parents to combine paid work and care responsibilities (care for children, other family members and friends). Based on the agency and capabilities framework (Sen, 1992; Hobson, 2011), I will examine the current possibilities and constraints of working parents within the Dutch context to make choices regarding the combination of work and family life. Following Hobson (2011), I will analyze the individual, institutional and societal/normative factors that affect the capabilities and agency for the combination of paid work and care. Individual factors refer to the resources people have, such as human capital, income and support from the partner and the wider social network. Existing research indicates gender differences, and differences between higher and lower educated people with respect to the ability to make claims for the combination of paid and unpaid work (Hobson et al., 2011; Korpi et al., 2013). Therefore, I will present figures on how lower and higher educated fathers and mothers combine paid work and care within the Dutch context. Institutional factors refer to both the social policy level and the firm level. Some social policies are social rights whether others are conditional rights, to be negotiated at the workplace. When analyzing the capabilities of working parents it is important to consider the organizational context. It is within the workplace that policies are implemented and where requests to use existing facilities are granted or denied. Finally, next to the policy and workplace context, I will discuss the current public debate on the combination of work and family life and existing gender norms with respect to the division of paid and unpaid work between men and women.

Keywords: work-family policies, working parents, the Netherlands

Fathers and Worklife balance: If and when policies matter

Looking beneath, within and beyond the state

○Barbara Hobson (Professor of Sociology, Stockholm University)

Among researchers and policymakers, there is a growing awareness that fathers are a crucial dimension in the worklife balance project. Although the emphasis on promoting worklife balance at the European level has focused on the sustainability of families (low fertility) and being competitive in global economies (through activation of women's labor force), beyond these instrumental motivations, there are other discourses underpinning worklife balance policies in many countries and even at the EU level. These are framed in terms of quality of life and wellbeing, the best of interests of children and gender equality. There are now a range of policies that seek to foster greater worklife balance for mothers and fathers across Europe: parental leaves/daddy quotas; rights for flexible working times and reduced hours of work after child is born (many of these policies exist in Japan). European data show that the vast majority of fathers prioritize having a job that allows them to reconcile having employment with family life. Yet there are barriers that stand in the way of men exercising these rights (what we refer to as the Agency and Capabilities Gap: Hobson 2014), even in societies in which there have been media campaigns and policy initiatives to increase fathers involvement in care. In the three countries highlighted in this symposium, gender equality is bound up with the worklife balance project; all have initiated policies that seek to increase fathers' engagement in care. They reflect an awareness of changing norms and aspirations of a new generation to men to be more involved in the daily care and childrearing and a reimagining of father identities and masculinities. Two questions dominate the research on worklife balance and fathers: If and how much do policies matter? Why has there not been more change? There are a range of explanations: the persistence of cultural norms in societies; the declining role of the state in a globalized world, and the growing influence of supra-national institutions and global economic pressures. In this presentation I argue that there is need to look at men's agency for worklife balance or lack of it, with a multi-dimensional lens and a capabilities approach: looking at the institutional context: beyond and beneath the state: including the trans-national, the firm/ work organizational culture and at the societal level. Given this perspective, it is important to ask if and how state policies matter? And what are the challenges ahead for policymakers and researchers?

The research on worklife balance tends to be compartmentalized; with one strand of research at the policy level, some of which is comparative; another at the firm, which is often single country-based, and a large body of literature at the household. In order to address the question of which policies and institutional contexts make a difference in father's worklife balance, it is important to integrate these layers of context and show how their interplay shape men's sense of entitlement to make a claim for family and rights. Another layer, the trans-national, needs to be incorporated in light of the role of the EU and work-life policies and the increasing number of global firms and their employees moving to different countries with different worklife balance policies. In my research I have used this multi-dimensional approach to assess agency and capabilities of fathers, which allows us look at which policies matter, their implementation at the firm, and which fathers face greater constraints than others in claiming them. Though I include a range of cases across Europe, I will devote much of my discussion to father friendly policies in Nordic countries: how they emerged; what impact they have had and whether they can be transported to other countries. I conclude a challenge: what are the possibilities for creating father friendly societies in our era of global competitiveness, leaner welfare budgets, and greater precariousness and work intensity, all of which sit uncomfortably alongside men's aspirations to be more involved fathers.

Keywords: Nordic countries, trans-national, firm level

第1日目 2015年9月5日(土)

午後の部 13:30~16:00

自由報告(2)

未婚者の交際カップルが初婚に至る確率を算出する試み
—出生動向基本調査を用いて—

中村真理子 (明治大学)

・問題意識と研究概要

未婚化・晩婚化の進展に伴い、その原因を明らかにすることを目的とした研究は数多く行われてきた。特に近年では、異性の交際相手をもたない独身者の割合が増加しているという社会調査の結果をもとに、若者の交際行動の低調さが初婚確率の低下や晩婚化傾向を進めているとの指摘がなされてきた。

しかし、仮に、交際の状態から初婚に移行する確率に変化が生じているとすれば、異性の交際相手をもたない未婚者の増加が未婚化・晩婚化に与える影響は限られたものにすぎないことになる。つまり、交際行動の変化が初婚の減少に与えた影響を論じるには、未婚の交際カップルが初婚に至る確率を明らかにする必要がある。

ところが、日本における未婚の交際カップルがどのような過程をたどるのか(未婚のまま交際を続けるのか、同棲するのか、結婚に至るのか、未婚のまま別離に至るのか)ということは、これまで数量的には明らかにされてこなかった。この分析を行うには、交際歴の情報を遡及的に調査するか、異性と交際している未婚者を追跡して調査したデータが必要になる。実際、東京大学社会科学研究所によって実施されているパネル調査などでは、後者の方法で交際と結婚行動の情報が集められているが、交際カップルが初婚に至る確率の時代変遷を明らかにするには制約が大きい。

そのため、本研究では国立社会保障・人口問題研究所によって5年毎に行われている「出生動向基本調査」のデータを使用してコーホート分析を行う。具体的には、調査回時点毎に婚姻・交際状況別人口割合を年齢別に算出する。そして、ある調査時点で異性と交際中であった未婚女性が、次の調査時点で結婚に移行している割合を算出する。

・結果

現段階で得られている知見は以下の通りである。第13回調査の時点で20歳から24歳の女性のうち、交際相手があると回答している割合は、女性全体の49.8%であった。そして、第14回調査の時点で25歳から29歳の女性で、第13回調査の時点で現在の結婚相手と既に知り合っていた初婚の女性割合は全体の5.2%であった。同一の個人を追跡した調査ではないため、単純に結論を出すことはできないものの、20代前半の交際が5年後に初婚に至っている確率は13%程度ではないかと考えられるだろう。

なお、報告では使用したデータの制約と分析結果の解釈について検討を行う。また、交際カップルと初婚のカップルの特性についても論じたいと考えている。

・謝辞

本研究は、報告者が研究協力者として参加している文部科学研究費補助金(基盤研究(A))「結婚・離婚・再婚の動向と日本社会の変容に関する包括的研究(研究代表者岩澤美帆、課題番号25245061)」における研究成果の一部を含んでいる。使用した「出生動向基本調査」の個票データは、文部科学研究費補助金(基盤研究(A))「結婚・離婚・再婚の動向と日本社会の変容に関する包括的研究(研究代表者岩澤美帆、課題番号25245061)」のもとで、統計法第32条に基づく二次利用申請により使用の承認(平成25年10月30日)を得たものであり、本研究の結果は、上記科研の研究成果の一部である。

(キーワード: 結婚行動, 未婚化, 交際)

職場のワーク・ライフ・バランスと結婚意欲 結婚の魅力の低下か、先送りか？

○不破 麻紀子 (首都大学東京)、○柳下 実 (首都大学東京)

【目的】

日本における未婚・晩婚化の問題は、少子高齢化からくる社会保障・労働力問題との関連などから、近年多くの関心を集めている。女性の就業と未婚・晩婚化の関連については、女性の経済的自立が結婚から得る利得を減らし、未婚率が高まるという女性の自立仮説 (Becker 1981) や、学歴・収入の上昇は女性をより長く結婚市場にとどまらせ、晩婚化の要因となりうるものの、経済力の高い女性は結婚しやすいとするつり合い婚仮説 (Oppenheimer 1988; Oppenheimer & Lew 1995) がおもに検討されてきた。また、結婚前後の相対的生活水準の影響を指摘する相対所得仮説 (Easterlin 1980) なども提示されている。さらに有業女性の未婚・晩婚化は、就業と家庭責任の両立が難しい社会において顕著にみられることから、ワーク・ライフ・バランス(以下、WLB)との関連も指摘されている(Ono 2003)。未婚・晩婚化に関し、結婚行動との関連については先行研究が蓄積されているが、これら要因が女性の結婚意欲や結婚に関するライフプランにどのように関連するかについては、あまり検討されてこなかった。そこで本稿では、就業している女性の結婚意欲と希望結婚年齢に着目して分析する。

【方法】

本稿で使用するデータは東京大学社会科学研究所が2007年に実施した『働き方とライフスタイルの変化に関する全国調査 wave1』(対象年齢:20-40歳)である。従属変数は(1)結婚に対する意欲を測る変数として①結婚意向(結婚したい=1、結婚したくない=0)と②結婚意欲の強さ(ぜひ・できればしたい=3、してもしなくてもよい=2、したくない・考えていない=1)と結婚の時期に関する意識を測る変数として(2)希望する結婚年齢(20歳代=0、30歳以上=1)である。主な独立変数として学歴・年収・専門職(自立仮説およびつり合い婚仮説)、15歳時の暮らし向き・親同居(相対所得仮説)を用いる。また、職場のWLBを示す変数として、「WLBがとれるかどうか」と「仕事のペースややり方に関する裁量の度合い」を用い、特に女性の経済的資源の効果との関連から分析を行う。

【結果】

分析結果からは、まず結婚意向については年収・学歴の高さともに正の効果を持っており、また、専門職女性も「結婚したい」と答えやすいことが示され、経済資源が女性にとって結婚の魅力を減じるとする女性の自立仮説は支持されないことが示唆された。結婚意欲の強さとの関連についても年収・学歴・専門職は同様の効果を持っている。さらに、専門職以外の就業している女性については、仕事上のやり方の裁量度からみたワーク・ライフ・バランスの高さが、結婚意欲の強さと正の関連を持つことが明らかになった。希望結婚年齢については、女性の収入が高いと「30歳以降に結婚したい」とする傾向がみられ、経済的な余裕が結婚市場にとどまる期間を長くする(結婚を先送りする)可能性が示された。ワーク・ライフ・バランス要因に関しては、仕事のペースに関する裁量度が高いと、「30歳以降に結婚したい」と答えにくいことも明らかになった。

【文献】

Becker, G. S., 1981, *A Treatise on The Family*. Cambridge, MA: Harvard University Press.

Oppenheimer, V. K. 1988, "A Theory of Marriage Timing" *AJS*, 94(3): 563-591

Oppenheimer, V. K., & Lew, V. 1995, "American Marriage Formation in the 1980s: How Important Was Women's Economic Independence?" K. O. Mason & A.M. Jensen Eds., *Gender and Family Change in Industrialized Countries*. Oxford: Clarendon Press.

Easterlin, R. A., 1980, *Birth and Fortune: The Impact of Numbers on Personal Welfare*. University of Chicago Press.

Ono, H., 2003, "Women's Economic Standing, Marriage Timing, and Cross-National Contexts of Gender" *JMF*, 65: 275-286.

【謝辞】本稿の分析にあたり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJデータアーカイブから「東大社研・若年パネル調査(JLPS-Y)wave1-5, 2007-2011 (東京大学社会科学研究所パネル調査プロジェクト)」「東大社研・壮年パネル調査(JLPS-M) wave1-5, 2007-2011」(東京大学社会科学研究所パネル調査プロジェクト)の個票データの提供を受けました。また、二次分析にあたり、JSPS 科研費基盤研究(C)(25380658)の助成を受けました。

キーワード：未婚・晩婚化、結婚意欲、ワーク・ライフ・バランス

恋愛結婚における〈道具的結婚〉と〈情緒的結婚〉の関係

——首都圏にこらす未婚女性へのインタビューから——

府中 明子 (千葉大学大学院 人文社会科学研究所 公共研究専攻)

●背景と問題意識

現在、少子化が社会問題として取り上げられており、その要因として未婚・晩婚化を社会問題として見る向きがある。結婚は1960年代後半に、恋愛結婚が見合結婚より優勢となった(国立社会保障・人口問題研究所 2005)。1970年代には、女性の婚姻率は90%台後半になるなど、恋愛結婚が中心の皆婚社会となったように見えた。ところがその後、1980年代頃からは、未婚・晩婚化を「少子化の主因」とし、調査や研究が行われている。結婚に対する人びとの意欲は依然高いとされ、国立社会保障・人口問題研究所による質問票の調査では、「いずれ結婚するつもり」と回答した女性は89.4%で、「一生結婚するつもりはない」と回答した女性6.8%に比べて圧倒的に多い(国立社会保障・人口問題研究所 2010)。家族や夫婦のあり方の多様化は、女性の生き方の多様化として語られる中、実際に女性たちはどのような結婚や生き方をめざすのだろうか。女性たちがいかなる葛藤を抱え、それらと向き合い、どのような論理を用いて将来を展望していくのか、結婚適齢期の未婚女性たちに注目して分析、考察する。

●〈道具的結婚〉と〈情緒的結婚〉の関係

結婚に関する俗的な話題からは、「愛か金か」という話をよく耳にするだろう。ところが実際に人びとがその言葉を用いて話をするときには、それらは複雑に絡み合った語りがなされている。その語りを聞き取り分析した。分析にあたり、パーソンズの用語「道具的機能 (instrumental function)」と「表出的機能 (expressive function)」にならって、〈道具的結婚〉と〈情緒的結婚〉という概念を採用した(パーソンズ, T 1985)。その上で判明したことは、山田(1996)が言うように、好きになるということ自体に、すでにその個人の背景が反映するという点であり、両概念はやはり複雑に絡み合っているということであった。さらに興味深い点は、恋愛結婚を想定している人びとが、恋愛に陥る前の段階で、感情をコントロールし、「好きにならないようにしている」という語りがなされたことである。また、恋愛中の特定の相手と結婚生活を想定するような場面、たとえば同棲経験を経た後に、〈道具的〉な部分が棄却されると、〈情緒的〉に結婚するかどうか迷ったり、棄却されたりする場面があるということである。

結婚そのものの目的は、「子育て家族」を営むということであり、極めて〈道具的〉であると言える。ところが、結婚は〈情緒的〉な恋愛結婚をしなければならぬという規範がある(桑原 2009)。本研究では、そのような葛藤のメカニズムの解明を目指す。そのメカニズムは、結婚適齢期の女性たちがくらす社会を映し出すことだろう。

●調査の概要と分析

首都圏に住まい・職場・学校のある25～34歳の未婚女性10名に半構造化インタビューを実施した。調査は2014年7月～11月にかけて行った。報告者の知人からその知人を紹介してもらいスノーボール・サンプリングを行い、調査協力者を募った。インタビュー調査を実施した10名のうち7名分を録音し、トランスクリプトを作成した。協力者一人につき一回ずつ、一対一の面接を行った。二名のみ、協力者の希望により二対一の面接を行った。一回の面接の所要時間は60～90分間である。

●参考文献、参考資料

桑原桃音, 2009, 「配偶者選択の歴史社会学のための文献研究(1) ——明治から戦前までの家族に関する諸研究の考察——」『龍谷大学社会学部紀要』35:69-80.

Talcott, Parsons, 1964, *Social Structure and Personality*, Free Press of Glencoe. (=T. パーソンズ, (武田良三監訳), 『社会構造とパーソナリティ』, 新泉社, 1985.)

山田昌弘, 1996, 「結婚の社会学」、丸善ライブラリー, 47-64.

国立社会保障・人口問題研究所, 2005, 『第13回出生動向基本調査』.

国立社会保障・人口問題研究所, 2010, 『第14回出生動向基本調査 —第II報告書—』.

●キーワード: 恋愛結婚、未婚女性、配偶者選択

非法律婚カップルの語りから問う結婚
——聞き取り調査に基づくレトリック分析——

阪井裕一郎（日本学術振興会）

1. 問題の所在

本研究の目的は、法律婚をせずパートナーと同居する人びと（非法律婚カップル）におこなった聞き取り調査をもとに、現代日本における結婚の規範の諸相を明らかにし、「家族の多様化」の議論を再検討することである。

西洋社会においても法律婚ではない同居カップル（cohabitation）の増加は、現代における家族の規範や意識の変化を示す最も象徴的な事例として位置づけられる（Cherlin 2004；Kiernan 2004）。欧米圏では法律婚の外部でカップルが同居することが逸脱的な現象から家族形成の標準的な形態となっており、婚外出生割合が全出生の過半数を占める国も多くある。日本でも、非法律婚カップルの増加は「家族の多様化」を示す一つの事例と位置づけられるが、統計的にはいまだ少数にとどまっている（岩澤 2005；不破 2010）。非法律婚カップルに焦点を当てることで、「結婚」の意味とその変容をめぐる日本の特徴を明らかにすることができると思われる。

2. 対象と方法

本調査は、2010年6月から2014年2月の期間に、非法律婚カップル25名に実施された。対象者には、ソーシャル・ネットワーク・サービスや知人の紹介を通じて調査協力を得た。性別は女性が16名、男性9名、そのうちカップル揃ってのインタビューが6組あり、ここで対象となるのは19組の事例となる。

非法律婚カップルといってもその動機や生活の実態は多様であり、今回の調査対象者はジェンダーや階層の面でも偏りが存在する。少数の事例のみを扱う本調査から非法律婚の実践とは何かを一般化することはきわめて難しい。しかし、日本社会においてマイノリティである非法律婚カップルは、マジョリティであれば直面することのない、結婚や家族をめぐる規範や制度的制約に直面・対峙せざるをえない。それゆえ、かれらの直面する困難や葛藤を通じて社会一般の規範や制度的問題を浮き彫りにすることには大きな意義があるだろう。

社会においてマイノリティに位置づけられる人たちは、自身の表明が正当なものとして他者に受け入れられるように語りを構成する必要がある（草柳 2004）。非法律婚カップルの多くもまた、社会的承認や資源へのアクセスを求めて、自分たちの関係を正当化するためにさまざまなレトリックを動員することが要請される。そこで、本研究は非法律婚カップルが自分たちの関係を他者に説明し、正当化する際に用いるレトリックに注目することにする。「家族へのレトリカル・アプローチ」を論じた田淵六郎によれば、「家族という言葉のレトリカルな用法には、特有の論理展開や、頻繁に使われる語彙などが存在することが予想される」のであり、「家族という言葉を用いることを根拠づけるとき、人たちはどのような特徴を持つ論理構造（レトリックの形態）や語彙を用いるのだろうか」に答えることこそ実証分析の課題の一つである（田淵 1998：74）。本稿もこの手法を援用し、聞き取り調査で得られた語りをもとに、非法律婚の実践者がどのようなレトリックや語彙、論理構造によって自らの関係を説明するのかを検討する。そのうえで、「結婚」という言葉やカテゴリーがいかなる意味や行動と結びついているのかを読み解いていく。

3. 議論

非法律婚カップルの「結婚」をめぐるレトリックは、家や嫁、子ども、愛情などさまざまな要素によって複雑に構成されている。たとえば、自分たちの関係を明確に「結婚」だと語る人びとは、法律婚から離脱することで嫁役割や夫婦同姓からの自由を達成しつつも、パートナーとの親密性や協力関係をあらわす語彙として「結婚」を用いている。一方、法律婚の外部でパートナーとの共同生活をおこなうがゆえに、「結婚する理由が分からない」と語る人も多くいるが、「子ども」や「子育て」の問題については結婚の必然性を語る傾向は強く確認される。本研究では、「結婚」という語彙が、親密関係やケア関係（あるいは、タテ関係／ヨコ関係）とどのように結びつき語られるかを確認することで、家族の「多様化」や「個人化」の議論を再検討する。

（キーワード：結婚、非法律婚カップル、家族の多様化）

結婚の動機と生活の見通しの提示 -妊娠先行型結婚の妻へのインタビューから

○永田 夏来 (兵庫教育大学)

・ 研究の背景と目的

本報告であつかう妊娠先行型結婚は「できちゃった結婚」とも呼ばれ、近年増加が指摘されている結婚のスタイルである。厚生労働省「人口動態調査特殊報告」によれば、嫡出第一子の妊娠期間が結婚期間よりも短い出生の推移、つまり結婚前に妊娠していると思われる出生は1980年には12.6%であったのが1999年には25.0%に達する形で増加しており、今日でも全出生のうちの四分の一程度が該当するとされている(厚生労働省2010)。妊娠先行型結婚における結婚の動機の特徴として、嫡出性の規範とロマンティックラブイデオロギーをあげることができる。不意の妊娠というできごとと経験は「かけがえのない」相手との運命の証と位置付けられ、法律的に結びついた結婚を経てふたりのロマンスが遡行的に完成されるという妊娠先行型結婚のストーリーは、近代家族と戸籍制度を前提とする現代の結婚状況を端的に示す例の一つと位置付けることができる(永田,2003) 妊娠先行型結婚の夫婦の計量的な特徴としては、世帯収入および学歴の低さ、妻の就業経験の短さなどが挙げられる。また、生活に対する満足度は妊娠先行結婚ではない通常の夫婦と比べても大きく変わらないこともわかっている(永田,2013)。

現在の日本社会において、結婚と経済との結びつきはますます重視され、強調される傾向があるように思われる。未婚感晩婚化の背景には若者の雇用の非正規化および収入の低さがあることは確かであり、結婚の利点として「経済的余裕」を挙げる女性が上昇傾向にあることも指摘されている(国立社会保障人口問題研究所,2011)。こうした傾向を踏まえると、妊娠先行型結婚の夫婦が置かれている状況は奇妙に見えてくる。経済的基盤が乏しいにもかかわらず生活にはほぼ満足しているとは具体的にどのようなものと認識され、語られるのだろうか。本報告ではこの点に注目し、妊娠先行型結婚の妻を対象とした聞き取り調査を用いた分析を行う。

・ 調査の対象と方法

調査者の知人を介し「若くして結婚した経験を持つ」人の紹介を受け、対象者の自宅または自宅近くの喫茶店などで1時間程度の対面インタビューを行った。インタビュー調査対象は基本的には妻であるが、状況によっては夫が同席しての追加インタビューおよび夫のみを対象として別室でのインタビューもおこなっている。全本報告ではインタビュー対象者12名のうち、7名のトランスクリプトを使用した分析をおこなう。

・ 分析の結果

インタビューの対象者は婚前の妊娠を「不意のできごと」として位置付けていたが、親や兄弟などの近親者により受容されることによって出産を肯定する過程を経験している。また、生活の見通しには「なんとかなる」との評価を持って結婚に踏み切っているが、その背景として自分または配偶者の親からのサポート、自身の就業経験や保持している資格などが組み込まれている。夫の経済力だけではなく、総体としての生活資源が結婚後の生活を支える要素として位置付けられており、地元から「出ない」という選択をすることによって結婚後の生活があらかじめ担保されている点が明らかとなった。

*本調査は2013年度日本経済研究センター研究奨励金を得て実施されたものである

文献

国立社会保障人口問題研究所, 2011, 『第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 独身者調査の結果』

厚生労働省, 2010, 『人口動態調査特殊報告』.

永田夏来, 2003, 「愛情が先か、子どもが先か-結婚の原理とその論理構成-」『社会学年誌』44:57-76.

———, 2013, 「妊娠型先行結婚と通常結婚の背景と出生意欲」『夫婦の出生力の低下要因に関する分析~「少子化と夫婦の生活環境に関する意識調査」の個票を用いて~ ESRI Discussion Paper』SeriesNo.301:85-93.

(キーワード: 青年層、結婚、妊娠)

ケア・ダイヤモンドからケア・イヤリングへ
 ——中国のケア・レジームを分析するための試論——

張継元 (東京大学大学院)

1. 目的と方法

本報告の目的は福祉ミックス論の分析図式としてのケア・ダイヤモンドの問題点を指摘した上で、ケア・イヤリングの分析図式を提案することである。その有効性を示すために、中国農村の高齢者ケアの実態を考察する。

2. 福祉トライアングルからケア・ダイヤモンドへ

福祉多元主義または福祉ミックス論は従来の福祉の公私二元論を批判し、国家、市場、家族の福祉トライアングル (Evers1988; Esping-Andersen2002) や、国家、市場、市民社会 (Ollson1993) の三元論を提唱したが、それをさらに発展させて国家、市場、コミュニティと市民社会の四元論 (Evers1995) や国家、商業部門、ボランティア部門と非正式部門という混合福祉経済 (Johnson1999) といった四元論が提示された。四元論のなかで、ケアに注目して、ケア・ダイヤモンドという分析図式がフェミニズム研究者によって提唱された (Razavi2007; Ochiai2009)。

ケア・ダイヤモンドはケアを提供する国家、家族、市場、コミュニティの四つのアクターの相対的大きさや関係などを図式化する有益な方法であり、ケア労働の国際比較を行う際にも、ケアに関する社会政策についての変化を分析するにも有効な分析枠組みである。Ochiai (2009) や落合 (2013) は東アジアの国・地域のケア労働の国際比較を行い、各国の福祉レジームを検証した。斉藤 (2010) が UNRISD の 6 カ国調査に基づいた国際比較を行った。また落合ほか (2010) は日本の介護保険導入前後の福祉レジームの変化を分析した。

3. ケア・ダイヤモンドからケア・イヤリングへ

しかし、ケア・ダイヤモンドの分析図式は二つの問題点がある。一つ目は、福祉多元主義の議論のなかで分権と参加は二つ重要な概念であり、この枠組みのなかでは国家から市場やコミュニティへの分権を議論できるが、中央政府から地方政府への分権の議論が欠けている。二つ目は福祉ミックス論の議論は供給主体の多元化だけではなく、そのプロセスを分節化し、財源と供給に分けられている (Pinker1992)。また、上野 (2006) もケアのコストを「貨幣費用」と「労働費用」に分けている。ケア・ダイヤモンドはサービス供給と財源を混同して議論している。

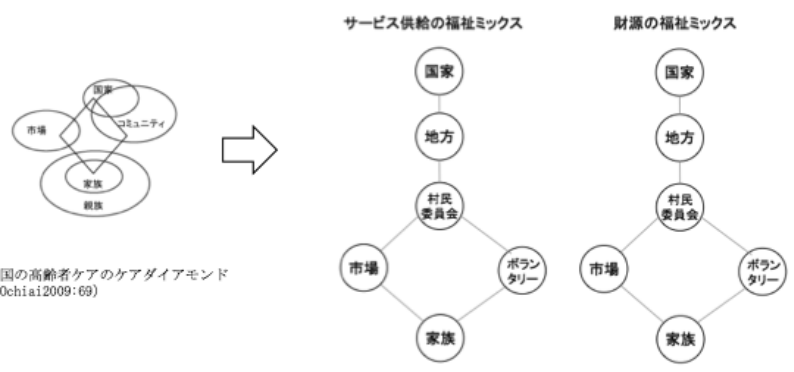


図1 ケア・ダイヤモンドからケア・イヤリングへ

このような問題を乗り越えるために、本報告は地方政府と財政の視点を取り入れたケア・イヤリングの分析図式を提案する。

4. 実証分析

ケア・イヤリングの分析図式の有効性を示すために、2013-2014年筆者が行った中国農村の四地域調査のデータに基づき、中国農村の高齢者ケアにおける福祉ミックスの実態を考察し、中央政府、地方政府、コミュニティ、家族、市場の間の関係を明らかにする。特に国家の失敗と市場の失敗のあとに注目されている公共セクターに注目し、中国農村においては欧米と異なる公共性のあり方を明らかにし、その問題点を提示する。

<参考文献> 報告時に提示する
 (キーワード: ケア、公共性、福祉ミックス)

「成年後見の社会化」はなぜ起きたのか

○税所真也 (東京大学大学院)

【成年後見制度とは】

成年後見制度とは、判断能力が低下した認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の財産管理と生活に関わる法律行為を成年後見人が代行する民法の制度である。現時点での利用者数は18万5千人ほどだが、この数字は300万ともいわれる認知症高齢者数からみれば少ないものであり、成年後見法学会を主導してきた新井誠によれば、成年後見制度の利用者数は各国を見ても人口の1パーセントくらいが妥当とされ、まだまだ潜在的な利用者数に対する制度利用者数は不十分だと考えられている。現行の成年後見制度は、2000年の介護保険導入にあわせて1999年に禁治産者制度を改正したものだが、配偶者がいる場合には配偶者が後見人にならなければならないという規定を撤廃し、複数人での後見や法人による後見などをあらたに追加するなど、親族ではなく第三者が成年後見人となることを企図したものだった。同時に、新制度に埋め込まれた理念は、旧来の本人保護に加え、自己決定の尊重、ノーマライゼーションであった。

措置から契約への社会サービスの受給を保障するものとして整備された成年後見制度は、現在の社会福祉が前提とする申請と契約という価値観を支える制度的な裏づけとして、社会サービスの根幹に位置するものである。こうした点を踏まえ、識者たちは、成年後見と介護保険をあわせて車の両輪と呼び、「成年後見の社会化」が謳われ、進められてきた。「成年後見の社会化」とは、財産をもたない人でも制度を使えるよう整備していくこと (a)、そしてこれまで9割方、親族によって担われてきた後見役割を社会が代わって第三者で担っていかうとする (b)、ふたつの意味が含まれている (上山 2008)。これは社会学用語でいえば、前者は「医療の社会化」、後者は「家事・育児の社会化」にあたると思われる。

【研究目的】

本研究では、a・bの両方の観点から成年後見の社会化が起きた背景を説明する。具体的には以下A・B・Cの3つの分析を通して明らかにする。A：成年後見制度の市町村長申立の分析 (aに相当)、B：成年後見制度の利用動機と利用経路の分析 (b)、C：成年後見人の選任をめぐる家庭裁判所の分析 (b)である。Aの市町村長申立の分析がaの意味での「成年後見の社会化」を捉えるためであることは、自明である。したがって、ここでとくに問題を設定しておく必要があるのはbについてである。bの意味での「成年後見の社会化」、すなわち成年後見が、家族・親族以外の第三者に担われるようになったのはなぜか、ということが本稿のおもな問いとなる。

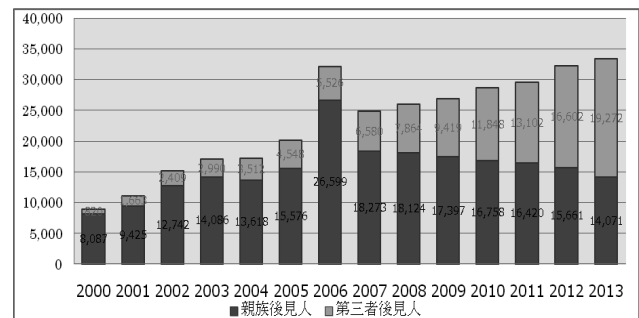


図 親族後見人と第三者後見人の実数と選任比率の変化

(最高裁判所事務総局家庭局「成年後見制度関係事件の概況」より作成)

とくに、第三者後見人が急激なカーブを描いて増えていった社会的背景を、成年後見制度がどのようなかたちで必要とされ、利用を求められ、第三者が選任されていくに至ったのか、という観点から説明することを試みる。

【問題設定】

先行研究では、たとえば最高裁判所は、第三者後見人が増えた要因として、①専門職後見人の選任体制の整備、②適当な親族の不在、親族間紛争、虐待など第三者が適切な事案の増加があるとする。また成年後見法学者には、これは政策通りの展開だと評価され、第三者後見人の増加は当然の帰結として受け止められてきた。ここからは、なぜじっさいに人々が第三者の成年後見人を利用することになったのかという問いは生じない。しかしながら、この「成年後見の社会化」には説明されるべき人為的な要因が潜んでいることも無視できない。本稿では社会学の立場から、そして当制度を利用する人々の視点にもとづいた分析から、社会化をめぐるこの問いに答えたい。

キーワード：社会化、権利擁護、自己決定

東日本大震災の住宅再建／災害公営住宅・入居からみる現代家族と地域社会

○山地久美子 (大阪府立大学)

東日本大震災から4年半近くが経過しているが、本災害からの復興には都市型の阪神・淡路大震災とは異なる被災者支援、公共インフラ復旧、住宅再建・復興まちづくり、産業の再生、原発事故放射能汚染の課題があり、復興の遅れが指摘されている。そのような中、2015年5月、復興庁の資料題目には初めて「進む復興」との文言が加えられた(復興庁『進む復興と新しい課題』平成27年5月)。そこで本報告では生活再建の基盤である住宅の再建、中でも災害公営住宅建設とその入居に関連して、現代の家族と地域社会との関わりに着目する。

東日本大震災被災地では岩手県、宮城県、福島県のほかに青森県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県に424戸が供給予定で、ほぼ完成間近である。その一方で、激甚被災3県では2015年3月末時点で岩手県が26%(14,158戸)、宮城県が33%(15,988戸)であり、福島県(地震・津波2,702戸、原発避難者4,890戸)においては進捗率の算定ができない状況で、いずれも最大7年を超え2018年まで建設工事が行われる可能性がある(復興庁・国土交通省・水産庁『面整備事業による民間住宅等用地および災害公営住宅の供給時期・戸数』平成27年)。

このような状況で仮設住宅からの移行が遅れているため、地域社会の崩壊、人口流出への懸念があり、自治体によっては災害公営住宅への入居希望者に対して過去の災害対応にはなかった仮登録「事前登録制度」を設ける等、生活再建への道筋を示すような策がとられている。また、地域社会の再構築の観点から、従前の居住地への希望者には優遇措置(抽選倍率)を採る自治体もある。

東日本大震災の復興はまだ途上であるが、その経験から、現在、頻発する噴火、水害、そして南海トラフ等の地震へ備え、個人、家族、地域社会、自治体が取り組む方策を検討する。

- 調査方法：インターネット等による各自治体、復興庁の災害公営住宅に係る資料の入手
自治体への訪問、および電話によるヒアリング
居住者、支援者へのヒアリング
期間 2011年7月～2015年(～建設・入居まで継続予定)

●東日本大震災の住宅再建、公営住宅・入居にかかる特徴

- ・建設用地が取得しにくく、完成までに年数を要す
- ・市町村毎に制度、支援が必要となり、「差異」が「格差」につながっている
- ・みなし(借り上げ)仮設住宅が一般化され、建設型応急仮設住宅より多数供給されている
- ・面整備事業(災害危険区域等含む)にかかると元の土地に居住できない
- ・災害公営住宅(戸建て)の払下げが可能
- ・建設費用の嵩み
 - ① 複合世帯(一世帯を複数の核家族で構成)と世帯分離入居
 - ② 従前の地元コミュニティへの配慮
 - ③ 震災遺族(配偶者、第1親等親族)への配慮
 - ④ 建設型応急仮設住宅入居者への配慮
 - ⑤ 防災集団移転促進事業・土地区画整理事業により移転を余儀なくされた世帯への配慮
 - ⑥ グループ・コミュニティ入居への配慮
 - ⑦ ペット飼育者への配慮(ペット飼育可住宅等)
 - ⑧ 福島原子力災害による避難者への配慮
 - ⑨ 入居前交流会等の実施、新たなコミュニティ構築へ向けた配慮

(キーワード：東日本大震災、家族、世帯分離、地域社会)

誰が意見を変えているのか？
政策課題についての意見の変化に関するパネルデータ分析

水落正明 (南山大学)

世論形成過程に対する関心は古くから高く、多くの学術的研究が行われてきた (Neumann 1980 等を参照)。また、実際の政治面からも、政権の維持や法改正など、政治活動を判断する上で、どのように世論が形成される (変化する) のかを把握することは大変重要である。そこで本研究では、近年、議論になっている 5 つの政策課題についての意見に着目し、誰が意見を変えているのか、変えていないのかをパネルデータを用いて明らかにする。

使用するデータは、「経済政策・価値観・政治意識に関する世論調査」(基盤研究 (B)「社会規範・政策選好・世論の形成メカニズムに関するパネル調査」(代表: 畑農鋭矢、平成 25~27 年度)) である。同調査は、2014 年 12 月に第 1 回、2015 年 3 月に第 2 回が行われている。今後、2015 年 6 月に第 3 回、9 月に第 4 回が行われる予定である。調査対象は全国の 20~69 歳の男女 (調査会社のモニター登録者) で、インターネットを通じた調査である。第 1 回の回収数が 5,992、第 2 回が 3,427 で残存率は 57.2%となっている。

本稿で取り上げる 5 つの政策課題は、①少年法の厳罰化、②いじめ問題への警察の積極的介入、③死刑制度の廃止、④女性の採用や昇進の促進、⑤地方分権の推進である。本調査の第 1 回と第 2 回の間、川崎市で少年による凶悪犯罪が発生している (2 月 20 日事案発生、2 月 27 日逮捕)。この時期、少年による犯罪に比べて女性活躍や地方分権では大きなニュースはなかったため、少年法の厳罰化やいじめ問題への警察の積極的介入に関する意見の大きな変化が予想される。

本稿では、どのような属性の人が意見を変えたかについて分析を行う。本調査では、上記 5 つの政策課題について、賛成 (1)、やや賛成 (2)、どちらともいえない (3)、やや反対 (4)、反対 (5) の選択肢が提示されており (わからない、も選択肢として用意されていたが、変化の方向が明確でないため、本稿では使用しない)、第 2 回から第 1 回の値を引いたものを意見の変化として用いる。すなわち、意見の変化の値がマイナスになった場合、賛成方向に意見が変わったことを意味する。

以上のように作成した従属変数について通常の回帰分析を行った結果、少年法の厳罰化やいじめ問題への警察の積極的介入に対して以下のことがわかった。

- ①男性に比べて女性のほうが賛成方向に変化
- ②大卒以上に比べて大卒未満が賛成方向に変化

また、5 つの政策課題全体については、30 代から 50 代に比べて、20 代や 60 代の若年・高齢層で意見が変化しやすいことも確認された。ただし、変化の方向は一致しておらず、例えば死刑制度の廃止については両年代とも賛成方向へと変化しているが、地方分権の推進については 20 代は賛成の方向に、60 代は反対の方向に変化している。今後、社会経済的地位や家族構成などさらに多くの属性の影響を確認していく。

現時点での分析ではデータの制約上 2 時点間の変化のみを扱ったが、実際的な問題としては、その変化がどれくらい持続するかが重要であろう。例えば、少年法の厳罰化はこれまで何度も議論されながら、しばらくすると関心を向けられなくなっている。したがって、今後の 6 月調査、9 月調査を使って、どのような属性の人たちの意見が元に戻る、あるいは戻らないのかを明らかにする。

参考文献

Neumann, E. N., 1980, *Die Schweigespirale*, Muenchen: Piper (池田謙一・安野智子訳, 2013, 『沈黙の螺旋理論 世論形成過程の社会心理学』北大路書房) .

キーワード: 意見の変化、パネルデータ、世論形成

受刑者を対象にした共感教育（易地思之教育）プログラムの効果に関する研究

朴 順龍（同志社大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程）

1. 研究の背景及び目的

最近の研究によれば、自我尊重感は殺人と暴力犯罪に関連がある（キムヨンスンら，2004）。また、Hudson (1993) は共感と暴力間に相関関係があるということを指摘しながら、共感が欠乏されるほど、犯罪の危険指数は増加することを報告している。そこで、発表者は、受刑者の自我尊重感と共感能力の向上のため、韓国の矯正プログラムと日本の「被害者の視点を取り入れた教育」の流れと教育方法の一部を参考に共感教育（易地思之教育）プログラムを作成した。

共感教育（易地思之教育）プログラムを通して、本研究では、被害者やその家族に対する加害者（受刑者）の加害行為についての認識の変化や収容態度の変化等を分析し、その効果を明らかにすることを目的としている。そしてこの教育プログラムは、受刑者が本人の家族及び被害者と被害者の家族について考え、受刑者の自尊感と共感能力を向上させ、生活や態度を変化させることにその意義があると考えられる。

2. 研究方法及び結果

共感教育（易地思之教育）プログラムは、12回セッションで構成されている。教育の初めに受刑者本人の家族や周りの人に関する関係図を作成し、全セッションにわたってこの関係図を基に自分の家族や被害者（又はその家族）を対象に手紙のやりとりするロールレタリングの教育方法と視聴覚教育、そしてグループワークを通して、相手（被害者など）の立場になってみる内容で構成されており、最後のセッションでは、出所後の計画と希望、遺書などを書いてみる内容で構成されている。

本研究は、殺人罪で服役中である韓国の〇〇刑務所の長期受刑者12人を対象として、2015年1月から4月（12週間）までに実施したもので、1セッション当たり約4時間（課題を含む）、合計約50時間で実施した。

教育効果を測定するため、自我尊重感尺度（Rosenberg's Self-Esteem Measure, Rosenberg, 1965）と共感能力尺度（Interpersonal Reactivity Index, M.H. Davis, 1983）を採用し、教育プログラムの実施前後の結果を比較し、分析した。その結果、〈表1〉のように共感教育プログラムの効果があるということを明らかにした。

〈表1〉

尺度 変数	自我尊重感				対人間共感反応尺度			
	平均	標準偏差	t値	p値	平均	標準偏差	t値	p値
教育実施前	29.58	4.44	-3.125	.010*	68.75	7.16	-3.240	.008*
教育実施後	32.00	4.24			73.58	5.49		

*p < 0.05

3. 結論及び考察

本研究では、共感教育プログラムの効果を検証するため、対応標本t検証方法を採用し、受刑者の自我尊重感と共感能力の教育前と教育後の尺度の変化を比較し、分析した。その結果、合計平均値の差がp < 0.05水準で統計学的に有意であった。そこで、これらの調査結果から、共感教育（易地思之教育）プログラムが受刑者の自我尊重感と共感能力の向上に肯定的な効果があるということが示唆された。

（キーワード：共感能力、自我尊重感、受刑者教育）

第1日目 2015年9月5日(土)

午後の部 13:30~16:00

テーマセッション(1) 企画全体提案型

NFRJ18に向けて

オーガナイザー：永井暁子(日本女子大学)

【企画趣旨】

「全国家族調査」(National Family Research of Japan: NFRJ)は、研究者が利用可能な無作為抽出に基づく全国確率標本データを定期的に構築すること、多くの研究者が家族調査データを公共利用できることを目的とし、全国家族調査委員会が実施している全国規模の家族調査である。1997年にも、東京地域において2種類の予備調査を、1998年度に第1回調査(NFRJ98)、2001年度に特別調査「戦後日本の家族の歩み」(NFRJ-S01)、2003年度に第2回調査(NFRJ03)、2008年度に第3回調査(NFRJ08)、NFRJ08をwave1としたパネル調査(NFRJ-08Panel)を実施してきた。

NFRJ委員会では、NFRJ08から10年後の2018年度(2019年1月)に第4回目の大規模調査の実施をめざし、準備を開始している。NFRJ18実施に先立ち、NFRJ委員会が主催するNFRJ18準備研究会において議論されたNFRJの課題や可能性について論点を絞り、議論を深めるのがこのセッションの目的である。継続調査としてのNFRJの強み、特に他の全国調査にないNFRJの特徴を総括したうえで、準備研究会で参加者から出された論点のうち以下の4点について報告してもらおう。

1点目は回顧調査を組み合わせることによりパネル調査よりコストを抑えたうえで有用な家族データを得ることが可能か、2点目は質的調査を従来のNFRJ調査と組み合わせることは可能か、3点目はそもそもNFRJの前提となる家族、世帯概念を再検討することが必要か、4点目はNFRJは多様な家族の分析に耐えうるか、もし耐えないのであればオーバーサンプリングが必要か。もしくはオーバーサンプリングを行わないNFRJデータが望ましいのか。このような議論からNFRJが日本の「家族」を捉えたことになるのか、会員のニーズに込んでいるのか、NFRJに新たな可能性はあるのか、各報告の後に学会員から広く意見を求めたい。

時系列調査としての NFRJ18

○永井暁子 (日本女子大学)

「全国家族調査」(National Family Research of Japan: NFRJ) は、1997年に東京地域において2種類の予備調査「夫婦調査」「親子調査」を、1998年度に第1回調査(NFRJ98)、2001年度に特別調査「戦後日本の家族の歩み」(NFRJ-S01)、2003年度に第2回調査(NFRJ03)、2008年度に第3回調査(NFRJ08)、NFRJ08をwave1としたパネル調査(NFRJ-08Panel)を実施してきた。NFRJはSSM等と同様、時系列調査として研究会発足当初から企画され、このうち、NFRJ98、NFRJ03、NFRJ08が時系列調査である。本報告では、NFRJの概要、NFRJの特徴について概説し、時系列調査としての有用性と限界について議論する。詳細は資料として大会当日に配布する。

1 NFRJの特徴

NFRJは家族調査であり、当然のことではあるが他の調査と比較して家族に関係する調査項目を中心としてつくられている。とくに家族関係に着目した調査項目が多い。調査項目の構造上の特徴でもあるが、調査対象者を中心に、調査対象者自身の情報・配偶者の情報に加え、対象者の両親、きょうだい、配偶者の両親、それから子どもについて学歴・関係性などをたずねている。このような多くのダイアドを含んだ調査構造はNFRJの最も大きな特徴である。

2 時系列調査の有用性と限界

これまでに3回の調査が実施され若干の調査項目の変更は行われたものの、NFRJ08においておおよそ調査項目は「固まった」と考えている。同じ調査項目を継続していくことで、これまでの調査は史料として価値を高めることになり、今後の継続調査がより重要になってくるだろう。

一方で、家族は常に変化しており継続している調査項目では十分に家族を捉えることができないこともあるだろう。また、これまでに注視されていなかった側面がクローズアップされ、調査項目では測れない研究の必要性が増すこともある。そのような変化に対して、学会員にとって十分な家族調査といえるのかどうか、調査方法・調査に要に変更が必要となるのかは今後議論されるべき事柄である。

参考文献

西野理子(2012)「全国規模の家族調査による縦断データの構築」『社会と調査』8号、pp 68-74.

※本研究はJSPS 科研費 15K03873「ライフコースの多様化による家族概念の再検討」(H.27~29年度、基盤研究(C)、研究代表:永井暁子)の助成を受けた。

(キーワード:時系列調査、NFRJ、調査方法論)

NFRJにおける回顧調査の可能性

保田時男 (関西大学)

1. なぜ回顧調査なのか

本報告では、NFRJに回顧的調査項目を積極的に組み合わせることの意義と実現可能性について論じる。NFRJを横断調査から時系列調査（パネル調査）に発展させることは長年の懸案事項であったが、2009～2013年に実施されたNFRJ-08Panel（研究代表：西野理子）によってようやくその第一歩を踏み出すことができた。このプロジェクトによりNFRJをパネル化することの意義はずいぶん明らかになり、具体的な分析研究の成果も積み重ねられている。

しかし、その一方でNFRJの調査内容を「パネル調査」で収集し続けることの困難も見出された。パネル調査の問題点としては、脱落の問題に注意が集中しがちであるが、他に、1) 金銭コストの問題、2) 人的コストの問題、3) データ生成までのタイムラグの問題などがあげられる。NFRJ-08Panelの場合で考えると、かかった調査費用の割にはサンプルサイズが小さいこと（ $n=1879$ ）、クリーニング手続きに研究者の人的コストが割かれていること、当初の問題設定からデータの収集完了・整備までに約5年が費やされていることが、これらに当てはまる。

そこで、パネル調査とは別の方法でパネルデータを収集する手段、すなわち「回顧調査」の可能性を再検討したい。回答者に過去の出来事や状態を思い出してもらい回顧調査では、原理的には1回きりの調査でパネルデータを収集することができ、上にあげたパネル調査の問題点は大幅に改善される。

近年、回顧調査がかえりみられることが少ないのは、記憶の想起に対する疑念によるところが大きい。すなわち、たとえば10年も前のことをそう簡単には思い出せないし、思い出した場合も記憶の歪みが大きいと信じられている。一言でいえば、回顧調査はパネル調査の劣化版と考えられがちである。逆に言えば、この点がクリアされるならば、回顧調査の有用性は自明である。

本報告では、社会調査における記憶の想起をめぐる方法論的研究に依拠しながら、家族調査では十分に意味のある回顧が可能な部分が多いことを説明する。また、NFRJの特徴であるダイアド集積型調査（回答者からみた各家族成員との関係を並列的に尋ね、その集積から家族像を把握する調査）においては、各時点での状況を分断したデータ収集（パネル調査）よりも一定の時間的流れの中で各家族成員との関係を重ね合わせて想起してもらうこと（回顧調査）に、理論上も意義が大きいことを主張する。

2. 計画中の実験的回顧調査

上記のような問題意識にのっとり、NFRJ18に合わせて回顧的調査項目を積極的に組み込んだ調査を並行させることの可能性を、今後、探っていきたい。現在は、それに先立ち、特定の地域を対象とした小規模な回顧調査を企画中である。この調査はNFRJ-08Panelを原型にしているが、回顧調査でどこまで分析に耐えられる類似のデータが収集できるかを検討する実験的調査である。

本報告では、この調査の設計手続きを具体例とすることで、NFRJにおける回顧調査の可能性について議論を広げるための土台とする。2016年春、3000名程度の計画標本、特定市町村3地点で、郵送法での調査を予定している。郵送法を取ることで、留置調査が前提のNFRJよりもやや厳しい条件で自記式でも可能な回顧調査の手段を具体的に考察する。現在のところ、生殖家族の形成期（20～30代）における行動と意識、家族関係を想起してもらうことに関心を集中させることを予定している。

※本研究はJSPS 科研費 26285124 「パネルデータによる家族社会学研究のための基盤整備」（H.26～29年度、基盤研究(B)、研究代表：保田時男）の助成を受けた。

キーワード：回顧調査、パネルデータ、調査方法論

NFRJ18 におけるオーバーサンプリングの可能性

余田翔平 (国立社会保障・人口問題研究所)

1 報告の目的

本報告の目的は、NFRJ18 におけるオーバーサンプリングをめぐる次の 3 点について報告者の私見を述べ、話題提供を行うことである。その 3 点とは、(1) NFRJ がオーバーサンプリングをすることで家族研究にどのようなメリットが生まれるのか、(2) 反対に、オーバーサンプリングのデメリットは何なのか、(3) 最後に、結局のところ NFRJ18 でオーバーサンプリングをするべきなのか、である。

2 オーバーサンプリングの長短所

メリット：オーバーサンプリングの長所は、言うまでもないことであるが、社会の中の少数派あるいは調査協力率の低い集団について、計量分析に必要なケース数を確保できる点にある。このことが家族研究に持つ意味は大きい。なぜなら、近年の日本の家族変動の重要な側面のひとつとして、ひとり親家族や再婚家族などの「非初婚継続家族」(稲葉 2011) が量的に拡大しているためである。こうした家族は、トレンドとして増加しているとはいえ、従来の NFRJ では計量分析に足るケース数を確保することは困難であった。そのため、オーバーサンプリングを実施すれば、従来の NFRJ と比べて日本家族の実態をより包括的に捉えることが可能になるだろう。

デメリット：他方で、NFRJ におけるオーバーサンプリングが日本の家族研究にとって必ずしもプラスに働かない可能性も考慮に入れておく必要がある。その理由は、対象とする家族が拡大することで、調査プロジェクトの焦点が定まらなくなる恐れがあるためである。過去の NFRJ の研究成果に対する評価は厳しい(稲葉 2007)。その理由は多岐に渡るであろうが、ひとつには研究者コミュニティで共有される「問い」の欠如があると報告者は考えている。社会学の他の研究対象と比較しても「家族」が指し示す範囲が膨大であることは家族研究者からは共感が得られるところであろうが(「家族」の定義に依然としてコンセンサスがないことを想起されたい)、それは多くの研究者が共同してアタックする「問い (Research Question)」が確立しにくいことを意味する。このように考えると、オーバーサンプリングは家族研究が射程に入れる「家族」の範囲を拡大させるものの、同時に個々の実証研究を孤立化させてしまう可能性があることを認識しておく必要がある。

3 結論

以上を踏まえると、NFRJ18 でオーバーサンプリングをするべきなのか。報告者の回答は次の 2 点に要約される。第 1 に、従来の反復横断調査の NFRJ の中でのオーバーサンプリングに対しては報告者は否定的である。日本の家族研究にとって最優先されるべきは研究者が共有する「問い」の確立であり、そのためには研究対象の拡大ではなく限定が求められる。オーバーサンプリングは、研究テーマを拡散させ、家族研究の焦点を不明瞭にさせる危険性もはらんでいる。第 2 に、「非初婚継続家族」を研究対象とするのであれば、NFRJ-S01 のようなサブ調査を立ち上げ、そこでオーバーサンプリングを行うべきであるというのが報告者の立場である。言い換えれば、NFRJ の中での「枝分かれ」があってもよいのではないだろうか。もちろん、その場合は調査資金獲得の困難などの他の問題が生じることは避けられない。いずれにせよ、公共データの提供という NFRJ 発足時の目標を一定程度達成した今、家族研究が解くべき「問い」について議論し、NFRJ はあくまでその問いを解きほぐすための手段として捉える時期に来たように思われる。

【文献】

稲葉昭英, 2007, 「全国家族調査の困難：第 3 回全国家族調査の実現に向けて」『家族社会学研究』19(2): 99-105.

稲葉昭英, 2011, 「NFRJ98/03/08 から見た日本の家族の現状と変化」『家族社会学研究』23(1): 43-52.

キーワード：サンプリング、マイノリティ、リサーチ・クエスション

社会調査における世帯と家族

○久保田裕之 (日本大学)

1 報告の目的

本報告では、国内外の調査における世帯、とりわけ同居の位置づけについて検討することで、同居の中に同一生計や家族責任を読み込んでしまう調査設計では、1) 個人化する家族内部の多層的な共同性を子細に調査・分析することが難しいだけでなく、2) 家族の外にある共同性を射程に収められないことを示す。

2 家族と世帯のあいだ

社会学に導入された当初から、世帯概念は、一方で理想的な家族からは独立した社会経済的実態として、他方で家族の事実上の操作化として、矛盾する位置に置かれてきた。とりわけ、世帯定義において、物理的「同居」かつ経済的「同一生計」という二重の<厚い>共同性を要請することで、分析を家族⇌世帯の内部過程へと焦点化する一方で、家族外の個人間の共同性と、世帯間の共同性を捨象してきたといえる(久保田2012)。たとえば、清水浩昭(2002)においては、世帯概念と世帯分類の中でもほとんど変化のない安定した一般世帯分類とは対称的に、その他の世帯分類は毎回のように変更が加えられてきた。それは、時代を経るごとに家族以外の共同性を世帯や準世帯概念から放逐し解体していく過程であり、近年では、国勢調査における同性カップルの誤記扱いなども問題になっている。

また、稲葉昭英(2006)においても、同居と同一生計から世帯を定義しながら「(一時的)別居世帯員」という倒錯した概念を用いることで、「本来であれば同居しているはずが一時的に別居しているにすぎない人」という評価の中に、家族の責任と同居規範を読み込んでしまっている。定義上、世帯の同居要件を満たさなくてもかかわらず、たとえば単身赴任の夫や別居在学中の娘を「別」世帯と呼ぶのは忍びないと感じ、単に「情緒的・経済的に密接な繋がりのある別世帯」として記述することを超えて「同一」世帯とみなさなければと思うとき、私たちは既に「世帯」と「同居」の中に家族の経済的責任を読み込んでしまっている。

これに対して、たとえば、イギリスの国勢調査などでは、家計の個別化や家族の多様化を背景として、1) 家族⇌世帯モデルから、2) 家計⇌世帯モデルを経て、3) 同居⇌世帯モデルへと転換することで、世帯と家族を概念的に切断するとともに、同居を軸に世帯概念を再編してきた(鎗山・檜谷1995)。具体的には、世帯の同定を調査対象者の家族観や同居観に委ねるのではなく、台所やリビングの共用を持って世帯(household)を定義する<薄い>共同性から出発することで、家族の内外でどのように生活費を分担し、家事を分業し、誰とどのように子どもを育て、どのように情緒的サポートを得ているのかを明らかにすることができる。

3 結論：

個人の生活のみならず、家族を含めた生活の共同性に照準することが家族社会学の重要な課題だとしても、その際、どのような共同性を単位として切り出すのかは重要な問題である。その際、人々の多層的な共同性の網の目を、同居と同一生計の双方を満たす<厚い>共同性(世帯⇌家族)によって切り出すことや、同居の中に同一家計や家族的責任を読み込んでしまうことは、ますます個人化する家族の実態を捉え損ねるばかりか、家族外の共同性や世帯間の共同性を初めから捨象してしまう点で大きな問題があるだろう。

【文献】

- 稲葉昭英, 2006, 「一時的別居世帯員の構造」西野理子・稲葉昭英・嶋崎尚子編『夫婦, 世帯, ライフコース——第二回家族についての全国調査(NFRJ03) 2-1』153-165.
- 久保田裕之, 2012, 「世帯概念の再編——非家族世帯と『家計の共同』をめぐって」『年報人間科学』33:27-42.
- 清水浩昭, 2002, 「世帯概念と世帯分類の変遷」『統計』53(3): 12-19.
- 鎗山善理子・檜谷美恵子, 1995, 「イギリスのセンサスにおける居住実態把握の方法——『世帯』・『住宅』概念の変遷と関連指標」『大阪市立大学生生活科学部紀要』43, 165-177.

(キーワード: 世帯、同居、同一生計)

NFRJ と質的研究

○木戸功 (札幌学院大学)

1. 問題関心

公共利用データの作成を目指す NFRJ のとりくみに対して、質的研究が果たしうる貢献とはいかなるものであるか。本報告では、その可能性を探るとともに、課題について検討することで、話題提供を行いたい。近年、日本の家族社会学においても質的研究への関心が高まりつつある。『家族社会学研究』においても、質的研究にもとづく論文が、いまだ少数派であるとはいえ、一定の割合で掲載されるようになってきた。こうした背景には、リバイバル以降の質的研究への問題関心の高まり、インテンシブなインタビューや一定の期間に腰を据えて実施されるような参与観察などに適したテーマや問題が、現代家族の実態や動向を探るうえで選好されるようになってきたことなどが指摘できる。こうした現状をふまえたうえで、NFRJ に対して質的研究がどのように関わることができるのか、そして、質的研究にとってそれはどのような意義をもつことであるのかを議論したい。

2. 公共利用可能な質的データの作成

たとえば、NFRJ に自由回答の質問項目を付加することで、回答者によって書かれた質的データを収集することができる。また、これまでの NFRJ に加えて、質的データの作成を目的とした新たな調査を設計し実施することも考えられる。たとえば、NFRJ の回答者のなかから対象者を選定し、インテンシブなインタビューを実施するなどといったことが考えられる。いずれの場合も、質的研究に携わる研究者を NFRJ のメンバーとしてリクルートし、その運営により積極的に組み込むことが必要となるだろう。家族の質的研究に携わる研究者にとってみれば、多くが不案内であると思われる組織的な全国調査の現場に参画することはよい勉強にもなるだろう。実現のために越えなくてはならないハードルはいくつもあると思われるが、決して不可能なわけではない。

3. 方法論的立場の調整

そうして作成された質的データを、NFRJ による量的データを補完するものとみなせば、NFRJ が蓄積するデータに奥行きが生まれ、分析の幅も広がることになるだろう。しかしそれはあくまで量的研究の観点からみた場合にいえることであろう。ドキュメント分析のような発想で、自由回答によってえられたデータを言説として質的に分析することは十分に可能であると思われるが、インタビューや参与観察を実施するとなると、公共利用可能なデータをどのように作成していくかということをめぐる、さまざまな課題があるように思われる。多くの質的研究においては、社会事象を所与のものとみなすが、その所与性を前提とするのではなく、それが産み出されるプロセスに焦点を当てる。語りの収集であれ、やりとりの観察であれ、データの収集と分析はひと続きのものであり、方法論上切り離しにくいものである。さらにいえば、そうした方法論的制約は質的研究を特徴づけるもののひとつでもある。たとえば、調査の生態学的なプロセスの詳細な記述を組み込むなど、データ作成には工夫がもとめられるだろう。なによりも、方法論を異にする量的／質的という 2 種類のデータの分析によってえられる知見の関係をどのように考えるかという問題について、より慎重な検討が必要であろう。

4. 質的研究にとっての NFRJ

NFRJ のような学会をあげての組織的な調査プロジェクトは、とりわけ量的研究に携わる研究者にとって共通の「言語」ともいえるような、比較参照の軸となるデータを提供することを可能にした。翻って、質的研究について考えてみるならば、研究者間のつながりは決して強いものではない。個々の研究成果の質の向上や調査技法の洗練といった点からも、研究者間の連携を図ることの意義は大きいと思う。NFRJ への参画を、そのひとつの契機とすることも可能かもしれない。

(キーワード：質的研究、方法論、公共利用データ)

第 2 日目 2015 年 9 月 6 日 (日)

午前の部 1 9:15~10:45

自由報告 (3)



＜近居＞に関する意識の変化
「国民生活に関する世論調査」の分析から

松川尚子 (関西学院大学大学院)

これまで報告者は、都市における家族の実態を成人子と親の居住関係という側面から明らかにしようとしてきた。なかでも＜近居＞をテーマとし、その実態把握を試みている。「近居」という言葉は、すでに1980年代の家族社会学のテキストに登場しているが、日本の家族社会学研究において近居の実態は必ずしも把握されてきたとはいえない。本報告は、＜近居＞の実態の意識の側面について明らかにしようとするものである。具体的には、「国民生活に関する世論調査」を用いて、老後の暮らし方に対する国民の意識とその変化について分析をおこなう。

「国民生活に関する世論調査」とは、内閣府が実施する世論調査のひとつである。日本全国を対象にしたサンプリング調査である。この調査が最初に実施されたのは1948(昭和23)年で、その後1954(昭和29)年2月・同年8月・1955(昭和30)年におこなわれたあと、1958(昭和33)年実施分が第1回とされ、それ以降はほぼ毎年実施されている。調査目的や調査項目はそのときどきで変更されているが、おおむね＜日本国民を対象とした・無作為抽出法・標本数10000・調査員による面接聴取法＞という方法で継続して実施されている。2013年に実施された第57回調査は、有効回収数6075、回収率60.8%であった。

この調査では、「老後は誰とどのように暮らすのがよいか」について質問している。この質問は、1996年と1999年に単発的になされた後、2001年以降は毎年調査されている。質問文は、「あなたは、一般的に、老後は誰とどのように暮らすのがよいと思いますか。あなたの考えに近いものをこの中から1つお答えください。」である。選択肢は2008年に変更されている。変更前と変更後の選択肢は次のとおりである。この調査では、誰と(息子(夫婦)・娘(夫婦)・どの子(夫婦)でもよい)・どのように暮らす(同居する・近くに住む・別に暮らす)のよいかを問うている。2007年以前の選択肢では、どの子でもよい場合の[同居する]と[近くに住む]が区別されていなかったが、2008年の変更によって改善された。

変更前 (2007年以前)	変更後 (2008年以降)
(ア) 息子(夫婦)と同居する	(ア) 息子(夫婦)と同居する
(イ) 息子(夫婦)の近くに住む	(イ) 息子(夫婦)の近くに住む
(ウ) 娘(夫婦)と同居する	(ウ) 娘(夫婦)と同居する
(エ) 娘(夫婦)の近くに住む	(エ) 娘(夫婦)の近くに住む
(オ) どの子(夫婦)でもよい	(オ) どの子(夫婦)でもよいから同居する
(カ) 子どもたちとは別に暮らす その他	(カ) どの子(夫婦)でもよいから近くに住む
わからない	(キ) 子どもたちとは別に暮らす
	(ク) わからない

「国民生活に関する世論調査」の調査結果は、内閣府大臣官房政府広報室ホームページに公表されている¹⁾。単純集計だけでなく、男女別や年齢別といった集計結果も公表されている。それらを利用し、まず性別と年齢という＜属性＞、さらに＜居住形態＞の違い、そして＜都市規模＞と＜地域＞によって傾向が異なるのかについて分析をおこなう。

その結果、全体的な傾向として[同居]の減少、[息子がよい]の減少、[どの子でもよい]の増加といった、居住に関する意識が変化している実態が明らかとなった。近居をはじめとした居住関係について、明らかに意識面の変化が生じているということである。また、東北日本型—西南日本型という地域性に類似した傾向が、現代社会のしかも人々の意識面において確認できたことは興味深い知見であった。

1) <http://survey.gov-online.go.jp/index-ko.html>

(キーワード：居住関係、近居、家族の地域性)

子供の性別と離婚に対する賛否との関係

犬飼直彦 (早稲田大学大学院)

子供の性別が離婚リスクに影響を及ぼし、男子が女子よりも結婚の安定をもたらすことを報告している研究が内外にある。例えば、米国のMorgan et al. (1988) は、1980年のCurrent Population Surveyのデータを用いて、男子が、女子と比べて、結婚解消リスクを9%追加的に抑制することを示し、同時に、1981年のNational Survey of Childrenのデータを用いて、女子よりも男子の子育てにおいて父親の関与が大きいことを示している。これらの結果により彼らは、子を持ち、親になることが、結婚の安定性の基礎の一つとなるが、とりわけ子供が男子の場合には、女子の場合と比較して父親の関与・投資が大きくなり、結婚の安定性が高まると述べている。また、同じく米国のKatzev et al. (1994) は、1987-88年のNational Survey of Families and Householdsのデータを用い、少なくとも1人の男子を持つ母親は、子供がすべて女子である母親と比べて、将来的に結婚を解消する可能性が低いと回答する傾向があること、男子を持つ父親は子育てへの関与が大きいこと、等を示している。Lyngstad and Jalovaara (2010) によると、欧州の研究では、男子が女子と比べて離婚リスクを抑制することは必ずしも示されていないが、日本においては、安藏 (2003) が、日本版総合的社会調査 (JGSS-2000) のデータを用い、男児の存在が離婚を抑制することを見出している。しかし、日本において、子供の性別が離婚リスクに及ぼす影響についての説明は、未だ充分になされていないようである。

本研究では、子供の性別と離婚に対する賛否との関係を分析することで、子供の性別が離婚リスクに及ぼす影響の説明を検討する。サンプルには、JGSS-2000 および JGSS-2001 のデータをプールしたものを用いる。JGSSのうちこの2回分の調査では、離婚に対する賛否を、子供にとっての親の離婚、妻にとっての離婚、夫にとっての離婚、の三つの質問に分けて詳しく尋ねているためである。分析は、回答者の年齢および離婚経験を統制し、男女別に行った。結果は以下の通りである。まず、男子の有無および女子の有無を独立変数とした分析では、回答者が女性の場合について、男子の存在に離婚への賛成を少なくする有意な効果が見られた。一方、女子の存在には有意な効果が見られなかった。次に、子供が1人だけのケースに限ると、女子を持つ女性は、男子を持つ女性よりも離婚に賛成する傾向があり、子供が2人の場合には、女子を持つ女性は、2人の子供が共に男子である女性よりも、子供にとっての親の離婚に賛成する傾向がある。なお、回答者が男性である場合には、いずれの効果・傾向も有意でなかった。以上の結果を考察すると、日本においては、父親と男子との結び付きよりも、むしろ母親と女子との結び付きが、子供の性別と離婚リスクとの関係に影響を及ぼしているようにも思われる。

また、回答者の年齢が39歳以下であるケースに限った分析では、回答者が男性である場合について、男子ではなく女子の存在に、子供にとっての親の離婚への賛成を少なくする有意な効果が見られた。守泉 (2008) によると、近年、日本では、男児選好が徐々に薄れているが、この分析から得られた結果も、子供についての性別選好が変化していることを反映しているものであるかも知れない。

【謝辞】

日本版 General Social Surveys (JGSS) は、大阪商業大学比較地域研究所が、文部科学省から学術フロンティア推進拠点としての指定を受けて (1999-2003 年度)、東京大学社会科学研究所と共同で実施している研究プロジェクトである (研究代表: 谷岡一郎・仁田道夫、代表幹事: 佐藤博樹・岩井紀子、事務局長: 大澤美苗)。東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターがデータの作成と配布を行っている。

(キーワード: 離婚、性別選好、JGSS)

墓の承継についての意識の変化
 —JGSS-2000/2001/2010/2015 の回答を基に—
 ○岩井紀子 (大阪商業大学)

本報告では、墓の承継についての意識の変化を、2000年、2001年、2010年、2015年に実施した日本版総合的社会的調査における回答を基に検討する。岩井(2003)は、JGSS-2000/2001のデータを用いて、墓意識は、1) 家制度の影響を残しながらも、「家の墓を継承する」意識からの離脱傾向がみられる。2) 共同墓の希望者は、「墓に入りたい」希望をもちながら、「子を煩わせたくない」「墓を守る人がいない」ために墓をあきらめている。3) 散骨希望者は自然回帰願望が強く、3割は墓に意味を見いだせない。4) 墓離れは、特定の世代や地域に限らず、人口学的・理念的要因以外に、経済的要因も働いており、その背景は男女で微妙に異なることを示した。

2010年の調査では、「子を煩わせたくない」「墓を守る人がない」という回答が増加傾向にあったが、回答に大きな変化は観察されなかった。ところが、この数年間に、「墓じまい」など墓の承継が大きな問題になっている。本報告では、「先祖の墓」承継の実態と意識について、JGSS-2015のデータに基づいて考察する。

A 最近、墓についていろいろな議論がなされていますが、あなた自身の墓について、どのようにお考えですか。

回答者数	2000 (2893)	2001 (2790)	2010 (2507)	2014 ¹⁾ 15年 (168)人
1 私の家(実家)の墓に入りたい	35	34	37	< 42
2 配偶者の家の墓に入りたい	18	18	15	13
3 自分と配偶者の代から始まる墓に入りたい	24	23	23	> 10
4 自分と配偶者だけの墓に入りたい(ロッカー式の納骨堂を含む)	6	6	6	5
5 自分一人の墓に入りたい(ロッカー式の納骨堂を含む)	1	1	1	0
6 合葬式の共同墓(家族以外の人々を含む)に入りたい	2	2	3	< 8
7 墓に入らず、海や山への散骨にしたい	12	13	14	< 20

↓

A-2 「共同墓に入りたい」「墓に入らず散骨にしたい」の理由(多項選択)	(394)	(420)	(421)	(47)人
1 家または個人の墓に入りたいが、墓を守る人がいない	8	8	< 12	13
2 家または個人…、墓のことで子どもをわずらわせたくない	22	< 26	< 29	< 32
3 自然にかえりたい	50	49	46	> 28
4 家または個人の墓に意味が見いだせない	29	29	31	32
5 その他(具体的に_____)	10	10	10	11

C あなたは、あなたのご実家の「先祖の墓」を受け継いでいますか。

- | |
|----------------------------------|
| 1 受け継いでいる |
| 2 まだ受け継いでいないが、将来受け継ぐことになる |
| 3 きょうだい、または他の親族が受け継ぐので、受け継ぐことはない |
| 4 「先祖の墓」はない(どこにあるかわからない) |
| 5 その他(具体的に_____) |

B あなたの墓の維持・管理は誰に頼みたい

1 子どもなどの子孫	62
2 子孫以外の親族	4
3 寺や教会	4
4 自治体	1
5 知人・友人	0
6 民間の管理サービスを利用	5
7 維持・管理が必要な墓は作らない	14
8 その他(具体的に_____)	2

C-2 あなたは、「先祖の墓」をどのようにしたいと想っていますか。

- | |
|--|
| 1 現在の場所で子どもや親族で引き継ぐ |
| 2 お参りしやすい場所に移して、子どもや親族で引き継ぐ |
| 3 合葬式の共同墓(家族以外の人々も入る)に移して、家族が引き継ぐ形はとらない |
| 4 永代供養・管理料などを収めて、墓地の管理者(寺や教会など)に管理をお願いする |
| 5 その他(具体的に_____) |

[文献] 岩井紀子, 2003「〈墓〉意識の多様化の背景—JGSS-2000/2001のデータ分析を通して」、『JGSS 研究論文集』2: 163-178.

岩井紀子・上ノ原秀晃, 2015「JGSS-2015 および EASS 2014 Work Life モジュールの作成—プリテストの結果と調査票の確定」『日本版総合的社会的調査共同研究拠点論文集』15: 63-84, http://jgss.daishodai.ac.jp/research/res_monographs.html.

[Acknowledgment] 日本版 General Social Survey は、大阪商業大学 JGSS 研究センター(文部科学大臣認定日本版総合社会調査共同研究拠点)が実施している研究プロジェクトである。JGSS-2015 は、JSPS 科研費 26245060(研究代表:岩井紀子)、大阪商業大学アミューズメント産業研究所(谷岡一郎)、日本経済研究センター研究奨励金(岩井紀子)の助成と大阪商業大学の支援を受けている。

キーワード: 墓の承継、親子関係、JGSS

「育児不安」概念の再検討

○阿部 里美 (日本大学)

本研究は、「育児不安」が社会問題化するなかで、そもそも「育児不安」とは誰の、どのような状態を意味しているのかについて明らかにすることを目的とする。「育児不安」研究の整理から「育児不安」を再検討することで、子育て支援策の検討の一助になると思われる。

近年、わが国では「核家族化や都市化、少子化によって育児不安が出現、増大」していることが社会問題となっている(宮本・舟越・中添ら 2000、厚生労働省 2014)。そうした状況を踏まえ今日では「育児不安」に対して多くの子育て支援策が展開されるようになった。

「育児不安」研究は、1970年代の精神衛生の分野において登場する。そこでは「育児不安」を育児に関する悩みや心配の域を超えた不安な状態だと捉えられている。高橋・中ら(1974)は「育児不安」の要因について、「母親の育児に見られる歪みの背景には母親自身もつ不安というものが強く働いていることは確か」、「その不安を生み出しているものとしては、母親の生活の中における孤立した生活やしつけについての自信の喪失」と指摘している(高橋・中ほか 1974: 299-300)。さらに高橋・中は、つづく1975年の研究で「育児の不安の要因としては、母親の誤った知識、過剰な期待、神経質など母親自身に関連した要因が指摘されており、外的な要因はあまり重くみていない母親達が多かった」ことを明らかにしている(高橋・中 1975)。1970年代における「育児不安」は母親個人の問題とされていた。

母親個人を問題視する視点に異議を唱えたのが牧野(1982)による研究である。牧野は「育児不安」を負荷事象とし、「育児の行為の中で一時的あるいは瞬間的に生ずる疑問や心配ではなく、持続し、蓄積された不安の状態」と定義づけた。これは病的になる前段階の心理状態を捉えようとしたもので、類似概念の育児ノイローゼと区別される。また、それまで研究課題とされていた「育児不安尺度」の作成を行ったほか、「育児不安」を母親の問題としてではなく、外的要因、社会や環境の問題であることを明らかにした。これらの牧野の研究成果は、今日の「育児不安」研究の基礎となり、多くの研究が牧野の定義や尺度を応用している。牧野(1982)に始まる社会学の「育児不安」研究は、「母子関係パースペクティブ」を乗り越えたことに大きな成果があり、「育児不安」は決して母性の欠如や病理的なものではなく、育児をする中での“負荷事象”だと明らかにされたことが重要である。

しかし「育児不安」研究は蓄積していくなかで、医学領域によってリスクアセスメントの開発という側面が強くなる。一例をあげると、乳幼児を対象とした大規模な縦断的実態調査(「大阪レポート」)がある。大阪レポートは「育児不安」を母性剥奪とし、育児経験不足が「育児不安」につながっていること、子どもの発達にとって母親の「育児不安」が望ましくないことだと説明した。さらに「育児不安」と児童虐待の結びつきを強調した。大阪レポートは精神衛生や母子(小児)保健における研究に少なからず影響を与え、それ以降の研究で「育児不安」は子どもの発達や成長、とりわけ虐待問題の社会背景として多く指摘されるようになっていく。そして医学(精神衛生や母子保健)、保育学等の分野でリスクアセスメントとしての「育児不安」尺度の作成が進んだ。その結果、「育児不安」の定義は不安定で危険な心理状態として捉えられるようになった。2000年代に入ると、「健やか親子 21」(2001)の策定によって母子保健において「育児不安」が重要課題に設定され、「育児不安」の議論がより活発となっている。

牧野の「育児不安」は、研究そのものが母子関係パースペクティブや育児の歪みへの非難に対する“異議申し立て”という性格を持っていた。しかしながら医学領域の「育児不安」は、母親の問題を強めたものである。また母親ばかりを対象化することで、「育児不安」の問題を母親に帰結させているのである。

キーワード：育児不安、子育て支援、母子関係パースペクティブ

自閉症スペクトラム障害者の母親と祖父母の関係にみる母親の責任性

堀 兼大朗 (中京大学大学院)

1. 問題設定

ここ数十年で自閉症スペクトラム障害 (Autism Spectrum Disorder: 以下、ASD) と診断される者は増えたが (石崎 2011)、ASD という医療概念は母親の子育てにいかなる影響を与えたのか。例えば、ハッキングは、ASD 者の親は ASD 概念を参照し、子どもの過去や現在の行為に対する解釈と、子どもへの振る舞いを変えると論じる (Hacking 1996)。また、そうした解釈面とは別に、医療化の影響によって母親の立場も変化した。例えば、子どもの逸脱行動の原因は、かつては親の子育てや家庭環境の問題とされており、つまりは、親は子どもの行動を管理・しつける責任を持っていた。だが、発達障害の医療化により、子どもの行動原因が生物学的要因に向けられたことで、親はかつての責任に対する指摘から回避できるようになった (木村 2006, 株本 2011)。こうした責任帰属の構図は理論的には理解できる。だが、報告者は、ASD 者の母親は他にも周囲から問われることになる責任が生じていると考える。例えば、重度障害児の母親はジェンダー役割により、祖父母から子どもが障害を持つことの原因を母親の遺伝や生んだ責任に求められ、矢面に立たされる (藤原 2006)。これに基づくと、ASD 者の母親も祖父母から追及される「子どもが障害者になったこと」の責任、加えて、それに影響してくる ASD 特有の子育て実態が存在するのではないだろうか。本報告は、母親と祖父母の間でみられる母親の責任性と、それに応じる母親の様子の一部を示す。

2. 使用データ

東海圏にある発達障害者とその保護者を支援する NPO 法人 A 会に在籍する ASD 者の母親 55 名のインタビュー・データを用いた (2013 年 10~12 月に調査を遂行)。調査の実施とデータの使用は、A 会と報告者の倫理員会で承認を得ている。

3. 分析結果

(1). **スティグマをめぐる問題**：一部の祖父母は、子どもが障害者になること、精神科に行くことへの強いスティグマ感を持っていた。こうした場合、母親は、子どもが障害者になったことの問題に関する非難を祖父母から受けることになる (「障害、障害ってお前が障害児にしてるんだ」「恥さらし」など)。

(2). **理解を求めない**：ASD 者の特徴は、昔は個性として扱われた卑近な言動となる部分もあり (木村 2006)、また、障害が見た目で分からない、つまり障害が「不可視」であるため (Gray 2002, 夏堀 2002)、祖父母は余計に障害の存在を否定しがっているようにある。例えば、子どもの障害を理解しない場合や (「分かかっててああいうことをやってるんだよ」「治った」)、全面的に障害者であることを否定する場合もある (「この子はそんな子じゃない!」)。対して、母親は医療的知識の理解における世代差を感じ取り、祖父母に理解を求めない。これにより、母親は祖父母から子どもの障害を配慮した援助を受けることができないが、否定に関する非難も受けない。

(3). **母親と祖父母における関係性と戦略**：母親は、祖父母との関係において自身が下位であることを意識しているため (「嫁の立場ってのもあります」)、祖父母の言葉に反論しない。一方、母親の中には、上位者である祖父母のスティグマ感を先見し、子どもの障害に関する情報を開示しない=パッシングを祖父母に試みる者もいる。これは上述した障害の「不可視」性によって成立するものと考えられることができる。このような場面からは、親族間においてもスティグマの情報戦略が行われていることが読み取れる。

4. まとめ

母親は、子どもが障害者になったことの問題者となることで、祖父母からの責任者としての扱いに忍従する場面がある。特に、ASD は、(2). で見たように、障害として祖父母に理解されにくい類のものであるため、祖父母から障害への配慮を得られないこともある。だが、母親はただ責任に忍従するだけでなく、新しい医療的知識の世代差や ASD の不可視性を応用することで、戦略的に非難から回避を試みる場面もある。

キーワード：自閉症スペクトラム障害、障害者の母親、母親と祖父母

なぜ精神障がいをもつ子へのケアを引き受けるのか？ —親のケア行為とその動機の日仏比較

樋口 麻里(大阪大学)

1. 目的

先進国の精神医療制度は、精神障がいをもつ人々の人権保障と医療費抑制の点から、入院中心型から脱施設型への移行を目指してきた。このどちらの制度下でも、家族は似通った心理的ストレスを抱えるとされるが(Kawanishi 2006)、異なる制度下でなぜ同様のストレスが生じているのかは明らかでない。というのも、精神障がい者家族を対象とした従来の研究は、精神症状の再発予防を目的としていた。そのため、再発に直接関わる家族の心理的ストレスに焦点が当たっており、ストレスをもたらす家族のケア負担の内実については、十分に検討されていなかった。そこで、本報告では、入院中心型医療制度の代表として日本を、脱施設型の代表としてフランスを選び、(a) 具体的な家族のケア行為と、(b) そうしたケア行為をもたらす家族のケア動機について、日仏間で比較する。それによって、家族が同様の心理的ストレスを抱えるに至るプロセスの日仏間の相違を明らかにする。さらに、医療制度の違いが、家族のケア負担にどのような影響を与えているのかを考察する。

2. 方法

家族の心理的ストレスは、精神疾患の発症原因に対する認識(疾病観)との関連が指摘されている(e.g., Johnstone 1993)。そこで、本報告では家族のケア動機において疾病観が与える影響に注目した。

日本とフランス(いずれも都市部)の精神障がい者家族会の会員と、申請者の個人的つながりから協力を得られた、統合失調症あるいは双極性障がいを患う子をもつ親(日本: 父親2名、母親7名、両親1組/フランス: 父親1名、母親6名、両親1組)を対象として、2010年~2011年(日本)と2011年~2012年(フランス)にインタビュー調査を行い、(a) 家族が行っているケアの内容と(b) 発症の原因をどのように捉えているかを尋ねた。得られたデータは、QDAソフトウェア(Atlas.ti7とNvivo10)を用いて分析した。

3. 結果

日仏の共通点として、医療や福祉制度によるケアサービスの不足を、子どもの障がいに理解がある協力的な親が一手に引き受け、結果として家族に過剰なケア負担がかかっていることが明らかになった。そして、こうしたケアの負担が、日仏の家族に類似する心理的ストレスをもたらしていた。

一方、ケアの動機は日仏で異なっていた。日本では、家族成員間の血縁関係を重視する価値観から、家族成員のケアは家族成員が担うことを理想とする規範が生じていた。さらに、血縁主義的価値観は、精神疾患の発症に遺伝的素因が関与するという疾病観と結びつくことで、親の子への発症責任を担保し、親自身が親のケア負担を正当化していた。それに対してフランスでは、個人の自由意志を尊重する価値観によって、親の責任範囲が、親の意思に基づく子育てに限定されていた。そのため、遺伝的素因に関する疾病観は、発症には親の意図的行為が関与していないことの証明として受けとめられ、親の発症責任に対する免罪符の効果をもっていた。しかしながら、個人の自由意思を尊重する価値観は、あらゆるサービス利用の前提条件として、精神障がいをもつ子に、自由意志に基づく承諾を求めるという側面ももっていた。結果として、自由意思によりサービスの利用を拒む精神障がいをもつ子のケアは、家族が一方的に負担せざるをえない状況が作りだされていた。

4. 結論

精神医療制度の異なる日本とフランスの家族が、類似する心理的ストレスを抱えるのは、両者ともに同様に多大なケアを負担しているためであった。ただし、ケアを引き受ける動機は異なっており、それぞれの社会の支配的な価値観と医療制度とが互いに影響し合うことで、ケア負担に至るプロセスは異なっていることが示唆された。

【文献】

Johnstone, Lucy. 1993. "Family Management in 'schizophrenia': Its Assumptions and Contradictions." *Journal of Mental Health* 2(3):255-69.

Kawanishi, Yuko. 2006. *Families Coping with Mental Illness: Stories from the US and Japan*. New York: Routledge.

キーワード: 精神障がい者家族、ケア、価値観と制度の相互作用、日仏比較

定位家族構造と成人期の初婚行動

——初婚タイミングと配偶者選択による検討——

○斉藤知洋 (東京大学・日本学術振興会)、余田翔平 (国立社会保障・人口問題研究所)

1. 問題の所在・目的

本報告の主たる目的は、定位家族構造と初婚行動の関連について、二人親世帯／母子世帯出身者の比較分析を通じて明らかにすることである。定位家族構造と教育達成・職業キャリア形成の関連が、二人親世帯と比較してひとり親世帯群の不利という形でみられることが数多くの先行研究によって指摘されてきた(稲葉 2011)。このことは、子ども期に片親が不在であることが成人期の婚姻行動に対しても何らかの影響を及ぼすことを示唆しているが、日米の先行研究は互いに異なる知見が報告されている。アメリカをはじめとする欧米諸国では、家族構造と婚姻行動の間にはロバストな関連があると指摘している。具体的には、母子世帯で育った子どもは、10代での初婚・出産リスクが高く、その後離婚に直面する傾向にある(McLanahan and Bumpass 1988)。他方、日本では近年まで両者の関連を検討した先行研究は十分に蓄積されてこなかったが、離婚リスクについては、母子世帯で育つことが男女ともに離婚行動をとりわけ促進する傾向は看取されない(斉藤・余田 2014)。それは、日本ではひとり親世帯で育つことの不利が成人期の婚姻行動にまで持ち越されないことを意味するのか、それとも離婚行動について限定的にみられないことを示すのだろうか。これらの問いに明示的な答えを与えるためには、定位家族構造と初婚行動の関連に分析の焦点をあわせる必要がある。

以上を踏まえ、本報告では(1)日本では母子世帯で育つことが成人期の初婚タイミングを早期化(遅滞化)させるのか、(2)定位家族構造のちがいは配偶者選択に影響を与えるのか、という2つの問いを検討していく。

2. データと変数

本報告で使用するデータは、『日本版総合的社会調査』(JGSS)の2000、2001、2002、2006年の累積データである。主たる独立変数である家族構造は、15歳時の父親および母親の従業上の地位に関する質問項目をもとに、(1)二人親世帯群、(2)母子世帯(父不在)群の2つに区分した。分析対象は、初婚タイミングについては1935～80年生まれの男女、配偶者選択の分析では1950～99年に初婚を経験し、(調査時点で)婚姻関係を継続している男女に限定する。

3. 基礎分析

基礎分析の結果、以下の結果が得られた。第1に、 Kaplan-Meier法を用いて二人親世帯群／母子世帯群間の初婚タイミング・経験率を比較したところ、男女ともに両者間で顕著な差異はみられなかった。第2に、同類婚の視点から、回答者と配偶者の学歴の組み合わせを検討したところ、母子世帯群は二人親世帯群と比較して低学歴の異性と婚姻関係を結ぶ傾向がみられた。第3に、こうした家族構造と配偶者学歴の関連は、回答者の学歴によって十分に説明された。この傾向は男女ともに共通であった。これらの知見から、母子世帯のもとで育つことが初婚行動に及ぼす不利は、本人の低い教育達成を媒介として低学歴の異性と家族形成を促進するという点で生じているといえる。ただし、母子世帯の直接的な効果は出生年によって変化することや、子どもが10代の時点にのみ局所的に現れることも考えられるため、第1の知見については追加分析の余地が残される。

大会当日は、出生年や他の共変量を考慮した多変量解析をもとにより詳細な検討を加えていく。

【参考文献】

稲葉昭英, 2011, 「ひとり親家庭における子どもの教育達成」 佐藤嘉倫・尾嶋史章編『現代の階層社会 現代の階層社会1 格差と多様性』 東京大学出版会, 239-252.

McLanahan, Sara and Larry Bumpass, 1988, "Intergenerational Consequences of Family Disruption," *American Journal of Sociology*, 94(1): 130-152.

斉藤知洋・余田翔平, 2014, 「定位家族構造と成人期の離婚行動」 日本家族社会学会第24回大会報告要旨.

(キーワード: 定位家族構造、母子世帯、初婚行動)

シングルマザーのワーク・ファミリー・コンフリクト

—脱標準的な労働と貧困状態—

○末盛 慶 (日本福祉大学)

1. 研究の背景

共働きの増加や少子化問題を背景にして、ワーク・ライフ・バランスの重要性が指摘されて久しい。ワーク・ライフ・バランスに関する先行研究はこれまでのところ夫婦世帯を対象とするものが多い。しかし、ひとり親のワーク・ライフ・バランスを問う研究は少ない。

一方、ひとり親—特に母子世帯—は近年増加傾向にある。家庭と仕事の両立にふたり親以上に困難を抱えやすいと推測できる。ひとり親のワーク・ライフ・バランスを問うことは研究上のみならず社会的に重要と言える。

そこで本研究では、ひとり親の中でも母親に焦点をあて、シングルマザーのワーク・ファミリー・コンフリクト (以下 WFC) を検討する。具体的には、シングルマザーのワーク・ファミリー・コンフリクトの規定要因を社会的な問題意識にもとづき、ふたり親の母親との比較を含め、その特徴を明らかにすることを目的とする。

2. 理論と仮説

WFC を予測する理論としては、いくつかの理論が存在する。1つは、役割間葛藤理論である。具体的には、親の労働時間や子どもの数等が独立変数として立てられる。その後、こうした役割過重に関わる変数だけでなく、職場での支援や夫婦間のサポートも資源として扱う理論が流通している。

こうした理論は、家庭役割や仕事役割など人々の近接的な要因を扱うことには長けている。しかし、こうした諸理論は社会心理学的な議論をもとに用いられ、社会的な視点から研究は十分に行われていない。

現在の社会状況に目を移せば、人々の生活はより流動化、液状化の様相を深めている。しかし、こうした動きが人々の WFC にどのような作用をもたらしているかという点は、国内外含めあまり検討が進められていない。

そこで本研究では、現在の日本社会が液状化しつつあるという前提のもと、具体的には労働と貧困の2つの側面に焦点をあて、この2つの要素が母親の WFC とどのような関連を見せるのかを、世帯構成の違いも含め計量的に検討する。先行研究を参考にして、以下のような仮説を設定した。

仮説1：母親の労働が脱標準的であるほど、母親の WFC が上昇する

仮説2：母親の生活が貧困状態であるほど、母親の WFC が上昇する

3. 方法

名古屋市内に在住する中高生をもつ母親 2050 名を対象に調査票を郵送した。抽出方法は多段抽出法である。

本分析は、就業群に絞った結果、母子世帯の母親 131 名、夫婦世帯の母親 165 名を分析対象とする。

従属変数は、WFC (仕事から家族への葛藤) である。WFC には、時間、ストレイン、行動上の価値の3つの次元があるが、今回は時間を用いた。独立変数は、母親の土日出勤、シフト変更の頻度、貧困状態を用いた。

4. 結果と考察

ふたり親世帯の母親の分析結果、土日出勤しているほど、WFC が有意に上昇していた。一方、シフト変更の頻度および貧困状態と WFC の間には有意な関連はみられなかった。一方、母子世帯の母親においては、土日出勤しているほど、シフト変更の頻度が多いほど、貧困状況にあるほど、WFC が有意に上昇していた。

以上から、脱標準的な労働は母親の WFC を高め、世帯の貧困状態はシングルマザーの WFC を高めることが明らかになった。本結果から、社会において脱標準的な労働が浸透し、貧困状態が広がっていくと、母親—特にシングルマザー—の家庭と仕事の両立・調整がより困難なものになっていく可能性が示唆された。

キーワード：シングルマザー、ワーク・ファミリー・コンフリクト、貧困

ステップファミリーの親子関係

○大日義晴 (日本女子大学)

1. 問題関心

ステップファミリーという概念は、夫婦のいずれか一方または双方が、以前のパートナーとの間の子どもを連れて再婚した場合に生じる家族、すなわち結婚によって継親子関係を含むことになった家族を指す(野沢 [2004] 2008)。わが国の家族社会学におけるステップファミリー研究の歴史は長くないが、近年、重要な知見が積み重ねられつつあると言えるだろう。ステップファミリーは、初婚家族にくらべて、家族関係の形成や維持の点で独自のストレス状況を経験しやすく、特有のサポート・ニーズを生じやすい点が指摘されている。

本報告の課題は、ステップファミリーの親子関係における構造的緊張について、全国大規模データによる検証を試みることである。

2. 方法

分析データは、2004年1月～2月におこなわれた第2回全国家族調査(NFRJ03)データと、2009年1月～2月におこなわれた第3回全国家族調査(NFRJ08)データを用いる。NFRJ03は日本国内に居住する1926-1975年生まれの日本国民を対象とし、層化2段無作為抽出法によって10,000人が抽出された(有効回収数6,302人、有効回収率63.0%)。NFRJ08は、日本国内に居住する1936-1980年生まれの日本国民を対象とし、同様に層化2段無作為抽出法によって9,400人が抽出された(有効回収数5,203人、有効回収率55.4%)。このうち本報告では、22歳以下の子どもと同居している有配偶男女を分析対象とした。

従属変数には、子との関係良好度を用いる。NFRJでは、回答者からみた家族ダイアドごとに、関係の良好度を測定している。先行研究において関係良好度は、対人関係における適応(adjustment)の程度を指し、関係の強度(心理的結びつきの強さ)や耐久性(結びつきの安定性)の総合的な評価であるとされている。

主要な関心はステップファミリーにおける親子関係である。その範囲は多岐にわたるが、本報告ではステップファミリー世帯内の親子関係に限定する。ステップ関係を完全に同定するのは困難であるが、今回は回答者もしくは配偶者に離死別経験があり、結婚年数と子の年齢の差が、-1より小さいケースを選び取る方法をとった。このため回答者とその配偶者のうち、いずれかもしくは双方とステップ関係があることを想定している。ステップ関係に該当するケースが少ないことを考慮し、NFRJ03とNFRJ08を合併したデータを分析に用いる。

具体的な分析は、1番目から3番目までの子ダイアドを第1水準、各回答者を第2水準とする、マルチレベル分析(ランダム切片モデル)を採用した。

3. 分析結果

分析から、ステップ関係が含まれる親子関係は、そうでない親子関係に比べて、関係良好度が低いことが示された。このことから、子どもが親の離死別・再婚を経て継親子関係を形成し、それを維持する過程において、何らかの葛藤やストレーンを経験することが示唆された。よって、従来のステップファミリー研究の知見が改めて確認されたと言えるだろう。

文献

野沢慎司, [2004] 2008, 「ステップファミリーのストレスとサポート」石原邦雄編『家族のストレスとサポート』放送大学教育振興会 pp225-242.

保田時男, 2011, 「マルチレベル・モデリングによるNFRJデータの分析方法: ダイアド集積型家族調査の有効活用」稲葉昭英・保田時男編, 『第3回家族についての全国調査(NFRJ08)第二次報告書 第4巻 階層・ネットワーク』pp.1-20.

キーワード: ステップファミリー、再婚、親子関係

第 2 日目 2015 年 9 月 6 日 (日)

午前の部 2 11:00~13:00

自由報告 (4)

現代日本における若者の人生設計

—大学生の語りを事例に—

○パヴラシェヴィッチ・ボヤナ (神戸大学人文学研究科博士課程後期課程)

アメリカ人の発達心理学者 U. ブロンフェンブレンナーや社会学 G. エルダーによると、環境との相互的な関わりから影響を受けながら行動し人生を歩んでいく人間の意識や行為を真空の中で研究してはいけない (Bronfenbrenner 1979, Elder 1974)。本研究はこれらの学者に従って、日本の「失われた 20 年」と呼ばれる経済的な不況や、社会規範の急激な変化に直面した家族を一つの文脈とし、そこで育成される若者の価値観や人生設計にどのような特徴が見られるかという問題を明らかにしようとする。人生設計は自己アイデンティティーや価値観から分けることが不可能であり、個人の人生史のもとで形成されるものとして考えなければならない(ギデنز(1991=2005))。それゆえ、本研究は調査対象者の人生設計を彼らの人生史という文脈において考察する。

経済的かつ社会的変化に左右される今日の日本社会で育つことがどのような経験か、若者にどのような影響を与えるかという問いは、本研究の中心である。報告者は、2013年から2014年にかけてライフストーリー・インタビューを行い、若者が如何に自己の将来を想像するかという問題を解明しようとしてきた。具体的には、14人の大学生を対象に、彼らが描く未来像、とりわけ誰かとの親密性や関係性がどのように現れるかという問題を検討してきた。主に、山田昌弘 (2009)、多賀太 (2006)、E.ベック＝ゲルンスハイムとU.ベック (1990)、A. ギデنز (1992) など、ポスト産業社会の状態を描写する先行研究に従って、彼らの語りから、調査対象者が想像している将来の夫婦関係、親子関係や他者との親密性の特徴について考察した。日本の経済的な不況の影響力を分析する際、1930年代の大恐慌をテーマにするエルダーの理論も重要な拠り所となった。大学生を対象にすることによって、本研究は、まだ完全には“社会”に進出しておらず、基本的に家族と学校を通じて、間接的に“環境”を把握し人生観を形成した若者の“純粋な”価値観を掴むことを目指した。

研究成果に関しては報告において詳述するが、本研究は、若者の意識調査 (例えば、厚生労働省 2013) によって浮き彫りにされた現象を、質的な調査法を用いることでより深く理解することを目指した。その結果、より明確な若者像の輪郭や、若者の人生設計に影響を及ぼす家族構成員間の相互作用を浮かび上がらせることが可能になった。

本研究は、小規模の調査であり、地域的かつ階層的な偏りは避けられない。今後は、すでに“社会人”として認識し始めた人々や、より多様な若者の人生設計を検討する予定である。若者が大人の役割を次々と受け入れながら、いかに環境と交渉し、自らの人生設計を立てようとするかという問題は、今後の研究の関心の的となる。

文献

Beck, Ulrich und E. Beck-Gernsheim. *Das ganz normale Chaos der Liebe*. Frankfurt am Main: Suhrkamp.

Bronfenbrenner, Urie. 1979 *The Ecology of Human Development: Experiments of Nature and Design*. Cambridge: Harvard University Press.

Elder, Glen H., Jr. 1974. *Children of the Great Depression: Social Change in Life Experience*. Chicago: The University of Chicago Press.

Giddens, Anthony. 1992. *The Transformation of Intimacy: Sexuality, Love & Eroticism in Modern Societies*. Stanford, California: Stanford University Press.

厚生労働省 2013 『平成 25 年版厚生労働白書—若者の意識を探る—』 <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/13/> (2014 年 6 月 11 日取得)

多賀太 2006 『男らしさの社会学—揺らぐ男のライフコース』世界思想社。

山田昌弘 2009 『なぜ若者は保守化するのか』東洋経済新報社。

(キーワード：人生設計、人生史、ライフコース)

韓国の未婚成人子の親同居

○新藤麻里 (東京大学大学院)

問題意識

韓国社会では近年、期待される発達段階を超えて親から支援を受け続ける若者たちが、注目を集め始めている。親と同居を続ける若者は「カンガルー族」と呼ばれ、成人期への移行を忌避し、親の老後の貯蓄を消費する存在として、2000年前後より度々メディアに登場してきた。2010年代に入ると、統計資料における未婚親同居者の規模の増加が大々的にメディアに報じられた。しかしながら、韓国社会における未婚者の親同居への学術的関心は、結婚の後方移動や結婚イベントの忌避には向けられてきたが、同居期間の長期化自体には十分に向けられてこなかった。これは、親同居は未婚者の一般的な居住形態であるためといえるが、各種の移行の遅れによって親子同居の期間延長や、同居による経済的負担の増大化が起きていると考えられる。くわえて、韓国社会では親世代の経済状況は他の社会よりも厳しいといえ、韓国社会は移行期の子に対する家庭内のケアを維持することが、他の社会よりも困難である背景を持つといえる。そこで本研究では、日本と類似した傾向を持つとされる韓国社会における家族による若年者支援の持続性とその社会構造的背景を検討するための基礎分析として、親同居の現状を把握し、その意味を考察する。韓国における未婚成人子の親同居の特性と因果関係を説明するための枠組みを提示するために、問題の所在を明らかとすることが本研究の目的である。

データと方法

第一に、韓国の人口センサス、人口動態統計などのマクロデータを用いて、親と同居する未婚者数の増加傾向を概観する。第二に、韓国女性政策研究院が2007年より実施している『韓国女性家族パネル調査』の第一回調査データを用いて、同居有無に影響を与える要因を分析する。同居の規定要因分析では、同居有無を従属変数とした2項ロジスティック回帰分析によって、子および親の属性によって、同居有無に違いがあらわれるのかを検討する。

結果

まず、未婚者数の増加傾向を概観したところ、未婚者の親同居者数は全国的に20代後半以上の女性と30代男性で増加していた。さらに、その年代の未婚率の上昇と親同居者数の増加の趨勢は一致しており、未婚成人子の親同居は結婚と深くかかわりを持つ可能性が示された。これまで、韓国の未婚者の親同居率の高まりは、晩婚化に大きな要因があると一般的に解釈されてきたが、データでもその傾向が確認されたといえる。つまり、韓国社会における未婚親同居は結婚と深く結びつき、親同居未婚者の増加は、結婚時期の後方移動で大部分説明が可能であると考えられる。

しかし、対象を未婚者に限って同居の規定要因分析を行った結果、子や親の社会的カテゴリーが同居を決定付けることが示された。特に、子の未就業が同居に影響を与えた点が重要な知見として挙げられる。年齢や性別により規定要因は異なったが、30代女性を除いて子の未就業が同居有無に影響を与えており、親の同居が子の未就業に対してセーフティネットの役割を持つ可能性が示唆されている。また、同居有無に対して年齢効果はほぼみられず、韓国における未婚成人子への親同居は、年齢ではなくライフイベントにより規定されるという性格が示されたといえるだろう。

(キーワード：成人期移行、世代間支援、未婚成人子の親同居)

中年期未婚女性の経済不安

○大風薫 (お茶の水女子大学大学院)

1. 背景・目的

生涯を未婚で過ごすことは、ライフスタイルの1つであるが、女性においては経済不安をとまなう。そこで本研究は、親子の資源交換状況が変化する中年期未婚女性に注目し、経済不安を規定する要因について、本人の社会経済資源と親要因の効果について検証する。

2. 先行研究

① 不安とその規定要因

四方(2012)では、中高年未婚女性の老後の生活不安について、年齢、教育水準、年収、貯蓄が低下させるとしている。親との同居は、生活不安を高める方向に影響していた。松浦(2011)では、中高年男性の不安意識として、健康不安・経済不安・人間関係不安の相関が高いこと、不安意識は主観的であるが、学歴、年収、金融資産額などの客観的な条項と連動すること、生活設計が不安の低下には有効との見解を示した。

② 対処資源

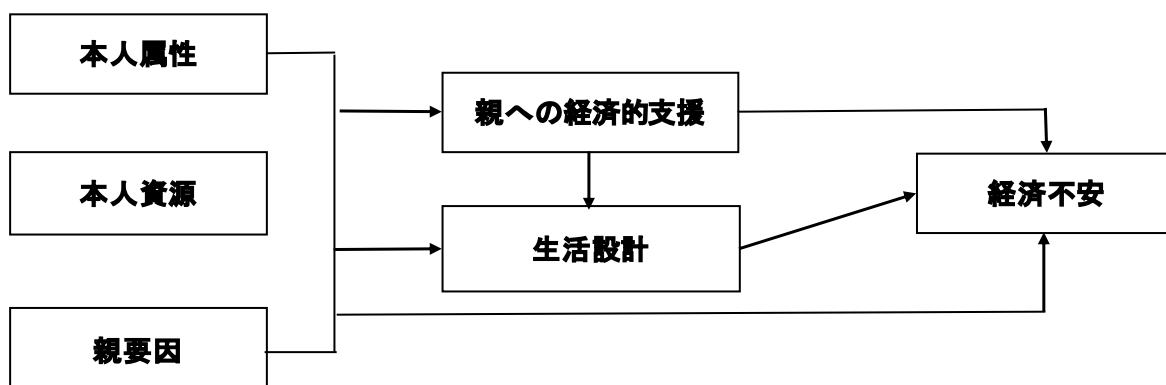
財団法人年金シニアプラン総合研究機構(2010)では、中高年の未婚女性が、収入の少なさを仕事上の悩みとしてあげる割合は高い。また、生活設計の拠り所として、預貯金と保険・年金があげられた。

親の要因では、親の加齢とともに、親と同居する未婚女性の生活基礎支出は増加する(北村・坂本 2004; 坂本 2005)。親との同居は生涯未婚女性の賃金を下げ(永瀬 2013)、母親との同居は正規就業確率を低下させる(大風 2014a, 2014b)。その一方、親からの相続が期待できる人のほうが、金融資産額は多く、生活満足度も高い(村上 2006)。

3. 使用データ

2003年に生命保険文化センターが実施した「中高年未婚者の生活設計に関する調査」を用いる。分析にあたり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJ データアーカイブから個票データの提供を受けた。調査地域は、首都圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県全域)、調査対象は、満35歳から54歳の単身男女個人(離死別含む)である。有効回収数は810、調査方法は郵送法、調査時期は平成15年6月20日～7月16日である。詳細は、生命保険文化センター(2003)を参照のこと。

4. 分析の枠組みと主要な結果



生活設計には経済不安を低減させる効果が認められる。親と近くに住むこと、本人の経済資源が豊富であることは、親への経済的支援を促すが、親への経済的支援が経済不安に与える影響はない。

(キーワード：中年期未婚女性、経済不安、資源)

若者の親への共感を促すプログラム作成の試み

○大島聖美 (広島国際大学)

【問題と目的】

近年の高学歴化や晩婚化という背景から、若者の経済的自立が遅くなり、若者が親からの経済的支援や心理的支援を受ける期間が長期化し、青年期が拡大したと言われている(笠原, 1976; 下山, 1998; 大野, 2001)。宮本・岩上・山田(1997)によると、1970年以降に青年期から成人期に至るまでの「成人期への移行」が長期化したことにより、「ポスト青年期」という新しいライフステージが誕生した。ポスト青年期とは、青年から成人への移行期に出現した新たなライフステージをさす。高学歴化で学卒時機自体が遅くなる傾向にあるが、学卒後も、経済的自立、離家、結婚など、成人への移行期に想定されている出来事経験が引き延ばされている状態を指す。

青年期の長期化によって、若者の親子関係も変化している。宮本ら(1997)は、若者の親子関係の長期化の背景として、親の若者に対する投資期間の長期化と投資量の増大を挙げている。そして、「親の愛情のあかし」という名のもとに、親から子への一方的な援助が増大し、子の役割や責任については問われない関係に陥っているために、親は子に自立した大人として生きていく力を与えることができているのではないかと考察している。

Steinberg(2008)は、「情緒的自律性」という言葉を用いて、両親との親密な関係の変化に関する自立の側面を表しており、この概念は「親への脱理想化」・「親を普通の人としてみなすこと」・「親への非依存」・「個体化」の4つの側面を含んでいる。これらの4側面は、自分の視点を持ちながら、親の気持ちを考えられるという、「共感」という概念に大変近いものであると考えられる。White, Speisman, & Cotos(1983)の研究においても、親の立場に立って物事を見ることができるようになることは、親子関係の重要な発達的变化とされている。

そこで筆者は、このような親の視点に立つことが、若者の「親への共感」を促進し、心理的自立の一要素である「情緒的自律性」の向上に有効であると考え、「若者の親への共感を促進するプログラム」の作成を試みた。

【方法】

期間：2015年1月に実施。1回90分。全1回実施。

参加者：ファシリテーター1名。大学2年生14名(男性9名、女性5名：平均年齢20歳)。

プログラム内容：家族ロールプレイ、親子関係を振り返るワークシート記入、シェアリング(※詳しい内容については、当日報告する)

事前事後調査：プログラムの約1か月前に事前調査、プログラム直後に事後調査を行った。親への信頼感、幸福感、父母からのサポート、親への共感についてアンケート調査を行った。

【結果及び考察】

表1 事前事後調査の平均値とSD およびt検定の結果

プログラムの事前・事後調査の結果(表1)：全ての尺度得点(親の信頼感、幸福感、母のサポート、父のサポート、親への共感)の平均値は、事前調査と比較して事後調査の方が高くなっていた。しかし、t値はそれほど高くない、幸福感のみが有意傾向が見られたという結果にとどまった。

	事前		事後		t 値
	平均	SD	平均	SD	
親への信頼感	3.29	.13	3.47	.09	1.82
幸福感	3.14	.17	3.46	.14	2.09*
母のサポート	3.35	.15	3.55	.15	1.42
父のサポート	3.30	.17	3.53	.14	1.97
親への共感	3.03	.12	3.20	.09	1.66

*p<.10

【謝辞】

本研究はマツダ財団の助成を受けて実施しています。この場を借りて、感謝申し上げます。

(キーワード：若者、親への共感、プログラム)

自由報告（4）⑩ 出産と育児（5303）

⑩ -1 【報告キャンセル】

保育サービスの獲得をめぐる共働き世帯の調整と葛藤

尾曲美香 (お茶の水女子大学大学院)

1. 研究の背景と目的

福祉サービスを利用する際、情報収集・サービスの選択・利用申請などの一連の手続きが不可避に必要となる。しかしながら、深刻な待機児童問題を背景に、保育サービスの利用過程で発生する諸行動、とりわけ「保育所入所申し込み手続き」の複雑さ・過酷さは年々増している。「保活」という言葉が話題となったことから分かるように、育児期の共働き世帯が保育サービスの獲得に駆り立てられ、その対処に苦慮するという現状がある。

以上の背景を踏まえ、本報告では育児期の共働き世帯がどのように保育所の入所手続きを行っているのか、その実態を明らかにする。とくに入所選考で採用される「点数制」をめぐる世帯の調整と葛藤に焦点を当てたい。

2. 方法

分析に使用するデータは、2013年6月から8月にかけて行ったインタビュー調査で得たものである。「現在、東京都A区の保育所に通う子どもを持つ母親・父親」を対象に、15件の半構造化インタビューを実施した。調査対象者の内訳は、12名の母親、1名の父親、2組の夫婦である。主な質問項目は「入所に至る経緯」「入所手続きの際に行なった行動の詳細」「入所しやすくするために行なった調整」などであり、対象者が入所手続きした当時の保育状況や配点に考慮しながら、具体的にどのような調整が必要であったかを整理した。

3. 結果と考察

保育に欠ける要件を点数化し、入所者を選考する自治体がほとんどのため、1点でも多くの点数の獲得を目指し、様々な調整がなされていた。特徴的な点としては、以下の3点が挙げられる。

- (1) 選考基準の点数について、自治体発行の募集要項・区役所職員の説明・WEB情報・口コミ等の公式な情報と非公式な情報が錯綜するなか、それらの情報を収集・統合し、どの保育所に申請するか決定がなされていた。点数が足りないと予想した場合には、入所不可となった際の保育資源を予約・確保し、組み合わせることも必要となる。点数制でありながら点数以外の要素(慣行や医療・教育職従事者の優遇)で選考されるのではないかという懸念を持つ場合、自ら入所手続きにかかる労力を増大させている様子が確認された。
- (2) 加点のための調整として、待機児童状況が一定期間続けば加点されるため、予定より早く育児休業を切り上げ、認可外保育所・一時保育を利用しているケースが複数確認された。この調整によって、子どもを何歳から入所させたいか、いつから職場復帰したいかに関する希望が実現できない場合に葛藤が生じていた。
- (3) 入所手続きは保育所を利用するための必要行動であるが、待機児童の増加によって少ないパイを巡る競争的側面が際立ち、親にとってその遂行が物理的・精神的負担を伴うものとなっていた。とりわけ母親の葛藤が大きい。その背景には、入所不可となるのは個人の戦略・努力不足であると見なしがちな自己責任論があり、それゆえに職場復帰の断念や遅れとならないよう、母親自らが一手に入所手続きを担うことになっているという状況がみられた。

本報告では、以上のような保育所の利用に伴う世帯の負担を捉えるツールとして、「新家事労働」(Thiele-Wittig 1992=1995; 伊藤 2001) 概念を紹介し、その有用性を提起したい。

4. 主要参考文献

- Thiele-Wittig, M., 1992, "Interfaces between Families and the Institutional Environment", Leidenfrost, N. B. Edt., Families in Transition, International Federation Home Economics, 169-175. (=マリア・ティエレー=ヴィッティヒ, 1995, 「家族と生活関連の諸機関との相互関連」, ナンシー・B. ライデンフロスト編, 松島千代野監修, 家庭経営学部会訳『転換期の家族』産業統計研究社, 254-266.)
- 伊藤純, 2001, 「介護保険制度化における『介護家事労働』の社会化と生活福祉経営」『日本家政学会誌』52(11):1061-1068

キーワード：保育所の入所申し込み手続き、「保活」、新家事労働

未就学児をもつ父親の育児支援者へのコミットメント

○加藤邦子 (川口短期大学こども学科)

問題と目的：最近では孤立した育児が問題となり、子育て支援拠点事業など地域の人や専門家も含め、育児の社会化が推進され、親族、非親族問わず、さまざまな人が育児にかかわるような土壌が生まれつつある。これまでの育児は、配偶者との調整や協力を対象にすることが多かったが、牟田(2009)は、夫婦を家族の核とみなすことが、ひいては外部に対する排他性を強め、夫婦が子育ての責任を一手に担うような閉塞状況を招き、かえって家族の孤立を高めたと指摘している。多様化する家庭・家族に合わせた支援方法・支援レベルの多様性が求められている。そこで家族の枠を超えて、子どもを取り巻く個人同士の関係がどのように構築されて、子どもに影響を及ぼすかについて検討することには意義があろう。Rusbult (1983)は、コミットメントについて「対象との関係に対する心理的愛着と維持への意志」と定義しているが、加藤 (2007 ; 2009) は、育児期にある当事者を対象として「子どもへのコミットメント」概念で親子関係を捉え、高める要因について検討した。本研究の目的は、未就学児をもつ父親が、配偶者以外の親族・非親族の人から育児を支援されている実態を捉え、その人たちへのコミットメントは親子関係に関連をもつのかについて検討することである。

方法：調査協力者：父親を対象とした SNS 利用者を対象として、SNS 上で協力を要請し、Web 上の質問紙調査で未就学児を持つ父親に回答を求めた。うち配偶者以外で「最も育児を手助けしてくれる人」に回答があった、神奈川 1 名、東京 9 名、千葉 3 名、大阪 4 名、兵庫 4 名、福岡 1 名、奈良 1 名、岩手 1 名、福井 1 名、県不明 2 名の 27 名の父親。35.7 歳 (SD=3.75 31 歳～41 歳)。調査時期：2014 年 11 月。

質問紙の構成

(1) フェイスシート、(2) 育児を助けてくれる配偶者以外の対象について：続き柄と年齢、性別 (3) 「気軽に相談できる人 (非親族の支援者)」の年齢と性別、出会った時期など、(4) 子どもへのコミットメント項目、(5) 各支援者へのコミットメント (関係への動機づけ) と関係による制約感を尋ねる項目：Rusbult (1983)、Brotherson ほか(1997)及び加藤(2009)のコミットメント項目、及び The Grandparents Strengths and Needs Inventory (GSNI)(Strom & Strom, 1993)の両面的側面を参考に項目を作成した。

結果

1. 配偶者以外の育児支援者との関係

配偶者以外で育児を「最も手助けしてくれる人」の平均年齢は高く、配偶者の親または自分の親など親族の割合が高かった。「気軽に相談できる人」について回答した 21 名のうち、その人が「男性」とした人は 17 名で平均年齢は 42.2 歳、回答者の同輩か先輩にあたる人を挙げていた。父親からみた支援者として「最も手助けしてくれる人」、「気軽に相談できる人」との関係に関する 23 項目について「最も手助けしてくれる人へのコミットメント」・「気軽に相談できる人へのコミットメント」・「関係による制約感」の尺度得点を求め、さらに「子どもへのコミットメント」5 項目の尺度得点を求めた。「最も手助けしてくれる人 (主に親族) へのコミットメント」と「気軽に相談できる人 (すべて非親族) へのコミットメント」の値には有意差は見られなかった。「子どもへのコミットメント」は支援者へのコミットメントよりも有意に高い値を示した。

2. 子どもへのコミットメントとの関連

「子どもへのコミットメント」と父親の属性、子どもの数、最も手助けしてくれる人へのコミットメント、気軽に相談できる人へのコミットメント、配偶者の育児量、会話量との相関を求めた。子どもへのコミットメントと「気軽に相談できる人へのコミットメント」は有意な相関 ($r=.50$)を示した。

考察：未就学児をもつ父親は、配偶者以外の人との関係を築いて育児にかかわっている。関係への動機づけという側面からコミットメント概念を用いることで、配偶者以外の親族・非親族の支援者との関係が、親子関係に影響を及ぼす可能性が示唆された。子どもへのコミットメントを高める要因は、育児量を増やすことも重要だが、最も手助けしてくれる人、気軽に相談できる人と出会う機会や関係維持のしくみづくりにかかわっていることが示された。家族の孤立を意図的に地域で解決していく試みは、親子関係の円滑化につながると考えられる。

(キーワード：父親、コミットメント、育児支援)

LGBT の子育て

○三部倫子 (日本学術振興会特別研究員 PD・首都大学東京)

同性カップルにパートナーシップ証明を発行すると明記した「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」(2015年4月施行)が、「同性婚条例」として報道されるなど、にわかに同性間パートナーシップに注目が集まっている。こうした動きの中で、LGBTに育てられる子どもは見落とされるだけでなく、あたかも日本ではLGBTは子育てが「できない」かのようにメディアで取り上げられがちだが、必ずしもそうとはいえない。

先行研究によると英米では、LGBTによる子育ての主な形態が、1)子どもを産むことのできる女性が異性との関係解消後に新たなパートナーとステップファミリーを形成する、2)何らかの制度を利用するタイプ(生殖補助医療・養子縁組・里親制度)へと変化してきたと指摘されている。日本においても、従来は前者が主流とみられていたが、徐々に提供精子によって子どもを育てる人々が登場している。加えて、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、戸籍上の性別を変更したトランスジェンダーは戸籍上の異性とは婚姻できるため、今後、かれらの非配偶者間人工授精や特別養子縁組等が進むと考えられる。

LGBTの子育ての多様化の背後には、ホモフォビア・トランスフォビアを内面化せず、子育てに責任を持つとする個人の増加、生殖補助医療の発達、そして、こうした個人の生き方や、かれらが求める情報を伝達するグローバル化がある。「マイノリティのなかのマイノリティ」ともいえるLGBTの子育て実践は、家族社会学が所与としてきた近代家族の枠組自体を問っている。男と女の「異性愛者」だけが子どもを産み育てるべきなのか、親は二人でなければいけないのか、親は性愛関係で結ばれていなければならないのか。

以上の疑問を元に報告者はこれまで、提供精子によって誕生した子どもを育てているレズビアン・バイセクシュアル女性へのインタビュー調査と、LGBTと社会的養護に関する活動をするグループ、子育て中の当事者グループへの参与観察を日本国内で実施してきた。本報告では、先行研究とこれまでの調査を照らし合わせながら、子育てするLGBTの置かれた現状を、以下の三点に沿って発表する予定である。

1. LGBTの子育てに向けられるホモフォビア・トランスフォビア

英米の先行研究によると、LGBTの子育てへの反対意見として、ゲイ男性の「性的虐待」、子どもの発達への「影響」、子どもへのいじめなどが「懸念」として出されるという。日本という場では、ホモフォビア・トランスフォビアが、子育てをめぐる規範とどのように絡み合いながら表出しているのかを検討する。

2. 制度上の課題

産科婦人科学会の指針により生殖補助医療の利用が夫婦に限られ、同性パートナーシップを保障する制度が整っていない日本で、子育てにかかわるLGBTが直面する制度上の課題を考える。

3. 複数の大人のかかわり

子どもの誕生が、1対1の「男女」の性愛関係に必ずしも閉じていないのが、LGBTの子育ての特徴である。子どもを基点としたケアのネットワークにおける、複数の大人のかかわりを考察する。

キーワード：LGBT、子育て、家族規範

近世東北における結婚・再婚と世帯
—在郷町郡山と周辺農村の比較分析—

○黒須 里美 (麗澤大学) 高橋 美由紀 (立正大学)

本研究は、奥州二本松藩の人口史料データベース(1716~1870年)を利用し、在郷町と周辺農村の結婚・再婚パターンの特徴をとらえ、世帯の継承と世帯成員のサバイバルのために不可欠であった結婚と再婚の決定構造を明らかにすることから、直系家族世帯の継承戦略との関連性を探る。1世代に一人のみが跡取りとして残る直系家族システムにおいて、結婚はだれが次の世代を継ぐかを決定する重要なイベントである。結婚によって家族は再構成される。跡取りの配偶者がその世帯に入り、跡取りのきょうだいたちはみな離家する。死亡率が高かった社会において、結婚、そして再婚は最適な世帯規模を維持させ、農業労働に必要な男女数のバランス調整を安定的かつ安価に行う構成装置として機能していたとされる (Smith 1977; Cornell 1987)。本研究は長期マイクロデータを利用した歴史人口学の結婚・再婚の国際比較研究(Lundh, Kurosu, et al 2014)のアプローチと方法を適用し、これらの知見に迫る。さらに初婚においては嫁取り婚、婿取り婚、村外への結婚という結婚形態の違いも比較する。初婚と再婚のイベントヒストリー分析によって世帯の社会的地位や同居親族の状況、また短期経済的ストレスの影響を明らかにすることから在郷町と農村社会の差異性と共通性を検証する。

18世紀は日本の人口停滞期とされるが、そこには、人口減少傾向の東北、人口停滞の関東・関西、そして人口増加を続ける西南地域という大きな地域差が隠蔽されていた。さらに、同じ東北の二本松地域内であっても、町場と農村における人口趨勢が異なることが明らかになっている。町場である郡山町は、二本松藩全体及び農村において人口減少を見る18世紀後半から19世紀前半においても、飢饉時を除き、常に人口が増加した。一方周辺農村には、飢饉や農作物の豊凶に大きく左右され人口再生産がおぼつかなかった農村もあれば、在郷町の近郊で他の農村とは違った人口パターンを見せる養蚕村もあった。このような様々な人口学的特徴をもつ二本松地域内の在郷町と農村の結婚と再婚に焦点をあて、町場と農村との経済的相違および各町村内における世帯単位の経済的相違という社会経済的要因を中心に、数量的、記述的の両側面から比較する。前近代日本の結婚行動には複数のパターンが併存していたことが示唆されている。だれもが結婚する皆婚社会であったものの、特に東北は早婚であり、離婚・再婚が頻繁であったことが特徴的である。その東北の中の在郷町と農村との比較から地域性への新たな視点を提供することができよう。

分析結果から、在郷町と周辺農村では、男女ともに初婚年齢 (SMAM) や生涯未婚率に大きな差があり、明らかな都市 (町) 型と農村型の結婚パターンが確認される。再婚の生命表分析からも35歳未満男女の再婚パターンの違いが明らかとなる。しかし、不連続時間イベントヒストリー分析モデルを用いた分析では、地域の経済状況や、世帯の経済状況と同居家族が、初婚・再婚タイミングに与える影響に多くの共通点が確認される。例えば、世帯の社会経済的地位が高いほど男女ともに初婚確率は高くなるが、特に男性においては嫁取り婚で、女性においては婿取り婚で、つまりどちらも継承者の初婚においてその影響が強い。また同居する両親の存在は、両親がいない場合と比べて男女ともに初婚確率を高めるが、この影響は特に跡取り娘と息子において顕著である。このような嫁取り婚か婿取り婚という結婚形態による違いや、町村を超えて明らかとなる構造要因をベースに、結婚をめぐる社会経済格差と東北地方における人口・家族システムを議論する。

(キーワード： 結婚、世帯、イベントヒストリー分析)

現代日本の親族関係

——刈谷市質問紙調査の分析を中心に——

平井 晶子 (神戸大学)

1 研究目的と対象地域

本報告では、2013年に愛知県刈谷市で実施した「子育て期の家族・親族関係と支援ネットワークに関するアンケート調査」の調査データを用いて、現代日本における親族関係の特徴を考察する。刈谷市は、伝統的に、三世同居が多く家意識が強いといわれている中京エリアに位置するが、トヨタ関連企業が多く、転入者も多い。このような混住地域において、子育て期の家族がどのように親族との関係を取り結びながら暮らしているのか、調査データをもとに分析する。

2 調査概要

この質問紙調査は、3歳以下の子どもがいる家庭を対象に、子育てで困難な点や、子育てで大切にしている事柄、子育て支援の実態、子育てを通して家族関係や親族関係がどのように変わってきているのかなど、子育て状況の多角的な把握を目指して実施した。そのため、乳幼児がいる家庭を対象に、母親票・父親票・祖父母票という3種類の質問紙を用意し、子育てや家族生活の実態のみならず、それぞれの意識についても質問した。

3 分析

報告では、下記の4点を中心に、乳幼児を抱える親と祖父母との関係を分析する。

- (1) 子育て支援の実態とその意識
- (2) 居住形態の理想と現実
- (3) 家屋・土地・墓の継承に関する意識
- (4) 高齢期のケアについての意識

4 結果と考察

報告にて詳述する。

主要参考文献

- 施利平 2012『戦後日本の親族関係：核家族化と双系化の検証』勁草書房。
ニッセイ基礎研究所 1994『都市の家族とパーソナル・ネットワーク』ニッセイ基礎研究所。
大和礼子・斧出節子・木脇奈智子 2008『男の育児・女の育児』昭和堂。
山根真理・平井晶子・李環媛 2014「現代の地方都市における育児援助ネットワーク：2013年愛知県刈谷市調査データを中心に」(日本家政学会家族関係部会報告)

*本報告は、科学研究費「日本における家の歴史的展開と現状に関する実証的研究」(研究代表者：平井晶子)、ならびに「子育て・子育てのジェンダー関係とネットワークの日韓比較：多様化と格差拡大の中で」(研究代表者：山根真理)による助成を受けた研究である。

キーワード：親族、継承、子育て支援

現代の育児の「しんどさ」はどこにあるか？
—刈谷市質問紙調査の育児ストレスに関する分析を中心に—
○山根真理 (愛知教育大学)

1. 目的

本報告の目的は、愛知県刈谷市において 2013 年に実施した調査データの分析を通して、現代の地方都市における育児の「しんどさ」について、母親・父親の育児ストレスの要因分析を中心に考えることにある。

調査を実施した愛知県刈谷市は、愛知県西三河地方の中核都市である。トヨタ関連企業があり、生産年齢人口は 68.7% (2010 年国勢調査) と、県内でもトップレベルである。労働市場に恵まれて地元に残り親族ネットワークを維持している層と、他地域から流入し孤立核家族を形成している層が共存している。このような地域的特性をふまえながら、「どのような人的繋がりが、育児ストレスを軽減するのか」について、分析・考察を行う。

2. 方法

本報告のもとになる調査は、愛知県刈谷市で子育てをする乳幼児の母親、父親および祖父母を対象に行った。調査時期は 2013 年 9～10 月 (1 次調査) および、2013 年 11 月 (2 次調査) である。1 次調査は市保健センターにおける乳幼児健診時に、保護者の方に調査票を配布し、郵送で回収した。2 次調査は市内の子育て支援センターの活動に参加している、乳幼児の保護者の方に調査票を配布、郵送で回収した。配布数は 555、有効回収数 (率) は 145 (26.5%) である。

調査回答者の属性の概要は以下の通りである。子どもの母親、父親ともに 30 代が大勢を占める (母親 67.2%、父親 63.7%)。教育歴は、高等教育を受けた人が母親が 69.9%、父親 63.6% である。父親の就労形態は常雇の人が多く (92.0%)、母親は常雇層 (26.9%) と無職層 (64.3%) に二分される。親との同居関係は、夫方同居 (敷地内別棟居住を含む) または隣居が 15.4% で、夫方親族との近接性が強い傾向にある。

3. 結果

本調査では育児ストレスの項目を、牧野の育児不安尺度からとった 8 項目に、冬木による育児ストレス項目を参考にした項目を加え、13 項目で構成した。冬木の育児ストレス項目は「父親の育児ストレス」を想定したものであるが、本調査では母親、父親双方に同じ項目で、育児に関連するネガティブな状態をとらえた。

育児ストレスの単純集計結果から得られた主な知見を以下に示す。報告においては、支援ネットワーク、親族関係、パートナー関係等、人間関係の絆と育児ストレスとの関連について分析した結果について考察する。

- ① 育児不安にかかわる項目のうち、ポジティブな意味をもつ 5 項目中 4 項目 (育児による成長、子どもをよく育てている、目覚めがさわやか、生活の中のゆとり) に対して、母親、父親ともに回答者の 5 割以上が「ある」(「よくある」「時々ある」をあわせた値) と回答している。
- ② その一方で、育児不安にかかわるネガティブな意味を持つ項目である「子どものことで、どうしたらよいかわからなくなる」において、母親、父親ともに 5 割以上が「ある」と回答している。
- ③ 育児不安にかかわる項目である「子どもを育てるためにがまんばかりしている」「子どもがわずらわしくてイライラしてしまう」については母親と父親の差がみられ、母親のほうが「ある」人の割合が高い。
- ④ 仕事と育児の関係にかかわる項目では母親と父親の回答に大きな差がみられる。「仕事のために子どもとのふれあいが十分にとれない」は「ある」とする父親が多く、「育児のために仕事が思うようにはかどらない」ことについては「ある」とする母親が多い。
- ⑤ 「子育てのために一人の時間を持つことができない」が「ある」とする母親は 62.3%、父親は 43.8% で、母親のほうが「ある」とする人が多い。

注

1)本調査は、科学研究費「日本における家の歴史的展開と現状に関する実証的研究」(2012～2015 年度、基盤研究 (C)、研究代表者：平井晶子) の助成を受けて実施した。

(キーワード：育児ストレス、支援ネットワーク、親族関係)

「日本文化の地域性」再考
 ——忘れられたデータの分析——

加藤 彰彦 (明治大学)

「日本文化の地域性調査」は、1962年に東京大学文化人類学研究室を中心とする「日本文化の地域類型研究会」によって、全国約2,600の大字（北海道・沖縄を除く）を対象に実施された大規模な集落サーベイ調査である。この調査では、構造化された調査票を用いて、「村の古老」をインフォーマントに、明治時代前期の該当集落の諸文化・諸慣行に関する多彩な情報が収集された（調査項目は約100）。無作為抽出によって得られた資料は、明治民法制定以前の家族と共同体に関わるさまざまな慣行・組織・制度の全国的分布状況を知ることのできる貴重なものである。しかしその分析は、点分布地図の作製と文化領域の設定が中心で、確率標本を生かした本格的な統計的分析はなされることなく（確率標本の意義も設計者以外に理解されることなく）、データの存在自体が忘れ去られることになった。そこで、報告者は過去5年間ほど、この忘れられたデータと、同時期の政府統計を用いた統計地図を描いて、蒲生正男（1960）や大林太良（1996）らによる東北日本型／西南日本型の社会組織の類型論・領域論（表1）を検証しつつ、家族と共同体、あるいはそれが有する社会組織としての家と村の地域性を明確化する作業を進めてきた。

表1 社会組織の類型

	東北日本型		西南日本型	
	I	II	III	IV
ムラの基本組織	同族組織	親方子方組織	講組織	年齢組織
イ連合の構成原理	本末関係	擬制的親子関係	講組／垣内／宮座	若者組(同輩関係)
イ連合の構造的特徴	本家への従属 (タテ)	親方への従属 (タテ・ナナメ)	対等並存 (ヨコ)	対等並存 (ヨコ)
継承・相続	長男相続／姉家督もあり		長男相続／末子相続もあり	
隠居	なし		あり	
世代別居	なし(単世帯)		あり(複世帯)	
世帯構造	同族家族／直系家族		夫婦家族／直系家族	
戸主権・主婦権	強い		弱い	
嫁の地位	低い		高い	
親族関係	父方優位		妻母方優位(双方向的)	
主な分布地域	東北	北陸・中部	関東・近畿・ 中国・四国	逸村および 西南日本

注)泉・蒲生(1952)、蒲生(1960=1979)、大林(1996)をもとに作成。

数多くの知見が得られたが、報告時間も限られているので、当日は、データが描き出した工業化前・明治民法制定前——近世の終着点と同時に近代の出発点でもある時期——の基層構造を俯瞰したうえで、論点を絞って議論したい。とくに、近世からの連続性（と変化）とともに、人類学的なソーシャル・キャピタルとして理解可能な、現代への連続性（と変化）について考察できればと考えている。

(キーワード：家族、親族、共同体、地域性)

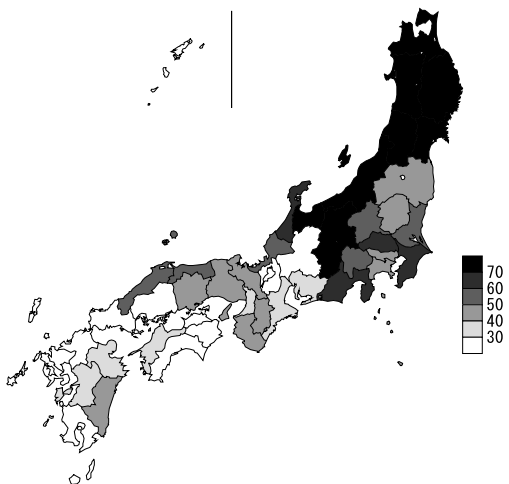


図1 同族組織指標：永続志向&本分家間・分家間格差あり

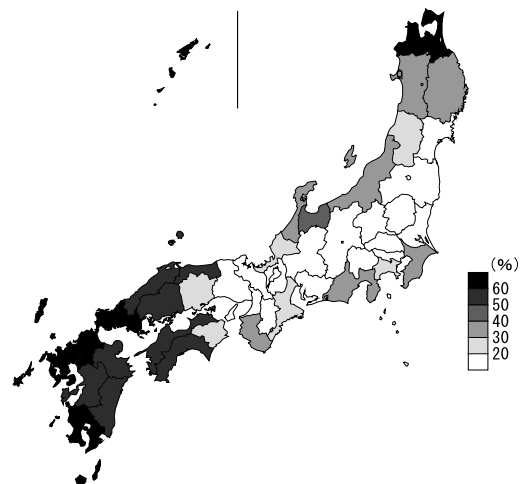


図2 若者組指標：若者宿あり

第2日目 2015年9月6日(日)

午前の部2 11:00~13:00

テーマセッション(2) 報告者公募型

Contemporary Family Research

オーガナイザー：佐々木尚之(大阪商業大学)

【企画趣旨】

経済活動のグローバル化に伴い、さまざまな分野でボーダレス化が進んでいる。ヒト・モノ・カネの動きが国境を越えて活発になることにより、家族の在り方は大きく変容してきた。高等教育や先端研究の領域においても、とくに近年、国際化の推進が強調され始めている。日本家族社会学会も例外ではなく、国際セッションを積極的に開催し、海外の研究者を招聘してきた。こうした活動は、先進的な研究手法が日本に導入されるきっかけになったり、新たな国際比較研究の動因につながったりすることで、十分な効果を上げてきたと考えられる。しかしながら、これまでの国際化の流れはインバウンドに偏りがちであった。今後、学会のさらなる国際化を推し進めるためには、アウトバウンドな活動も同時に促進する必要がある。

本テーマセッションの目的は、(とくに若手の)学会員が日本の家族研究を海外に向けて発信できるよう、英語による口頭発表の機会を提供することにある。独自の視点で精力的に家族研究を行っている優秀な若手研究者は多数いるものの、経済的な理由および経験の少なさから海外で研究報告をするハードルは高い。日本人が日本人に向けて英語で報告することに批判的な意見もあると思われるが、内輪の研究会よりも正式な場で経験を積む意義は大きい。国際会議において、一方的な情報伝達で終わってしまう報告も散見されるが、異なる文化、言語、国籍を背景にもつ研究者が多様な視点から議論を交わすことこそが、今後の家族の変容を理解するうえで肝要である。流暢ではなくとも、真摯に質疑応答ができるよう、報告者間で協力しながらスキルアップを目指す。この企画の性質上、特定のテーマは設定しない。

Variety of Attitudes toward filial obligation and their Changes:

Comparative studies using EASS and CAFS survey data

Heiwa Date (Japan Society for Promotion of Science, Graduate School of Letters, Kyoto University)

In the background of rapid aging of populations in Asian societies, the significance of intergenerational support is increasing. In East Asian societies, younger generation is still expected to have filial piety and also expected to support older generation, especially their own parents or parents-in-law based on Confucian norms. Financially supporting elderly parents is an important part of filial obligation, thus many studies have analyzed the amount of financial support and attitudes comparatively. In these comparative studies, several articles suggest that filial obligation toward their aging parents varies across societies. But these comparative studies have mainly dealt with Western survey data so that the difference among Asian societies is still unclear. Especially, few studies have focused on the difference between East Asian societies and South East Asian societies.

The aim of this study is to describe the variety of attitudes toward intergenerational financial obligation and their changes among 7 societies: Japan, Korea, China, Taiwan, Vietnam (Hanoi), Thailand (Bangkok), Malaysia (Kuala Lumpur). The data was taken from East Asian Social Survey 2006 (EASS 2006) and Comparative Asian Family Survey (CAFS). In this study, 6 combinations of attitudes toward financial support are distinguished by adult children's sex, marital status and the relationships between children and parents (e.g. unmarried/married adult man/woman ought to support financially their own parents/parents-in-law). At first, mean scores of these attitudes are plotted and compared between 7 societies, Second, these scores are divided by 4 age groups (20-34, 35-49, 50-69, 70-89) and the change between generations in each society is described. Third, multivariate analysis using OLS regression model is conducted to test that the effect of generation is significant even after controlling gender, education level, socioeconomic status, marital status and parents' living.

Results of descriptive analyses show that the trends of these attitudes are different between patriarchal society and bilateral society. Especially, East Asia and Vietnam have patriarchal trend of intergenerational support, on the other hand, Thailand and Malaysia indicate bilateral feature. From analysis divided by age groups, two patterns of change are clearly found. In Vietnam, Thailand, Malaysia and China, all people have the same trend. In Korea and Taiwan where comparatively experienced rapid modernization, elderly people have traditional patriarchal trend but younger generation don't share the characteristic. In addition, Results of multivariate analysis show that, in general, these trends are still maintained after controlling the other variables, however, the significant effect of age group in Korea was not maintained.

In summary, this comparative study has mostly 2 implications. First, it is very important to distinguish adult children's sex, marital status and kin relationship when we discuss the diversity of attitudes toward filial obligation in East Asia and South East Asian societies. The difference between patriarchal and bilateral family system could affect on the trend of filial obligation. Second, the difference between age groups might reflect the different speed of modernization. People under rapid modernization are exposed to very different social, cultural, and economic environments in the compressively changing societies, so that they might face the diversity of people's attitudes and behavior accidentally. This analysis suggests that Korean and Taiwan should be applied to this mechanism.

Key words: Attitude toward Filial Obligation, East Asian Social Survey, Comparative Asian Family Survey

The Multiple Dimensions of the Attitudes towards Family in East Asia: An International Comparative Study Based on ISSP2012

○Kota TOMA (Institute of Population and Social Security Research)
Hirohisa TAKENOSHITA (Sophia University)

1 Introduction

Recently, familialism in East Asian societies has been the subject of heated debate. One of the features of these societies in late modern era is the “lowest-low fertility.” In previous studies, “(semi-) compressed modernity” which causes remarkable familialism and “individuation without individualism” has been highlighted as the causes of such low fertility (Chang 2010; Ochiai ed 2013).

On the other hand, treating East Asian societies as highly homogeneous is too straightforward. As Ochiai pointed, the family value that has often been stressed in East Asian Society should be regarded as the union of modern-familial dimension and traditional dimension. Taking the variety of cultural and traditional background in East Asian societies into account, the way both dimensions are linked together should differ in every society (Iwai and Yasuda eds 2009; Ochiai ed 2013).

The research about the multiple dimensions of the attitudes toward family in East Asia has only just begun. This study aims to examine the multiple dimensions of the attitudes toward family in East Asia, based on the comparative study between Japan, South Korea, and Taiwan. Three dimensions of the attitudes toward family include the attitudes towards gendered division labor, towards childcare, and towards elderly care.

2 Data and Methods

This study uses the dataset of International Social Survey Program 2012. This data is useful because it includes affluent information about respondents. Questions used as dependent variables are following. (1) Gendered Division Labor: A man’s job is to earn money; a woman’s job is to look after the home and family; (2) Childcare: People have different views on childcare for under school age. Who do you think should primarily provide childcare? ; (3) Thinking about elderly people who need some help in their everyday lives, such as help with grocery shopping, cleaning the house, doing laundry etc. Who do you think should primarily provide this help?

3 Preliminary results

At first, we made cross-tabulations about three attitudes above based on the welfare regimes. As a result, East Asian societies had significantly higher familialistic tendencies than liberal societies, conservative societies, and social democratic societies. Familialism in East Asia was confirmed by this analysis.

Second, we ensured whether there were significant cross-national variation within East Asia regarding attitudes on gender and care. Consequently, the following results are shown. (1) Gender division labor is less supported in Japan than others; (2) In South Korea, state responsibility of child care and elderly care are more supported; (3) In Taiwan, family responsibility of care is supported stronger.

On The date of the session, we will introduce the results of multi-regression analysis and will try to discuss the multiple dimensions of the attitudes towards family in East Asia in greater details.

References

- Chang, Kyung-Sup, 2010, “Individuation without Individualism”, *Journal of Intimate and Public Spheres*, 0: 23-39.
- Iwai, Noriko and Tokio Yasuda eds, 2009, *The Attitudes toward Family in East Asia: Comparative Study between Japan, South Korea, China, and Taiwan with East Asian Social Survey*, Nakanishiya Press (in Japanese).
- Ochiai, Emiko ed, 2013, *Reorganization of Intimate Sphere and Public Sphere: Issues from Modern in Asia*, Kyoto University Press (in Japanese).

Keywords : East Asia, The attitudes towards family, ISSP2012

Isolation of Single Fathers and Their Networks

○Yoshimi Iwashita (Temple University Japan Campus)

At a conference of Ministry of Health, Labor and Welfare held in 2013, the board chairperson of “Single-father Japan” demonstrated “isolation” as one of main issues that single-father households (MHLW 2013). In this research, under what circumstances these single fathers experience isolation were investigated. Based on the investigation and analysis, this research tried to suggest necessary networks for single fathers.

Regarding isolation of single fathers, following researches would recited; the research examining difficulties to be a male and also a parent from the perspective of gender (Kasuga 1989) and the research that was analyzed in the context of social exclusion from the macro perspective (Kambara 2010). Taking researches of two parents fathers into consideration, the idea that fathers who do the housework are marginalized at their work places (Ishii-Kuntz 2003). Results of these researches show that males who raise children and do the housework tend to experience difficulties caused by gender bias, and the tendency is stronger at work places. Moreover, not only at work places, but also in various communities, these males are considered experience social exclusion. However, it has not been clearly revealed how the isolation is constructed. In order to analyze experiencing isolation, two approaches were made; by social exclusion and social inclusion, focusing on before/after the separation and the present time.

The research project is organized by Gender-Equal Society Center in Kawasaki-City between January 2015 and March 2015. There are eight project members and interview research has been conducted. The way to recruit informants was sending out a postcard of “Request for Corporation of an Interview Examination of the Current Living Condition of Single-father Households”. This postcard was enclosed with questionnaire conducted by Kawasaki –city before this research. Replies were raised from those who agreed with taking an interview. Then, based on the postcards returned, theoretical sampling was conducted in order to enable comparative analyses on working status, ages, areas to live and the child’s ages. As a result, interview data of 30 single fathers who are living with a youngest child aged under 20 was collected. The ages of the samples stretched between 26 and 68 and the average was 46. The ages of children were between 0 and 24 and the average was 12.8.

Examination findings were analyzed using M-GTA. The results showed that informants experienced isolation at public institutions (such as a ward office), work places and their child’s schools, when they take the first step as single fathers. Due to these experiences, the informants tended to lose interest in spontaneously developing networks. Moreover, time limitation caused by the double roles of working and doing the housework/raising a child was an obstacle to develop networks. Therefore the “structural isolation” which they have gone through when they became single fathers, affects their way of networking for a foreseeable future. In addition, the conditions of work places have influenced on their networking because informants tended to create their networks based on the work places. These findings show that the significant role of the social structure and a strong connection between males and working in the present time when males doing the housework and raising children is said to be accepted by the society.

References

- Ishii-Kuntz, M., 2003, “Balancing Fatherhood and Work: Emerging of Diverse Masculinities in Contemporary Japan”, Roberson, J. & Suzuki, N. (eds.), *Men and Masculinities in Japan*, Routledge, 198-216.
- Kambara, F. 2010, *Kozure Shinguru Hitorioya Kazoku no Jiritsu to Shakaiteki Shien*, Akashi Shoten.
- Kasuga, K. 1989, *Fushikatei wo Ikiru Otoko to Oya no Aida*, Keisou Shobou.

(Key words: single father, isolation, network)

What Will We Witness When We Seriously Try to Boost Fertility?

Normative Constraints against Universal Child Benefits

TANAKA Sigeto (Tohoku University)

1. Question

Many contemporary societies suffer from low fertility for two reasons: (1) the desired number of children has declined and stabilized at a relatively low level between 2.0 and 3.0 [1: 201–207], near replacement level fertility, and the realized fertility is below replacement level because (2) most people cannot achieve their desired number of children [2: 12–19]. If we consider these as serious problems and try to raise fertility to replacement level, what resources should we mobilize? Furthermore, what obstacles to such policies could we anticipate? This study addresses these issues by focusing on the economic aspects of the work-life balance (WLB) and universal child benefit (UCB) policies in Japan.

2. Model and analysis on WLB/UCB effects

This study used a model of people's expectations about their future equivalent incomes, measured as the household income divided by the square root of the number of household members. Suppose an unmarried person earns income s without any family responsibilities. He or she expects life in a household consisting of x children and m adults with an expected equivalent income $y(x) = s(wm + bx) / \sqrt{(m+x)}$, where w denotes the effect of WLB and other adults' contribution and b denotes child benefit per child. Both w and b are measured by s . We assume that $m = 2$ to focus on households comprising a couple with children.

Analyses of the function $y(x)$ found limited effects of WLB. Even under the fully achieved WLB ($w = 1$), the equivalent income $y(x)$ exceeded s only where $x = 1$, if $b = 0$. If UCB (b) is low, $y(x)$ decreases as x increases, regardless of the size of w . In addition, w cannot be so large under the current conditions in Japan that a majority of young unmarried women will not want to pursue fulltime careers [3: 62, 162]. Therefore, WLB policies are not promising mechanisms to raise fertility.

In contrast, UCB improved the equivalent income of parents. High UCB ($b > 0.54$) let $y(x)$ exceed s and increase monotonously, with a small effect of WLB ($w = 0.6$). The effect was strong enough for policymakers to pursue UCB as a fertility booster.

3. Discussion on normative constraints and a probable future society

High UCBs are controversial in contemporary Japan because they violate some fundamental normative beliefs, such as reproductive egalitarianism [4] and that parents have primary responsibility for maintaining their children [5]. In contrast, the WLB policies are conservative and can coexist with those beliefs. High levels of UCB can be developed if we find ways to overcome the normative constraints and constitute a new family system in which most parents would come from a specific subpopulation of the overall society, bear large numbers of children, and take no (or secondary) economic responsibility for their children.

(See <http://tsigeto.info/15y> for details)

References

- [1] 池周一郎, 2009, 『夫婦出生力の低下と拡散仮説: 有配偶完結出生力低下の反応拡散モデル』 古今書院.
- [2] Suzuki Toru, 2013, *Low fertility and population aging in Japan and Eastern Asia*, Springer.
- [3] 国立社会保障・人口問題研究所, 2012, 『第14回出生動向基本調査 第II報告書』.
- [4] Ochiai Emiko, 1997, *The Japanese family system in transition*, LTCB International Library Foundation.
- [5] 渡辺洋三, 1975, 「現代家族法理論」 福島正夫編『家族 政策と法 1』 東京大学出版会, 187–215.

Key words: ideology, family policy, Japan

第 2 日目 2015 年 9 月 6 日 (日)

午後の部 14:00～16:45

大会シンポジウム

人口減少社会における家族と地域のゆくえ

企画担当：松田茂樹（中京大学）
大和礼子（関西大学）

【企画趣旨】

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（中位推計）によると、総人口は 2060 年には 8 千万人台まで減少し、65 歳以上人口割合は 40%に達すると予測されている。本格的な人口減少社会が到来したいま、わが国において次の 2 つの対応が必要とされている。まず、人口減少下でも持続できる社会をつくることである。また、未来永劫人口が減り続けては社会が存続しないため、中長期のことになるが、人口減少の傾向を反転させることである。このシンポジウムでは特に家族の再生産という点に焦点を当てる。

報告・討論の具体的内容は次の 3 点である。第一は、今後大幅に人口が減少していくとされるが、どのような年齢層において人口減少が大きいか、人口減少に伴い世帯構成はどのように変化するかということである。第二は、人口減少で浮上する家族の課題や人口減少がもたらす家族の変化についてである。第三は、人口減少下における地方の行政機能、経済活動、介護など地域福祉のあり方についてである。これらの課題や変化は、既に人口減少と高齢化が深刻になっている地方において生じているため、地方の具体的な例をもとにわが国家族の将来像を論じる。

以上にあげた視点をふまえて、このシンポジウムでは、人口減少社会における家族と地域のゆくえについて各方面の専門家による報告をふまえて、討論を行う。

日本の人口転換と地域社会の未来

原 俊彦 (札幌市立大学)

1. 多産多死から少産少死へ

日本は、超少子高齢・人口激減社会あるいは「縮減する社会」(カウフマン 2011) の入り口に立っている。このことは多産多死から少産少死へと向かう人口転換の歴史的帰結だが、現在直面している危機の本質は1970年代後半以降続く超低出生力にある。平均寿命の延びから最終的に老年化率(65歳以上の高齢者の割合)は30%近くまで上昇し、従属人口指数も70近い値となることは避けられないが、置換水準(合計特殊出生率TFR=2.08、純生産率NRR=1.00)の70%切る現状の出生力(2014年現在TFR:1.43、NRR:0.68)のもとで次世代が減少し続ければ、老年化率は40%を越え従属人口指数も100を突破する。また死亡数は死亡リスクの高い老年人口に比例する一方、出生数は再生産年齢人口に比例し縮減するため、人口減少もさらに加速される。今後の人口減少や世代間扶養負荷の上昇を考えれば、社会全体の存続が危機に瀕する。地域社会ではさらに人口移動の効果が加わる。

2. 長寿化・少子化と家族の再生産

日本の人口転換の背景には、一貫して、家族(特に母と子)への資源配分を最適化しようとする「家族の再生産戦略」があると考えられる。女子の平均寿命の延びは同時に再生産可能期間(15歳-49歳)の女子生残率の上昇を意味したが、これにともない純再生率=1を維持するのに必要な出生力(置換水準)も低下、実際の出生力の歴史的推移もこれに追随した。しかし、この出生力低下は、女子平均寿命が70歳を超えても止まらず、現在も置換水準以下に留まっている。つまり、日本の人口転換は再生産期間の生残率の上昇により高まる多産・多子のリスクに対し、より少なく産むことで、母子ともにより健康で豊かな生活を求める「家族の再生産戦略」が取られて来たといえる。それはまず多子から少子へと総数を抑制することで、一人あたりの資源量を最大化したが、戦後、再生産の下限=2子に達し限界となる。それに代わり晩婚・晩産化による家族形成のタイミングシフトが始まり、高学歴・良い職場・良いパートナーの獲得を通じ、母子ともに豊かな生活をめざすものとなり、結果的に生涯未婚・無子・1子で終わるオプションも含むものとなった。従って置換水準の出生力を回復するには「本人+子ども」の選択リスクを低下させ、早い結婚・出生タイミングでも豊かになれる可能性を保障する新しい社会システムの構築が不可欠の条件となる。

3. 地域社会の結婚・出生力

2010年の人口動態統計の年齢5歳階級別初婚件数、出生数、国勢調査の配偶関係別人口を用い、全国(または都道府県)、大都市部(東京特別区+政令指定都市)、地方部(特別区と政令指定都市以外の全国または都道府県)という3区分で、女子年齢5歳階級別初婚率、未婚初婚率、出生率を求め分析した。その結果、大都市と地方の間には結婚・出生力に格差があり、確かに就業機会の有無や大学進学率の高低などの要因が作用している。特に経済成長期に大都市部への人口集中が進み、地域間格差が全体の出生力に影響を与えた可能性は高い。しかし直近の状況をみる限り、その効果はもはや限定的である。また女子の大学等進学率が20代の未婚初婚率や出生率に負の影響を、タイムラグにより30代以降で正の影響を与えている可能性が高い。このため「地方創生」により家族形成期人口が地方回帰したとしても、その効果には限界があるといえる。

4. 地域社会の未来

さらに地域社会では「地方消滅」の人口学力学が働き、危機が早く進行する。出生数は出生力×再生産年齢人口で決まるため、仮に出生力が一定でも25-39歳の女子人口が移動などにより半減すれば、出生数も半減する。一方、死亡数は老年人口割合(65歳以上の実質的に死亡リスクを持つ人口)に比例する。そのため高齢化率50%以上では年間の死者数が出生数を急速に上回り、自然減が加速し、人口は文字通り消滅に向かう。つまり自然動態が変化しないとすれば、再生産年齢人口の純移動をプラスに転じる以外にこれを避ける方法はない。

キーワード：人口転換、家族の再生産、地方創生

地域ブロック内における出生率の違い

—富山と福井の比較から—

中村 真由美 (富山大学)

1. 出生率の地域ブロック内格差はなぜ起きるか

同じ北陸ブロック内にある富山県と福井県であるが、出生率にはかなり差がある。たとえば、人口動態統計(2010)によれば、福井県の出生率は全国で6番目に高いが、富山県は33位である。特に、第三子以降出生比率に至っては富山で40位である(福井で全国16位)。同じ北陸ブロック内で、共働き率、同居率など、子育て環境に影響しうる要因が似通っているのに、なぜ違いがあるのだろうか。それが、本報告のリサーチクエストである。本報告では、(1) 公的統計などの集計データ、(2) 内閣府(2011)のweb調査の個票データ(「都市と地方における子育て環境に関する調査」、および、(3) 実施した富山市と福井市で行った郵送調査の個票データ(2013と2014)の結果を用いて、分析を行う。

2. 結婚・出産タイミングの問題

都道府県レベルの分析(集計データ)では、第三子出生比率に影響する要因は、大学進学率、第一子出産年齢、地域の悲観的な経済展望、自営業率が影響していた。

また、出生タイミングも第三子以降出生比率には影響している可能性がある。都道府県レベル(集計データ)の女性の初婚年齢、第一子出産年齢、第二子出産年齢、第三子出産年齢をしてみると地域差があり、富山県は、北陸の中で初婚年齢や第一子出産年齢が比較的高く、さらに第二子と第三子の出産間隔が長い(福井も出産間隔は長い、第一子出産年齢が低い)。その結果、富山の第三子出産年齢は全国で44位と非常に遅くなっていた。

第三子以降出生比率を従属変数にして、集計データにて関連を検証すると、第一子出産年齢が高く、なおかつ、出産間隔が長い都道府県では第三子出生比率が低くなっていた。北陸では出生間隔(特に第二子と第三子の間)が広い傾向が見られるが、富山の場合には、初婚年齢や第一子出産年齢がやや高いことから、第三子を出産する年齢が高くなり、結果として第三子が生まれにくくなるのではないかと考えられる。

では、なぜ富山では福井より初婚年齢や第一子出産年齢が高いのか? 一般には、結婚タイミングが遅れる大きな要因として女性の大学進学率があげられる。しかし、福井の大学等進学率はむしろ高い。では両者で何が違うかといえば、女性が高校卒業時に就職決定している比率が、福井で遙かに高いのである。関連を検証したところ、大学進学率より、高校卒業時就職決定率が女性の初婚年齢に影響していた。富山では高卒時の安定した求人が男性に偏っていると考えられる(北陸工業地帯で製造業が盛んなため)。一方で、福井では、高卒時に男女ともに安定した求人があり、早い時点で経済的な安定を得られることが家族を形成するタイミングを早めていると考えられる。また、出生間隔の長さには30代前半の女性就業率が影響していた。

3. 支援状況、意識、財政状況

個票データの分析では、支援状況や意識の違いも明らかになった。富山市と福井市における調査の結果では、ともに同居率の高い地域ではあるが、福井市では夫の親からの子育て支援が非常に手厚く、さらに近所の人や職場の人が子育て支援をしてくれる比率が高かった。同居=祖父母からの支援ということではなく、同居していても祖父母からの支援には地域差があることがわかった。また、意識にも違いがあった。福井では「子供は跡取りである男の子を1人は産んだ方が良い」を肯定する傾向があった。1節で示した分析では地域の将来の経済展望の明るさが第三子以降出生比率に関係していることが明らかになったが、内閣府データ(2011)によれば福井県の経済展望は他の北陸地域より明るかった。なぜそのような結果になるのか? 一因としては福井の特異な財政状況があげられる。福井県では原発関連の助成金や原発関連企業からの税収が多く、大都市圏並の財政状況である(総務省2011)。これらが、安定した就職先の提供にもつながり、明るい将来展望や出生率の高さにつながっていると考えられる。しかしながら、東日本大震災以降には原発の停止等があり、その後の税収も下がっている。今後の変化が注目される。

キーワード：地域ブロック内格差、第三子以降出生比率、出産間隔、原発、地方創生

人口減少時代の地域づくりと自治体行財政の課題

沼尾波子（日本大学経済学部）

1. 出生率低下とその要因

日本創成会議による人口減少社会到来と「消滅自治体」についての指摘を皮切りに、各地で人口減少への政策対応を検討する動きが起こっている。中山間地域を始め、人口減少と高齢化を通じて、地域の暮らしを存続させることが困難となる地域が出ていることと併せて、依然として人口が増大する三大都市圏においても、急速な高齢化の進展と、単身高齢世帯の増大により、生活を支える仕組みづくりが求められている。

地域社会の存続には、人口の再生産が必要だが、少子化傾向には歯止めがかからない。その要因については様々な研究成果があるが、それらを紐解くと、(1)経済的理由、(2)非婚・未婚者の増大、(3)子育てにかかる社会インフラの弱体化、といったことが指摘されている。

2. 政府の対応とその限界

これらの課題に対応するため、国や自治体は、少子化対策として、保育所の整備、児童手当（子ども手当）制度の充実など、各種の政策対応を図ってきた。しかしながら、政府の少子化社会対策予算を規模は3.5兆円程度（平成26年度）であり、他の主要先進諸国と比較して、決して高い水準とはいえない。その背景には、日本の財政が抱える構造上の課題がある。平成27年度政府一般会計当初予算をみても、歳入96.3兆円のうち、税収は54.5兆円に過ぎず、公債金収入が36.9兆円(38.3%)を占める。歳入の多くを公債金に依存する傾向が続いた結果、公債残高は平成27年度末には807兆円（国民一人当たり638万円）に達する見込みである。一方、歳出をみると、社会保障給付費が31.5兆円、公債費が23.5兆円となっている。歳出の55%程度を占めるこれらの支出は容易に削減できるものではなく、むしろ、今後増大することが見込まれている。

高齢者数の増大等を背景に、社会保障給付費はさらに増大する見通しだが、日本では租税や社会保険料負担の引上げが、これに追い付いていない。OECD加盟国34か国の国民負担率を比較すると、日本は低いほうから数えて7番目の水準となっている。租税や社会保険料負担を通じて政府に暮らしの安心・安全をゆだねることについて、国民の多くが必ずしも政府を信頼していないことが背景にあるとの指摘もある。（井手英策編『危機と再建の比較財政史』ミネルヴァ書房、2013年など。）

3. 自治体行財政の課題と求められる政策対応

財政難の折、地方交付税や国庫支出金をはじめとする、国から地方自治体への移転財源もまた削減傾向にある。自治体は行政改革に向けた努力を求められ、最近20年間で、地方公務員数は18%程度削減されている。一方、基礎自治体には、子育て支援や高齢者ケアなどの対人社会サービスを確保し、住民に必要な支援を行うことが、これまで以上に求められることとなった。具体的には、(1)切れ目のないユニバーサルサービスの提供、(2)現物給付による支援策の確保、(3)高齢者ケアや少子化対策等に関する計画策定、(4)地域の多様な担い手との連携等が求められている。こうした取組みを行うには、多職種にまたがる専門職の人々のみならず、地域の町内会・自治会、民生児童委員、学校、保育所、警察など、様々な担い手が集い、その課題を共有し、対応を図ることが必要である。しかしながら、そのコストを誰が負担するかについて、合意は図られていない。

持続可能な地域社会構築に向けて、自治体には職員数の確保と同時に、地域の多様な担い手との連携を図る取組みが必要である。他方で、こうした機能と役割を地域社会が公共部門に求めるのであれば、公的負担に対する国民の理解と協力もまた必要である。すでに、連携・協力の仕組みづくりとそれに要する（費用や労働力といった）負担のあり方が各地で模索されているほか、対人サービスに関わる雇用（稼得機会創出）と経済循環の仕組みを構築する取組みが出始めている。だがその取組みには地域差があり、普遍性をもつものとはなっていない。こうした点で、政府による財源確保と、国から地方への安定的な財源保障が必要である。

キーワード：地方財政、地域包括ケア、担い手連携、

